

参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和五十九年三月二日(金曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 谷川 寛三君
理事 川原新次郎君
北 修二君
最上 進君
村沢 牧君
藤原 房雄君

委員

浦田 勝君
大城 眞順君
岡部 三郎君
熊谷太三郎君
坂元 親男君
高木 正明君
竹山 裕君
星 長治君
水谷 力君
森田 重郎君
稲村 稔夫君
上野 雄文君
菅野 久光君
刈田 貞子君
鶴岡 洋君
下田 京子君
田淵 哲也君
喜屋武眞榮君

國務大臣 農林水産大臣 山村新治郎君
政府委員 農林水産政務次官 仲川 幸男君

説明員

事務局側

常任委員会専門員

内閣総理大臣官房参事官 松本 康子君
厚生省環境衛生局長 玉木 武君
農林水産技術会議事務局研究総務官 栗田 年代君
通商産業省生活産業局通商課長 新関 勝郎君

農林水産大臣官房長 角道 謙一君
農林水産大臣官房総務課長 塚田 実君
農林水産大臣官房審議官 田中 宏尚君
農林水産大臣官房審議官 中野 賢一君
農林水産省経済局長 佐野 宏哉君
農林水産省構造改善局長 森実 孝郎君
農林水産省構造改善局次長 中川 稔君
農林水産省農蚕園芸局長 小島 和義君
農林水産省畜産局長 石川 弘君
農林水産省食品流通局長 小野 重和君
農林水産技術会議事務局局長 関谷 俊作君
食糧庁次長 松浦 昭君
食糧庁長官 山田 岸雄君
林野庁次長 秋山 智英君
林野庁長官 後藤 康夫君
水産庁長官 渡邊 文雄君

通商産業省生活産業局繊維製品課長 竹内 征司君
運輸大臣官房政策計画官 亀甲 邦敏君

本日の會議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(昭和五十九年度の農林水産行政の基本施策に関する件)

○委員長(谷川寛三君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農林水産政策に関する調査のうち、昭和五十九年度農林水産省関係の施策に関する件を議題といたします。

本件につきましては、前回既に説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○村沢牧君 私は、日米農産物交渉と養蚕問題に絞って質問いたしますが、時間が限られておりますので、率直なひとつ答弁をいただきますように最初にお願ひしておきます。

まず、日米農産物交渉はいよいよ大詰め段階になったわけでありまして、今後のスケジュールについてお聞きをしたい。農林水産省は今までどのような事務レベルの交渉を積み上げて農林大臣の責任において決着をされようとするのか。あるいは伝えられておりますように、首相裁断による政治決着を図ろうとするのか。いずれにしても、その時期はいつを目途とするのか、お答えを願ひたい。

○國務大臣(山村新治郎君) 今先生おっしゃいましたように、事務レベルの折衝を重ねながら、最終的には担当大臣である私の責任においてこれは解決しようと思っております。今お話がございました総理にどうということもございしますが、総理に判断を仰ぐことがあるかもしれませんが、しかしそれにいたしましても、最終的には私の責任ということで解決してまいりたいというぐあいと考えております。

時期につきましては、この前安倍外務大臣が訪米いたしましたので、帰りましてから二、三カ月内にとにかくことを言われましたが、恐らく二、三カ月内というのは、他の省庁との問題をみんな含めてという意味ではないかと思ひます。前大臣がいろいろ当委員会でも御答弁なすっておると思いますが、三月末をめどに何とか話し合いを、これを締結したいというぐあいに考えております。

○村沢牧君 山村農相は就任早々の記者会見で、日米農産物交渉は日本農業を守るために奮勇を振るい、政治生命をかけてもやっつけていきたい、こういう発言をしたということが報道されておりました、まことにその決意は結構なことだというふうに思ひます。今答弁をお聞きすれば、農林大臣の責任において決着をするのだ、頭越しの解決はさせない、そういう決意であるというふうに受けとめておりますので、そのようにぜひやってもらいたいと思うのです。

それから、時期についてであります。けさの日本農業新聞を見ると、来週から事務調整に入つて二十九日農相訪米で決着も、ということになっておるわけですが、このように進んでいくかどうか、その点についてお答え願ひたい。

○國務大臣(山村新治郎君) 事務局を派遣することは事実でございます。しかし、その交渉がどのようなぐあいに進展するかはまだ全然わかっておりません。今のところ、いつ訪米するかというふうな私のスケジュールはできておりません。

○村沢牧君 この問題の決着を図るために農林水

地域森林計画を変更し、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項を追加して定めなければならない。同項の規定により地域森林計画をたてる場合において特定保安林の区域内の民有林で当該地域森林計画の対象となるものがあるときも、同様とする。

一 造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林(以下「要整備森林」という。)の所在

二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期に関する事項

三 その他必要な事項

(協議の勧告)

第十条 都道府県知事は、要整備森林について前条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法に関する事項に従つて施業すべき旨の森林法第十条の五の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該要整備森林又は当該要整備森林の立木について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で都道府県知事の指定を受けたものと当該要整備森林又は当該要整備森林の立木についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

(伐採の許可の特例)

第十一条 要整備森林について第九条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法及び時期に関する事項に従つて実施される立木の伐採については、森林法第三十四条第一項の規定は、適用しない。

附則第二項中「三十年」を「四十年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十九年三月十六日印刷

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。

3 前項の規定による改正後の地方税法附則第十条第三項の規定は、昭和五十九年四月一日以後の土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

二月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付記された。

一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港施設」を「漁業用施設」に改める。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律で「漁業用施設」とは、漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。

一 沿岸漁場整備開発施設(消波施設その他政令で定めるものに限る。)

二 漁港施設(漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設に限る。以下同じ。)

昭和五十九年三月十七日発行

産業協同組合その他営利を目的としない法人で政令で定めるものに改め、「及び」を削り、「施設」を「施設でその所有者の区分ごとに」に改め、同条第六項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第七項中「代る」を「代わる」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第八項中「五十メートル」を「百メートル」に、「二十メートル」を「五十メートル」に、「こえる」を「超える」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「左の」を「次の」に改める。

第三条の二第二項中「行なう」を「行う」に、「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「激甚災害」を「激甚災害」に、「十万円」を「三十万円」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第七条中「激甚災害」を「激甚災害」に、「三万円」を「十万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二十四条第二項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「三万円以上十万円」を「十万円以上三十万円」に改める。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C

○村沢牧君 全力投球はもちろんですけれども、自由化はできないということが大前提、つまり決着するということはこの枠を拡大して数量の問題でひとつ決着しよう、こういうことなのですか。

○国務大臣(山村新治郎君) 私としまして具体的に申し上げたいわけですが、しかしこれから交渉するわけですが、ひとつ当委員会の決議、申し入れの趣旨を十分尊重して、この趣旨に沿ってやってまいりたいということでも御勘弁いただきたいと思ひます。

○村沢牧君 そのことについても答弁ができないとするならば話が進まぬわけですが、それは枠の拡大もあるかもしれない、あるいはないかもしれないということですね。

そこで、大臣の決意もまた聞きたいのですが、先ほど来話がありますように、当委員会は、昭和五十七年五月十三日、自由化反対の決議をして、その後二回にわたってこの決議を尊重して対処するように政府に申し入れをしている。この決議は、自由化はもちろんのこと、輸入枠拡大についても農業者が犠牲にならないように対処せよ、こういうことになっています。当面自由化はしなくても、マスコミが報道されているような大幅な枠の拡大をするとするならば、実質は自由化と同じことなのです。日本の農業は、外国の農産物、特にアメリカ農産物の輸入の増加によって今日縮小再生産を迫られているわけですが、今回またアメリカの要求に屈したとするならば、将来は大変な事態になることはこれは必至であります。

歴代農相は、国内生産で不足するものについては輸入せざるを得ない、しかし、国内で生産可能なものについては輸入をしない、こういう方針を貫いてきた。しかし、その結果になっておりません。おりませんが、山村農相としてはどういうふうに考えるのか。こういうことから考えるならば、牛肉、オレンジについても現在以上の枠の拡大に必要はない。大臣が本日に国会決議を尊重するという立場に立つならば、また農民や農業団体、消費者の要望にこたえるという気持ちで

あったならば、牛肉、オレンジについても現在以上の枠拡大に必要ではない、そのように思いますが、大臣の見解、決意をひとつ聞きたい。

○国務大臣(山村新治郎君) 何遍も繰り返しますが、当委員会の決議、申し入れ、この趣旨を踏まえてやってまいります。

○村沢牧君 当委員会の決議を尊重してやることは当然ですけれども、国内で不足するものは輸入をせざるを得ない。しかし国内で生産可能なものについては輸入をしない、枠もふやさない、その決意を聞くのです。

○国務大臣(山村新治郎君) 私が今から交渉に参りますので、具体的なことを申し上げられなくて申しわけなのですが、当委員会での決議というものも尊重してこの趣旨に沿って交渉してまいります。よろしくお願いしたいと思ひます。

○村沢牧君 そんなことは何回も言ったと同じことです。尊重しないなどとは私は思っていないのです。これは牛肉、オレンジに限らず、国内で生産可能なものについては輸入をしない、輸入を規制していくのだという、これは牛肉、オレンジに限らずその決意があつてしかるべきだ。ましてや牛肉、オレンジの現状を見るならば、これ以上輸入枠の拡大をする必要はないではないか、私はそういう指摘をするのですけれども、その決意をささきから聞いているのですが、当委員会の決議を尊重することは何回も言わなくても当然のことなのです。その基本的な考え方はどうなのですか。

○国務大臣(山村新治郎君) 本日に申しわけありませんが、当委員会の決議、申し入れ、これの趣旨を踏まえてやってまいります。その決意はこの当委員会の決議でございます。

○村沢牧君 私の質問に答えていないのですからね。そんなことを何回も言ったのですか、当委員会の決議を尊重すると。そんなことは当然のことだと私は言っておるのです。国内で生産可能なものは輸入は抑えていくのだ、足りないものは輸入してくるのだ、牛肉、オレンジにも当てはまることだと。その決心があるのかどうか、それを聞いて

いるのです。私はそんな答弁だったらもう答弁要りません。委員長の方で計らってください。

○国務大臣(山村新治郎君) 当委員会での決議、これは農業者が犠牲にならないように、我が国農業を着実に発展させるということが決議でございます。それに基づいての農産物輸入ということになるわけですが、私はその決議に沿って、農業者が犠牲にならないように、我が国農業を着実に発展させていくことを念頭に置いてやってまいります。

○村沢牧君 何を限度にして農業者が犠牲にならない、そういうようになるかはつきり言えないと思ひます。ですから私が言っていることは、今までの歴代農林大臣は、国内で余って困るものを輸入して腐らすことはないのだ、そんなことはしませんというのを言っていたのです。あなたはそういうことは言えないのですか。

○国務大臣(山村新治郎君) 前大臣の発言の趣旨もよくわかります。農産物輸入に関しては、国内需給を見た上で、要らないものは要らない、必要なものを輸入するという趣旨であつたと思ひます。金子前大臣でございますが、私も金子前大臣の考えと一緒の方向で交渉には当たつてまいります。

○村沢牧君 では、そういう決意を持って牛肉、オレンジの交渉にも対処してください。

そこで、日本の農産物市場を全面的に開放したとしても貿易摩擦の解消にはならない。ましてや、牛肉、オレンジの輸入枠を拡大しても貿易収支の改善に役立つものはわずかだ。これは周知のとおりであります。日米間の貿易バランスが回復しない限り、米国は第二弾、第三弾の対日要求は突きつけてくるであらう。一体大臣は貿易摩擦解消と日本の農産物交渉をどのように考えているのか。そして、貿易摩擦が生ずる最大の原因は、これはだが何と云つても工業製品の集中豪雨的な輸出にあることは明らかだ。これを日本の農業や農民の責任に帰すべき問題ではない。したがって、工業製品輸出という中心の経済政策を転換す

ることこそ政府がまずとるべきことではないのか。大臣は、この貿易摩擦問題に関連してどのように考えるのですか。

○国務大臣(山村新治郎君) 私は、今先生がおっしゃいましたような趣旨も十分申し述べてまいりつもりでございます。おっしゃいましたように、二百十六億ドルを超えるような対米赤字になつております。そしてまた、よく新聞紙上に出ておりますが、この牛肉、オレンジを全部開放したとして五億ドルにもならぬと。そういうようなところで、特にまたその中であつてアメリカが輸出しておる牛肉の六割は日本が輸入しておる状況でございますし、かんきつにいたしましても全アメリカの輸出量の四割を日本が輸入しておるというような状況もござります。これらを踏まえて、私はやはり日本農業を守るといふことは日本の農林水産大臣たる私の責任であると思ひまして、そのことは念頭に置いておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

○村沢牧君 あなたは、国務大臣として貿易摩擦問題を解消するにはどうしたらいいというふうに考えますか。

○国務大臣(山村新治郎君) これは世界全体の問題でもございまいしょうが、やはり内需の拡大も大きく図つていかなければならないと思つております。

○村沢牧君 それだけではないでしょう。だから、農産物の市場を開放したとしても日米貿易摩擦解消に寄与するのはわずかである。したがって、その前に今お話があつたような内需の拡大をして、日本の経済政策の転換を図つていかなければならない、そのように私は考え、強く指摘をしておきたいのですが、この問題で論議をしておる時間がかりますから次へ進みます。

以上申し上げたような趣旨によつて、私は輸入枠拡大についても、牛肉、オレンジについて反対するものである。大臣の見解を聞いておつても、日本に要らないものは輸入しないのだ、結論的に言つてそういうことになりまますから、政府として

産省としても、例えば与党・自民党に対していろいろ協議をして決めていくということが報道されております。そのことは政府として当然のことだといふふうに思いますが、私たち野党としても、社会党としてもこの問題については何回も政府に要求しておるわけです。さらにまた、当農林水産委員会も、後ほど申し上げますが、委員会の決議もやっている。自民党とだけ話をして最終的な決着を図っていくのですか、それとも他の党に対しても何らかのお話があるのですか。その辺はどうなのですか。

○国務大臣(山村新治郎君) 先生おっしゃいましたように、与党は自民党でございますので、自民党内の意見の統一というものをお願いいたさなければなりません。しかし私は、当委員会では昨年の五月に決議をいただきました。そして本年一月に申し入れもいただきました。この決議、申し入れの趣旨を踏まえて、農業者が犠牲にならないように、我が国農業が今後とも着実な発展をするということを念頭に置いて交渉に当たってまいります。

○村沢牧君 そのことを念頭に置いて交渉に当たるとは当然であるけれども、このようにいたしたい、こういうことについて決着をする前に与党・自民党の了解は得るけれども、先ほど私が申しました、私どもも大臣に対してあるいは総理に対して要求しているのですから、その間において私どもに対しても何かの話もあるのですか。全然しなくて、与党・自民党だけで話をしています。

○国務大臣(山村新治郎君) 与党・自民党にも一応これは今先生おっしゃいましたように、いろいろ意見の統一ということをお願いしてはおりますが、しかし最終的に、これがこうということの最後の最後までどうということ、これはなかなか難しいんじゃないかと思えます。ある程度のこととはひとつ、私どもは責任を持ってやっていますので、お任せいただきたいというぐあいに考えております。

○村沢牧君 では、野党に対しては、農林水産大臣が責任を持ってやるから見ておってくださいますか、そういうことなのですか。

○国務大臣(山村新治郎君) そういう余り極端に言いますとおかしくなりますけれども、当委員会の趣旨というものはもうこれを最尊重いたします。それで交渉に当たってまいりますので、ひとつよろしく願っています。

○村沢牧君 どうも大臣の答弁を聞いておりますと、野党には何らかの話し合いもする必要もないようなお考えのようでございますから、私は余り時間がないから細かく聞きませんが、では、かなりのことを要求しておきますからよく聞いてください。

佐野経済局長は衆議院予算委員会、協定の期限切れである三月末までにまとまらなければ現制度のまま輸入する、こういう答弁をしております。山村農相は同日の記者会見で、米価がこれまでも強く求めた三月までの決着という話はやわらかくなったような気がすると述べた、ということと報道されている。また安倍外相は数日前に、マンズフィールド駐日大使に対して、当面二、三カ月間に解決、進展をするよう努力している、こういう表明をしているわけですが、以上のような発言の中から、政府の態度は三月決着に必ずしもこだわらない、こういうふうに理解してよろしいですか。

○国務大臣(山村新治郎君) 安倍外相が訪米後、二、三カ月内ということ、我々もそれでは時間的な余裕がかなりあるのかというふうな感じもいたしました。二月に帰ってきて二、三カ月というのですから四月まで延ばしていいのかなというふうなことも感じましたが、せんだってマンズフィールド大使が参りまして申しますには、米側として何としても前の大臣のお約束もある三月中旬にひとつぜひ決着をお願いしたいというふうなこともございましたので、安倍外務大臣が帰りました直後の雰囲気とは変わりました、三月中旬にやはり何とかこれは話し合いをつけなければならぬという

いう気持ちで我々はおります。

○村沢牧君 農相自身が、米価がこれまで強く求めた三月までに決着をせよという話はやわらかくなったような気がするという、こういう受けとめ方は今は持っていないということなのですか。

○国務大臣(山村新治郎君) その考え方は、安倍外務大臣が参りまして、二、三カ月中にいうような安倍外務大臣の発言を踏まえて、私はそれでは少し時間的な余裕ができたのかというふうなことを感じましたが、せんだってのマンズフィールド大使の農林水産省へ参りましての御発言等から見まして、やはり是非でも三月中旬に決着をつけたという気持ちも強いようでございます。

○村沢牧君 佐野局長は衆議院でこのような発言をしているが、どのように考えているのですか。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。私どもは、三月末までに決着をするよう全力を傾けたいと考えております。

○村沢牧君 そうすると、くだいような話ですが、日本政府の態度としては四月にずれ込むようなことはしない、ずれ込むなどということは今から言えないでしようけれども、そのように決意をしておりますか。

○国務大臣(山村新治郎君) 何としても三月中旬に決着をつけてまいりたいというぐあいに考えております。

○村沢牧君 この交渉の内容については、農水省も今までも明らかにしていないが、今日段階でもアメリカの要求やこれに対する日本の態度等についてこの場所では言えと言えないというように私は思うのだけれども、しかし言えることは、アメリカは自由化の要求は引つ込めないけれども、当面は棚上げにして大幅な枠の拡大で対処

しよう、こういうことはあらゆる報道から私たちも知ることができなければならない、この点についてアメリカの態度をどういうふうに受けとめているのですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 本年に入りまして、アメリカ側は、輸入数量について満足のいく合意が得られる場合には輸入数量制限撤廃問題を未解決のまましばらくほうっておくことができないわけではない、ということに言うに至っておりますので、そういう意味では輸入数量制限の撤廃問題を回避しつつ合意するということは可能な状態になっておると認識をいたしております。

○村沢牧君 ちょっと聞き取れない面もあったわけですが、私も率直に聞いたことは、アメリカは自由化の要求は取り下げない、しかし当面はこれを棚上げにして枠拡大で対処している、こういう態度になっているかどうか、それを日本側がどういうふうな受けとめているかということなのです。

○政府委員(佐野宏哉君) 輸入数量について満足がいけば、いま先生のおっしゃったような解決の仕方もあり得るという態度であります。

○村沢牧君 輸入数量について、つまりアメリカ側から輸出する数量についてアメリカが満足いかなかった場合には、依然として自由化要求ということが表面に、この交渉の中にまた出てくるのですか。

○政府委員(佐野宏哉君) もちろんさように認識をいたしております。

○村沢牧君 そうすると、交渉もかなり長引くということが予測されますが、そのことは皆さんがおやりになることでありますけれども、大臣としては輸入自由化はできない、そこで政府の基本方針としては枠の拡大によってこれを決着しようとするお気持ちなのですか。

○国務大臣(山村新治郎君) 今交渉中でございますので、詳細は申し上げられませんが、当委員会の決議、申し入れの趣旨を踏まえて全力投球でやっております。

○政府委員(佐野宏藏君) アメリカ政府がこの問題についてどういふことを申しておるかということとを明らかにすることは先方との約束上お許しをいたさなければならぬが、東京ラウンドの合意文書によって我が国政府が協議をするべき義務を負っているのは、牛肉トータルにつきましてはオーストラリア政府との間においてでありまして、アメリカとの間ではございません。

○村沢牧君 よくはつきりわかるように言ってもいいのです。アメリカとやるのは高級牛肉だ、一般牛肉はオーストラリアとの関係もあるし、アメリカとはやらないのだ、そういうことですね。

○政府委員(佐野宏藏君) 日米間のこの問題につきましてのいかなる応酬が行われておりますかということについては、残念でございますが、お答えをお許しただきたいと存じます。

○村沢牧君 あくまで、東京ラウンドのさきに決めた合意事項によれば、ことし協議をするのも高級牛肉について協議をするという事であるのです。だからこのとおり協議をすればいいことであって、これを一般肉についてもアメリカから要求があるようだけれども、こんなことまでいったらオーストラリアとの問題があつて大変なことになるわけですね。その辺はやらないと思うのですけれども、局長の言うことが、ちょっと何か遠回しなことを言つておつて、全然わからないわけじゃないけれども、言わんとするところはわかりますけれども、私のようなこゝろの理解でいいわけですね。——そのように受けとめておきます。

時間はないので次に移ります。

次は、養蚕の問題です。

日本の養蚕や製糸は、価格の低迷やあるいは養蚕農家の減少、それから製糸は不況カルテルによつて製糸機械を廃棄をする、封印をする、まさに八方ふさがりの危機的状況にあるのですけれども、しかし養蚕は我が国の伝統的な産業である。また養蚕でなくてはならない地域もある。したがつて、これ以上養蚕を疲弊してはならないと思

う。大臣は、我が国産業の中で養蚕を一体どういふふうな位置づけ、発展をさしていこうとするのですか。

○国務大臣(山村新治郎君) 先生おっしゃいましたように、養蚕は重要な地位にあるわけでございます。特に養蚕の場合は戦前に比べて、農業全体の中におけるウエイトは、戦前は何か二五%ぐらい、四分の一ぐらいあつたそうですが、今はかなり低下しておるというふうな状況でございます。しかし、山村及び農山村において農業経営上重要な複合作物の一つであるとして認識しております。繭糸価格安定制度の運営等を通じて養蚕業の保護育成を図つていくところでございます。しかしながら、最近における養蚕業をめぐる情勢は、生糸需給の大幅な不均衡に見られるように極めて厳しい情勢にございます。今後養蚕業の保護及び繭糸価格安定制度の維持を図るためには、生糸需給の動向に即応した減産もやむを得ないと考えております。現在生産者団体と協議を進めさせておるところでございます。他方、厳しい条件下において養蚕業の健全な発展を図るため、低コスト養蚕経営の確立等に努めてまいりたいと考えております。

○村沢牧君 そんなことを何回も、毎年毎年そんなことを言つておるうちにだんだん養蚕が疲弊してきたのです。今の答弁を見たつて全く消極的な答弁で、養蚕をどういふふうな発展をさせるという意欲もなければ方針もないじゃないですか。

それで、以下聞いていきますけれども、事業団の在庫はついに十七万五千俵にもなつてゐる。私は、昭和五十七年八月十九日、第九十六回国会で、繭糸価格安定法の一部改正法律案を審議の際に、事業団の在庫の削減について質問をいたしましたところ、小島局長、あなたは、適正在庫は五万俵でございます、農林省としては三年ぐらいいで適正水準に持つていきたい、こういう答弁をしておるのです。その当時の在庫は十四万四千五百俵、現在では十七万五千俵、逆にふえているのです。一年半前に答弁したことがこんなことになつてお

る。いかにして農林省の見通しが悪いというか、無責任というか、私ははたとあきれ返つた。一体農林省は需要の拡大とか輸入抑制に真剣に取り組んできたのか、どうなのですか。責任をどういふふうにお感じですか。

○政府委員(小島和義君) 一昨年、繭糸価格安定法の改正の御審議の際に、おおよそ三年ぐらいいの間に五万俵ぐらいに削減したいと、希望的観測とお断りして申し上げたわけでございます。当時の需給の状況でございますが、五十三年をピークとして毎年毎年需要が下降きましてございましたけれども、五十七年上半期は御承知のようにやや需要が持ち直した時期でございまして、その年の九月ごろでございまして、事業団の在庫も、いまおっしゃいました十四万五千俵ぐらいの数字より減少をいたしました。十三万九千俵という台まで一時いったことがございます。そういうことに加えて、あの法律の改正によりまして需要拡大のための新規売り渡しというふうな道も開かれたわけでありまして、それらが非常にうまい方に転がつてまいりますと、在庫はだんだん減つていくことができるのではないかと、こういう観測を申し上げたわけでございます。しかしながら、その後の推移を見てまいりますと、需要の方は依然として減りぎみでございます。五十三年ごろに大体四十六万俵ぐらいの国内消費量がございましたものが、昨年の場合には……

○村沢牧君 ちょっと済みません、局長の答弁中ですが、先ほども冒頭お願いしたように、私の持ち時間はあと十分しかありません。経過は私は知っているのです。知つてゐるから、どういふふうに取り組んできたのか、また取り組んでいくのかということですね。その減つた経過は知つてゐるのです。

○政府委員(小島和義君) そういうことで、需要の方が減る反面、それに反比例的に事業団在庫の方はふえてきて、今御指摘のような数字になつてゐるわけでございます。

そこで、何といつてもその需給改善を図る必要

があるわけでございます。一つは今おっしゃいましたように需要の拡大ということでございます。これは国内の絹の消費量の大体九割ぐらいは和服需要によつて支えられておるわけでありまして、この和服需要の減退にいかんして歯止めをかけるかという問題でございます。いま一つの問題は新しい需要——洋装、インテリア等の需要もございまして、それをいかにして伸ばしていくか、この二つにつきましているいろいろ業界の協力も得まして、また通産省の協力も得まして、新しい需要を喚起するための方策を講じてまいつたわけでございます。また、あの折に御改正いただきました新規用途売り渡しにつきましても、一昨年の十一月以降約九千五百俵の売り渡しを実施いたしておりました。新規用途の開発につきまして幾分なりともその効果を上げ得た、かように考えておるわけでございますが、全体の需要の減退を食い止めるところまでは至つていないという状況でございます。

それから、輸入の削減でございますが、これも御承知のとおり毎年毎年輸入数量の圧縮に努めておりました。五十三年を一〇〇といたしますと、生糸の五十七年度協定量は二九%にいたしております。それから絹糸につきましても大体五〇%、絹織物は、これはなかなか難しい問題があるわけでございますが、それでも五十三年度を一〇〇といたしますと、面積ベースで六〇%というふうな水準まで輸入を減らしてきておるわけでございます。この種の一遍自由化した商品に大變なことであるかということ、ただいままだ自由化したおりませんオレンジの問題等についてありますように、この種の通商交渉としては相当のことをやつてきたと私も思つてゐるわけでございます。

○村沢牧君 お役人というか官僚は極めてのんきなもので、一年半前に、十四万の在庫があるけど三年かかって五万にしますとこの委員会が堂々と

言つたけど、逆に十七万俵にもなつてゐるので

もこの大幅な輸入枠の拡大に應ずる余地はないと。にもかかわらず、私たちのそういう要求あるいは農民や農業団体の要求を押し切って枠拡大で対処しようとする場合には、何を基準として輸入枠を設定し、アメリカと交渉するのですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 輸入数量で米側と合意をするに当たって何を規程基準と心得ておるかという御下問でございますが、私もいたしましてはそれぞれ当該物資の需給事情なり生産事情なりを踏まえて、その中で当委員会の御決議を当てはめてその事態を眺めれば、いかに対処すべきものかということのガイドラインが得られるというふうに考えております。

○村沢牧君 大臣は先ほど来、国会の決議を尊重するとそれだけをおっしゃるのですけれども、しかし、具体的な交渉に当たるときには数量的な基準というものをこつちも把握しなければならぬ。私は何を基準にするかと言えば、一九七九年東京ラウンドにおける日米合意のこの事項をこれも一つの基準にすべきではないか。その中に、例えば牛肉については、日本政府は、この評価及び牛肉の将来の需給関係の見通しに基づいて、両国の双方の利益となるよう一九八四年及びそれ以降における高級牛肉の輸入を一層拡大するための方途につき合衆国政府と協議を行う、つまりその協議が今行われているわけです。したがって、日本政府としてはこの輸入の限度枠を決める基準というものは需給関係だ。つまりこの期間における需要と国内生産、そしてどれだけ不足をするか、このことがやはり日本の枠を設定する基準なのだ。

日本には閣議で決定した牛肉需給の長期見通しがある。この見通しを達成するために昨年も賄振法を改正して、補助金を出して牛肉生産の自給率を高めようとしていたのです。したがって、輸入枠を増加するという方針についてはこうした需給関係を考えることが大事だと思ふ。この協定を何年間にするのか、それはまだ不明のようだけれども、この期間における需給関係は農水省はどういう見通しを持っているのでしょうか、数字を

もって示すことができますか、牛肉について、オレンジについて。

○政府委員(石川弘君) 御承知のように、長期的な見通しといたしましては、いわゆる六十五年見通しというものがございまして、これは牛肉の需給の過去の推移を見ますと、この長期見通しを設定した以降におきましても短期的あるいは中期的にはかなり変動いたします。例えば生産の面をとらえても、御承知のように日本の牛肉の供給量の七割は酪農の方から出てまいりますので、酪農が生産調整をいたしまして駄牛淘汰をするとか急速に生産が伸びて出てくるとか、そういう短期的変動もございまして、長期の見通しだけの線で算定することにはいささか不安もございまして、一つの大きな指針として、過去におきましてこの長期見通しの線の中でどのような動きをしているかというところは、十分今後の需給を判定します場合の参考資料たり得ると思っております。したがって、私も中長期的な見通しをします場合に、こういう長期見通しを一つのよりどころにしまして、それに加えて短期的に起こりますいろいろな変動要素も踏まえて見通しの作業をし、それに基づいていろいろな考え方というものを決めていきたいと思っております。

○村沢牧君 私はこの質問を申し上げるに当たって、農林省に対してこの東京ラウンドの設定いかん、六十二年なのか六十五年なのか、六十七年になるかわかりませんが、その間における牛肉の需給関係はどうですか、なるほど六十五年の長期見通しはあります。その中間における見通しはどうか、その資料を出してくださいと言っているけれども、あなたたちは全然そんなことはできませんというので資料が出てきません。相手方と交渉する場合において、交渉の期間内における需給関係がどうだかわからなくて自信を持って交渉できますか、アメリカの要求が多過ぎるのだとか、べらぼうだとか、何を基準にしているのですか。その資料はないのですか、あるけれども言えないということですか、どつちなのですか。

○政府委員(石川弘君) 御承知のように需給見通しでは上限、下限ということをお設けておりまして、それに対して国内生産は一本の線で引張つてあるという比較的単純な見通しでございまして、これを数字がなくて申し上げたと言います。数字は必ずしもなければならないわけではございません。数字はあるわけではございますが、どういった数字を使っているのかという算定するかどうかという結果的に交渉の内容に入ることではございまして、お許しをいただきたいと申し上げたつもりでございます。

○村沢牧君 佐野局長は交渉するに当たって、日本の協定期間内における需給の見通しはどうだと、そのことをあなたは十分念頭に置いて交渉するわけですね。それでなくちゃいけないと思うわけですね。ところが、畜産局長はそういう答弁ですけれども、そんな六十五年の見通しはありますけれども、中間の見通しなどというものはありませんというふうなことをあなたたちは言っているから、そんなことでアメリカと自信を持って交渉できるのか。私は当委員会へ、ここで、その交渉もあるでしょうから、直ちにここへその資料、いろいろなデータはあるけれども、そのデータによって資料を出してくださいと言つても、あなたは出せないと思つたけれども、その見通しはあつたわけですね。しっかりと見通しが立っていないければ交渉なんかできないじゃないですか、どうなのですか。

○政府委員(石川弘君) おわびを申し上げますが、見通しはございまして、どういった見通しを使つてやるかというところはそのまま交渉の内容になりますのでお許しをいただきたいと申し上げたつもりでございます。

○村沢牧君 佐野局長、畜産局には見通しがあつて、だから、交渉の基準はあくまでその見通しによるべきであつて、対外関係、アメリカとの、レীগンさんと中曽根さんとの関係等いろいろ配慮して政治的に何か決着する。つまり、悪い言葉ですが政治加算ということ、これが政治加算になるかどうかはしませんが、政治的に積み上げる、そ

んなようなことがあつてはいけなけれども、その決意はどうですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 私としてはあくまで行政官としての分をわきまえて協議に当たつておるつもりでございます。

○村沢牧君 大臣も、そういう農林省にある長期見通しあるいは需給関係、そのことを中心にして日本としての枠という基準を出していく、その決意ですね。また、農林水産省は、こういう決意を出したけれども、それじゃアメリカは言うことを聞いてくれないからもう少し積み上げろといういいかげんなところ、そんな加算的なものはさせないという気持ちですね。

○国務大臣(山村新治郎君) 先生御存じのとおり、農林水産省の役人は一番優秀でございます。この皆さんと一体となつて農業者を犠牲にしないようにということをお念頭に置いて交渉に当たつてまいります。

○村沢牧君 佐野局長にもう一点伺うけれども、東京ラウンドの合意事項は、八四年以降における高級牛肉の輸入の方途について協議をするということになつてゐる。ところが、新聞で報道されるところによると、アメリカの要求は、例えば一万吨は高級牛肉、一万吨は一般肉だと、こういうことが報道されておりますが、一般肉の輸入まで拡大をして今回協議する必要はない、この東京ラウンドの協定からいっても、そのように考えますが、どうなのですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 現在、牛肉トータルの輸入数量につきましては、東京ラウンドの合意に基づきましてオーストラリア政府と協議中でございます。

○村沢牧君 そうすると、アメリカとの協議はあくまで高級牛肉である、そういうことですね。アメリカから一般牛肉の要求があつても、それを受けるとすればオーストラリアの関係もまた出てくるということにもなつてくるわけですから、けれども、アメリカともいま交渉し、今後交渉して詰めていくことは高級牛肉に限る、そういうことですね。

出をするという、需要が波を打っているというこ
とを前提としていまの制度はでき上がつておるわ
けでございます。今後、この絹需要の動向がどう
なるのかということについてはまだ不透明な部分
もございませうけれども、この数年間で見る限り毎
年毎年落ち込んでおる、このこと自体がいいかど
うかは別といたしまして、現実としてそういう趨
勢にあるわけでございます。そういう毎年毎年落
ち込むという趨勢の中で、ただいまのように需要
が波を打って変動しているということを前提とし
た制度がうまく機能するかどうか、このことがま
ことに問題なわけでございます。ただいまの研
究会の研究の焦点というものはその辺にあるう
かと思ひます。それを見定めまして上で今後どう
いう制度が成り立ち得るのかというふうなことが
その次のステップの問題になるわけでございます
と、今日の商榷係格安定制度が国内の養蚕を守る
という考えに立脚いたしておりますことは私ども
も承知いたしておりますので、今後の制度の検討
に当たりましてそういう問題意識を常に持ち続
けながら検討をいたしたい、かように考えており
ます。

○国務大臣(山村新治郎君) 制度につきま
しては、いま局長からお話ししましたように研究
結果を見て検討をしたいと思ひますし、また、減
反の問題につきましても、いま生産者団体、都道
府県、それらと話し中でございしますので、それ
は話の結果を見て結論を出したいと思ひます。

ただ、輸入につきましても、少なくとも農林水
産省の立場といたしまして、国内において繭の減
産を行わざるを得ないという事情があるわけでご
ざいまして、その事情を踏まえて、関係各省庁に
よくこの状況を説明しながら、輸入数量の縮減に
ついては努力してまいります。

○村沢牧君 時間が参りましたから私の質問は終
わりますが、養蚕農家に犠牲を押しつけるような
減産は絶対やっていけない。それからこの安定制
度は堅持をすべきである。このことを強く要求し
てきよう時間がないのでこれで終わりますが、私

はずとこれからの委員会です。肝に銘じて対処してください。
以上、終わります。

○上野雄文君 大臣、初めて御質問を申し上げ
わけでございますが、私は、言うなら養蚕問題、林
業問題などは素人の部類に入るわけでありませう
けれども、幸い大臣のお名前が山村というお名前
でありまして、農林大臣にうってつけのお名前だ
うに思ふのです。きょうは山の問題に絞りました
て、この間から中曾根総理が緑の問題なんかを出
してきましてけれども、タカ派発言の穴埋めのた
めの発言では困る、本意の意味でこの緑を守る
というそういう立場に立ってほしいなと、こう願
っているわけでありませうが、総体的に基礎的な問
題について現状認識というものを一致をさせてお
きたい。きょうは時間がありませうからそういう
立場でお尋ねをしたいと、こう思っているのだ

と。そこで参考までに申し上げますと、総理府が
発表した世論調査であります、その中の「国土の
将来像」、その項目で見てもみると、「価値観の変
化」というところで、物の豊かさを求めるという
のが二九%に対して、心の豊かさを求めるという
のが六四%というふうな非常に差がありませうし、
それからもう一つ、これから生活の便利さを求め
ていくのかというところが三五%に対して、自然と
の触れ合いというものを求めていきたいというの
が五七%に達している、こう言われているわけ
であります。私も人間が生きざまとして将来に
わたってこういうものを求めていきたいのだとい
う気持ちがあるにあらわれているのじゃないかと
いうふうに思っております。

そういう評価なんかについても大臣の御所見も
伺つてみたいと思ひますし、さらに、今日の
状況の問題についてでありますけれども、一口に
言つて、高度成長期の直前、朝鮮動乱が終わつて
以降木材価格が物すごく高騰しました。その時期
に一番権力の側がやりよかつたのが、国有林に向
けてどんどん切り出して価格安定制というふうな

ことが行われたわけですね。そういうツケが実は今
回つてきているのではないかと。それがもとになり
山村の人口の流出、過疎化につながつてきている
のじゃないか。さらに加えて木材の輸入、それと
同時に最近では住宅建築の不振、そういうものが
絡んでしまつて大変な危機的な状態にあるとい
うふうな認識しているわけでありませうけれど
も、こういうような立場で大臣はどのようにお考
へになつておられるのか、ひとつ総括的な御意見
を伺つてみたい、こう思ふのです。

○国務大臣(山村新治郎君) 先生おっしゃいま
しように、近年、緑や自然との触れ合いに対する
国民の関心は急速に高まつておるようございま
す。このようなか中で、国民の求める緑を育て守
る、このためには健全な森林を整備することが極
めて重要であります。このため引き続き各般にお
ける林業諸施策の推進を図るとともに、さらに決
議されました緑化推進運動の実施方針に即して、
国有林や公有林等の活用による森づくりを推進
し、緑資源の確保に努めてまいらる所存ございま
す。

○上野雄文君 お役人さんのお書きになつたもの
を大臣が読まれて、何かもう一つ、いうところの
心の触れ合いが読み取れるようなお話を聞きたか
つたと実は私は思つておるのです。私なりにいろ
いろ調べてみたのですけど、大臣の選挙区には国
有林はないように思ひますね。

○国務大臣(山村新治郎君) 全然ありません。
○上野雄文君 それから皆林署もないようです
ね。国有林に行かれたことはございませうか。

○国務大臣(山村新治郎君) 国有林へまだ視察に
は参つておりません。ただし、この間全国の署長
さんをお招きしていろいろ実情は伺つたところで
ございませうが、行つたことはございませう。

○上野雄文君 率直なそういうお話を聞かしてい
ただくならば、私もこれからのいろいろこの種の問
題について率直な意見も申し上げられることがで
きるのじゃないかと思ふのです。

そこで、先ほど大臣の答弁にありましたが、森

林・林業に国民的関心が非常に高まつてきたと。
そこで、この前衆議院の段階で質問もあつて、我
が党の代表に対しての答弁もあつたと思ひますけ
れども、この日本全土を覆つておる森林の果たす
べき価値をお金に換算してみると、年間二十五兆
四千三百億にもなるという数字が示されておる
のです。これはもう大変な役割を果たしているとい
うのをあらわしたものであらうと私も思ふのです。

最近、我々が一番注目していかなくちゃいけない
というのは、ダムなどの堆砂の問題だとか森林の
国土保全の機能、こういふものについて一体ど
ういうふうにお考えになつておられるか。一例を申
上げますと、私は栃木県で、まあ千葉県の上流県
ですね。それで、この間、去年の七月に大臣も御
存じだと思ふのですが、川治ダムというものがで
きました。これは毎秒十一トンの水をつくり出す
のに、何と約七百七十億、トン当たり七十億もの金
がかかるわけですね。大変な投資をする。それはも
うほとんど全部住民の負担と考へても私は間違
ないのだと思ふのですけれども、そういう投資を
する。こういうものもたつた五十年ぐらいでつぶ
れてしまふというのではどうにもならないだろ
うと思つておるわけですね。そういうことについて、
山を守るという立場で、そういう資料をどんなふ
うに把握をされておられるかお尋ねをしてみたいわ
けです。

○国務大臣(山村新治郎君) 私は、国有林につ
きましては、ただ単に木材を提供するということだ
けではなくて、いわゆる国土、自然環境の保全を
初めとして水資源の涵養、これらを含めた極めて
重要なものであるというぐあいに考へておりま
す。

○政府委員(秋山智英君) ただいま大臣が申し上
げましたとおり、森林には多面的な機能がござい
ます。特にいま先生御指摘の土砂崩壊、土砂流出
というふうな面におきまして、やはり森林の持つ
ています根茎の機能を強化するということが極め
て重要でございまして、そういう面から、やはり
適正な森林制御をすることがこれからの重大な役

と。そこで、この前衆議院の段階で質問もあつて、我
が党の代表に対しての答弁もあつたと思ひますけ
れども、この日本全土を覆つておる森林の果たす
べき価値をお金に換算してみると、年間二十五兆
四千三百億にもなるという数字が示されておる
のです。これはもう大変な役割を果たしているとい
うのをあらわしたものであらうと私も思ふのです。

最近、我々が一番注目していかなくちゃいけない
というのは、ダムなどの堆砂の問題だとか森林の
国土保全の機能、こういふものについて一体ど
ういうふうにお考えになつておられるか。一例を申
上げますと、私は栃木県で、まあ千葉県の上流県
ですね。それで、この間、去年の七月に大臣も御
存じだと思ふのですが、川治ダムというものがで
きました。これは毎秒十一トンの水をつくり出す
のに、何と約七百七十億、トン当たり七十億もの金
がかかるわけですね。大変な投資をする。それはも
うほとんど全部住民の負担と考へても私は間違
ないのだと思ふのですけれども、そういう投資を
する。こういうものもたつた五十年ぐらいでつぶ
れてしまふというのではどうにもならないだろ
うと思つておるわけですね。そういうことについて、
山を守るという立場で、そういう資料をどんなふ
うに把握をされておられるかお尋ねをしてみたいわ
けです。

○国務大臣(山村新治郎君) 私は、国有林につ
きましては、ただ単に木材を提供するということだ
けではなくて、いわゆる国土、自然環境の保全を
初めとして水資源の涵養、これらを含めた極めて
重要なものであるというぐあいに考へておりま
す。

○政府委員(秋山智英君) ただいま大臣が申し上
げましたとおり、森林には多面的な機能がござい
ます。特にいま先生御指摘の土砂崩壊、土砂流出
というふうな面におきまして、やはり森林の持つ
ています根茎の機能を強化するということが極め
て重要でございまして、そういう面から、やはり
適正な森林制御をすることがこれからの重大な役

と。そこで、この前衆議院の段階で質問もあつて、我
が党の代表に対しての答弁もあつたと思ひますけ
れども、この日本全土を覆つておる森林の果たす
べき価値をお金に換算してみると、年間二十五兆
四千三百億にもなるという数字が示されておる
のです。これはもう大変な役割を果たしているとい
うのをあらわしたものであらうと私も思ふのです。

最近、我々が一番注目していかなくちゃいけない
というのは、ダムなどの堆砂の問題だとか森林の
国土保全の機能、こういふものについて一体ど
ういうふうにお考えになつておられるか。一例を申
上げますと、私は栃木県で、まあ千葉県の上流県
ですね。それで、この間、去年の七月に大臣も御
存じだと思ふのですが、川治ダムというものがで
きました。これは毎秒十一トンの水をつくり出す
のに、何と約七百七十億、トン当たり七十億もの金
がかかるわけですね。大変な投資をする。それはも
うほとんど全部住民の負担と考へても私は間違
ないのだと思ふのですけれども、そういう投資を
する。こういうものもたつた五十年ぐらいでつぶ
れてしまふというのではどうにもならないだろ
うと思つておるわけですね。そういうことについて、
山を守るという立場で、そういう資料をどんなふ
うに把握をされておられるかお尋ねをしてみたいわ
けです。

○国務大臣(山村新治郎君) 私は、国有林につ
きましては、ただ単に木材を提供するということだ
けではなくて、いわゆる国土、自然環境の保全を
初めとして水資源の涵養、これらを含めた極めて
重要なものであるというぐあいに考へておりま
す。

○政府委員(秋山智英君) ただいま大臣が申し上
げましたとおり、森林には多面的な機能がござい
ます。特にいま先生御指摘の土砂崩壊、土砂流出
というふうな面におきまして、やはり森林の持つ
ています根茎の機能を強化するということが極め
て重要でございまして、そういう面から、やはり
適正な森林制御をすることがこれからの重大な役

と。そこで、この前衆議院の段階で質問もあつて、我
が党の代表に対しての答弁もあつたと思ひますけ
れども、この日本全土を覆つておる森林の果たす
べき価値をお金に換算してみると、年間二十五兆
四千三百億にもなるという数字が示されておる
のです。これはもう大変な役割を果たしているとい
うのをあらわしたものであらうと私も思ふのです。

最近、我々が一番注目していかなくちゃいけない
というのは、ダムなどの堆砂の問題だとか森林の
国土保全の機能、こういふものについて一体ど
ういうふうにお考えになつておられるか。一例を申
上げますと、私は栃木県で、まあ千葉県の上流県
ですね。それで、この間、去年の七月に大臣も御
存じだと思ふのですが、川治ダムというものがで
きました。これは毎秒十一トンの水をつくり出す
のに、何と約七百七十億、トン当たり七十億もの金
がかかるわけですね。大変な投資をする。それはも
うほとんど全部住民の負担と考へても私は間違
ないのだと思ふのですけれども、そういう投資を
する。こういうものもたつた五十年ぐらいでつぶ
れてしまふというのではどうにもならないだろ
うと思つておるわけですね。そういうことについて、
山を守るという立場で、そういう資料をどんなふ
うに把握をされておられるかお尋ねをしてみたいわ
けです。

○国務大臣(山村新治郎君) 私は、国有林につ
きましては、ただ単に木材を提供するということだ
けではなくて、いわゆる国土、自然環境の保全を
初めとして水資源の涵養、これらを含めた極めて
重要なものであるというぐあいに考へておりま
す。

○政府委員(秋山智英君) ただいま大臣が申し上
げましたとおり、森林には多面的な機能がござい
ます。特にいま先生御指摘の土砂崩壊、土砂流出
というふうな面におきまして、やはり森林の持つ
ています根茎の機能を強化するということが極め
て重要でございまして、そういう面から、やはり
適正な森林制御をすることがこれからの重大な役

と。そこで、この前衆議院の段階で質問もあつて、我
が党の代表に対しての答弁もあつたと思ひますけ
れども、この日本全土を覆つておる森林の果たす
べき価値をお金に換算してみると、年間二十五兆
四千三百億にもなるという数字が示されておる
のです。これはもう大変な役割を果たしているとい
うのをあらわしたものであらうと私も思ふのです。

す。またぬけぬけとそういうことを言つて、これをやったやうな言い方けれども、何にもやっていないじゃないですか。ですからあなたたちは口で言うつもりで何もやっていないことを言うのです。あなた、これは重大な責任ですよ。農蚕園芸局長として重大な責任をとらなさいい。

そこで、今話があらうように、生糸あるいは養蚕関係は克服する最大の課題は需要の拡大、これに伴う流通改善と輸入であるというふうに思うのです。そこで通産省にお伺いしますが、例えば着物、振りを例にとつても、原料として使われる生糸は約九百グラム、金にして一万三千円。ところが小売価格になつて反物として出てくると一反が五十万も六十万もするわけですから、これは消費が伸びないのです。この流通改善を図らなければ。特に繊維製品の流通の近代化を図らなさいい。これについては通産省としてはどういう取り組みをし、どういう指導をしていくのですか。

もう一点、輸入の問題についても、なるほど生糸とそれから絹糸類の輸入は若干減つた、しかし依然として絹織物、つまり着物生地が輸入はうんとふえているのです。さる法みたない、一方は減らしても一方はふえていけば何にもならない。このことが今日在庫を多くしてこの養蚕業を痛めつけているのですけれども、この問題についても、農林省に行けばそれは通産省の所管だ、農林省では手も足も出ないというのです。一体通産省としてはこういう問題についてどういう取り組みをしているのですか。これまた時間がありませんか。簡潔にひとつ御答弁をお願いしたい。

○説明員(竹内征司君) ただいま御質問にございました最初の点、流通の問題につきましては私の方からお答えしたいと思ひます。

御指摘のございました流通問題、これは大変難しい問題でございます。確かに繊維の流通構造というのは非常に多層構造になつておるわけでございますが、この多層構造は別に絹製品だけでござい

ませんで、繊維産業全般の問題であらうかと思つておるわけでございます。この各段階を見てみましたところ、その段階それぞれが大変利益を上げておるかといふと、そうではない状況でございます。むしろ需要減に伴います経費の増大等に苦しんでおるといふのが実情かと思つてございします。また、この流通の多層化構造を短縮したらどうかという御意見も一部にあるわけでございますけれども、この問題につきましても、繊維製品特有の商品の売れ残りの問題、あるいは回転率の問題等々がございまして、なかなかそのリ

スク分散という一面のメリットもあるわけでございます。長い歴史の経過の中から形成されたものでございしますから、これを一朝一夕に改善するということは大変難しいわけでございます。

いづれにいたしましても、先生の御指摘ございました流通の近代化の問題というところにつきましても、これは繊維産業全般の問題としてとらえていかなければならないし、その近代化の問題は今後大いに我々としても取り組まなければならない問題と考へておるわけでございます。あくまでも繊維産業全般の流通改善、あるいは生産近代化ということと問題をとらえてまいりたい、こう考へておる次第でございます。

○説明員(新関勝郎君) 先生の御指摘の絹織物の輸入問題についてお答え申し上げます。

私も、中国、韓国との政府間の二国間の取り決め、それから台湾との間の民間取り決めによりまして、こういう輸入削減問題について協力を求めてまいりました結果、絹織物の輸入数量に關しましては、二国間取り決めを実施する以前の昭和五十年に比へまして昨年の通関輸入数量は約五六%の水準にまで落ちてゐる現状でございます。国内の厳しい絹情勢のもとで関係のいろいろな業界からさらに輸入の削減を強化せよとの声が強いことは承知しております。引き続きの努力を続けたいとは考へておるところでございします。しかしながら、二国間の取り決めを通じて削減に次ぐ削減を求めてまいりました結果として、中国、

韓国等関係国における調整の余地も相当狭まつてゐる状況にございします。したがひまして、通産省といたしましては、絹織物の輸入削減を一層強化するために関係国に対してこれまで以上の協力を求めることは困難となりつつあると認識してゐるところでございます。

○村沢牧君 大臣に質問しますけれども、絹の需要は伸びないといつても、五十七年度の需要量は、暦年で見れば三十三万七千五百俵ある。これに對する国内生産は二十一万六千五百俵だ。つまり、日本で十五万俵は不足をするのです。この不足するものだけ輸入しておれば在庫もふえてこないのです。市況も混乱をしない。これ以上に輸入してゐるからこういう形になるのです。つまり、私はいままでいろいろ質問してきたけれども、農林水産省としても、政府としてやるべきことを積極的にやつておらない。また、通産省の方も、難しい問題だ、あるいは絹織物の輸入削減はこれ以上困難だといふようなことを言つて、政府として何にもやることをやつておらない。

しかし今日、ことしの国内の繭の生産を三割減反しと、大臣もさつき減反をするのだという答弁があつたのですけれども、とんでもないことだ、まさに本末転倒なのです。養蚕農家は安定制度を維持するために、数年前ですか、亀岡農林大臣のときに基準糸価、繭価も下げた。その際農林大臣は、養蚕、この安定制度を守るために我慢をしてください、これで日本の農業、養蚕はよくなりまうよという答弁をしてゐるのです。なおまた、養蚕団体は自主減反を二回も三回もやつてきた、そこへもつていつて追い打ちをかけてことしまた三割減らせ。自分たちがやることをやらなくてなぜ生産農家にばかり犠牲を押しつけるのですか、こんな政策があるのですか。ですから、三割減反といふのは撤回すべきである。大臣、どうなのですか、ことしこのこととりにやらせるのですか。

○國務大臣(山村新治郎君) 今、生産者団体を初め各団体といふいろいろ話し合ひをしておる最中ださうでございまして、その経過を見てひとつ決めたと思ひます。

○村沢牧君 日本の養蚕は、繭は足りないのです。足らないところへもつていつてまた三割減らせ。これでは養蚕農家の死活問題でなくては、養蚕そのものが滅びてしまふ。ですから、ことしの三割減反なんというところは絶対撤回すべきだ。これで終わるわけじゃありませんから、ずっと要求しますよ、よく腹に置いておいてください。

それから、農林省は繭糸価格安定制度を見直すために研究会を発足させてゐる。どういふふうに見直すのですか。今日まで一元化輸入、繭糸価格安定制度は養蚕を守るためにあるいは製糸業を守るために絶対に必要な制度だ、これはあくまで堅持をしていく、そういう決意でもつて研究をしなければいけないのですが、その決意があまりであるかどうか、大臣にこれも伺ひます。この安定制度は堅持をする、一元化輸入も堅持をする、いいですか、そうして、ことし減反なんぞをしない、その三つについて大臣、答弁をしてください。

○政府委員(小島和義君) 大臣からお答えあります前にちょっと経過だけ申し上げておきますが、先週以来繭の生産者団体、それから都道府県その他関係団体と協議を進めてまいりまして、減産の基本的な方向については御了解が得られた段階になつておりますが、目標数量を三割減ということにするかどうかという問題は、これは生産者団体の組織内の討議にゆだねられてゐる段階でございまして、これから団体の意思統一を待つて私どもと相談をしたい、こういう段階にございします。で、三割ということを決めたような報道は誤りでございします。

それから、研究会の問題でございしますが、私どもも問題意識をいたしましては、こういう安定制度といふのは、需要が減るときもあるけれども、ふえるときもある、したがつて需要が落ちたときには事業団が買い支えをいたしまして、需要が復活いたしますれば事業団がそれを放

うでございまして、その経過を見てひとつ決めたと思ひます。

○村沢牧君 日本の養蚕は、繭は足りないのです。足らないところへもつていつてまた三割減らせ。これでは養蚕農家の死活問題でなくては、養蚕そのものが滅びてしまふ。ですから、ことしの三割減反なんというところは絶対撤回すべきだ。これで終わるわけじゃありませんから、ずっと要求しますよ、よく腹に置いておいてください。

考えております。さらに保安林地域につきましては、やはり崩壊防止のための松くい虫の被害緊急対策治山事業によりまして現在進めてまいるということ、できるだけこれを早く終息すべく努力しているところでございます。

○上野雄文君 ひとつ精いっぱい頑張つてやっていただきたい。

栃木県のことを申し上げますと、植樹祭を二年前にやったのです。天皇がおいでになるからそのときに一生懸命やったですね。植樹祭が終わったらか急にふえるような感じがするわけです。あれはちょっと手を抜いたらもうどうにもなりませんから、よろしくひとつ頑張つていただきたいと思ひます。

次に、間伐の問題についてお伺いをしたいと思います。

日本の人工林の面積が千万ヘクタールで、これを対象にして間伐をやつていかなければならないわけでありまして、大体間伐必要面積はどの程度か、それから緊急に間伐をやらなきゃならないのはそのうちのどのくらいか、それからいままでの実績はどうなのか、五十六年度まで。五十六年度は例の補助制度ができて急激にばんと伸びたというのが出ていますけれども、七年度、八年度、八年度は現在進行中ですからあれですが、七年度はどうだったのか。それからこの間伐のおくれの原因は一体何なのか。こういうような点について御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(秋山智英君) 現在の我が国の人工林面積一千万ヘクタールというお話でございますが、そのとおりでございます。その約半分四八%が間伐の対象森林面積になっておりまして、間伐の対象となります林分と申しますと、大体十六年生から三十五年生でございますが、これが約三百八十万ヘクタールございます。その中で第一回目の間伐、初回の間伐を緊急に必要とする面積は約九十万ヘクタールでございますが、なかなか難しい事情もございます。これまで進んでまいらなかつたわけでありまして、昭和五十四年が十五万ヘ

クタールでございましたが、五十六年に間伐総合対策を進めましてから五十六年は二十三万ヘクタール、それから五十七年は二十四万ヘクタールと逐次ふえてまいつておるわけでありまして。

なかなか計画を進め得ない原因として考えてまいりますと、この間伐した材を運び出す林道、作業道等が必ずしも十分でないということ、それから最近の木材価格の低迷等もございまして、特に間伐材の需要が不振であるというようにもございまして。それからもちろんまた生産費が増高しているということもございまして、意欲が低下していることもあります。それから戦後造林された多くの方々というものは、いわゆる新炭林を切りまして初めて人工林を造成したというようにもございまして、なかなかそういう意味ではこの間伐に対する知識も不十分だったというようにもございまして、なかなかそういう意味ではこの間伐に対する知識も不十分だったというようにも

触れましたように、私もこの間伐促進の総合対策事業でありますとか、あるいは森林総合整備事業でありますとか、間伐林道を作成するための新しい経費を導入するとか、さらには昨年森林法の改正によりまして森林整備計画制度というものを新たに導入したわけでございます。これらの方法を総合的にかみ合わせながら、さらに今度として五十九年からは林業地域の生産活動を活性化するための総合対策事業も導入しているわけでございますが、これらを総合いたしましたして、機動的に効率的にやつてまいりたいと思つております。

○上野雄文君 長官、この間、農水委員会委員長と一緒に高知の方へもずっと歩いてきたのです。あそこで木工団地へ行きまして、間伐材でつくった家だとか、それから知事が使っているテーブルだとかロッカーだとか、そういうのも全部見せてもらったのですけれども、間伐材でつくったモデルハウスが坪四十万というのです。これじゃちょっと手が出ないのです。それからテーブルやなんかのセット類が一式七十万というのです。ところが半面、今度は小学校の子供たちのいす、テーブル、これは高知県ではそれをつくるのについて年

間、額は少ないけれども、三百万ぐらい金を出して間伐材の利用ということについて一生懸命取り組んでいるという姿勢が各県でも見られるわけです。ですから、ひとつ積極的にそういう面での問題をとり上げていってほしいと思ひます。

そこで問題は、さつき山村からどんな人が都市へ行つてしまふ。ところが、いろいろ世論調査をしてみると、都市部から外へ帰りたい、同じ世論調査でこういふのがあつたのです。これは大臣によく聞いてもらいたいと思ひますが、日本の将来の人口分布、二十年後は一体どうあつたらいふか、こういうことについての、これは総理府の資料です。現在より大都市圏に集中することが望ましいというのは二%です。地方圏に分散するのはいくつというのが七%です。その七%のうちの人たちで、政令指定都市のような札幌とか大きいところへ行くというものは六%です。それから県庁所在地はどうでしょう、か、ふえるでしょうかと。これは一三%なんです。県庁所在地以外の小都市がふえるというといふのは五%なんです。私もこれを見て夢と希望があると思ひます。それ以外に二%の人が農山村がふえるだろうということを言っているわけです。そういう気持ちをもみな持っているうちに私は手を打たなきゃいけないだろうと思ひます。

問題は、五十万人おつた山林労働者が今や十八万人になつてしまつた。ちょうど昭和三十五年、三井三池のあの石炭の争議のときに、炭鉱労働者は五十万だったのですが、今は十八万人です。同じ姿を歩んでいるのですが、山の方では騒ぎが起きない。これは一体何だ。それは長官も分析されておられるから、今こういふみんなの気持ちがあるうちに的確な手を打っていただきたい。今のうちに手を打たないと、いよいよ山林労働者が戻れと言つても戻れない状態をつくつてしまったのでは大変なことになりますよというふう

に思ひますが、その辺はどうですか。

○國務大臣(山村新治郎君) 先生のおっしゃるとおりでございます。何といつても緑豊かな森林資源を維持するというのは、林業労働を確保することが必要でございますが、そのためにはやはり山村における人々が希望を持って林業に取り組んでいけるように林業を活性化し、産業として魅力のあるものにしていくことが必要であらうと思ひます。

今、当省といたしまして、生産基盤の整備、林業従事者の生活の場としての山村における就業機会の確保と生活環境の改善、林業事業体の経営基盤の強化と労働条件の改善、これらを強力に推進してまいりましてございまして。

○上野雄文君 最後に、去年の農林水産委員会で、森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律案が通つたときに附帯決議が行われたのですが、特にこの五項目に、「木材の需給と価格安定を図るため、製材、木製品等外材輸入の適正な調整機能を發揮するよう努めるとともに」というのがあつたのです。さらにその後段、「また、間伐等の施策を促進するため」、「こういう決議に沿つた具体的な施策というものを私どもは強く要求をしていきたいと思ひます。前段の村沢理事の質問も、養蚕が外庄により本場にひどい目に遭つてきている、この山だって木材輸入、外材に本當にいつては困るわけです。私は、山を守るためにもこの委員会の附帯決議を尊重してもらいたいということを申し上げて終わりにしたいと思ひます。

○國務大臣(山村新治郎君) いま先生言われました委員会の附帯決議、これを積極的に推進してまいります。

○菅野久光君 私は、水産行政について質問したいと思ひます。

大臣が就任をされて、たしか北海道水産新聞だと思ひましたが、きょうちよつといま持つてくるのを忘れましたが、そのインタビューで、自分の選挙に重大な影響と申しますか、落選するようなことがあつても、全国の浜を回つて歩きたいとい

割とっております。

そこで、今国会に上程申し上げておりますところの保安林整備臨時措置法の一部改正も、保安林の中のそういう機能の低下したものをさらに強化しようという内容も含めました内容となっております。この重要性にかんがみての改正でございます。

○上野雄文君 国土保全という面から大変重要な役割を果たしているのだということについての認識はお互いに一致できる問題だろうと思うのです。最近では災害で一番大きいのは、おとしですか、長崎の土石流がありました。それから山陰地方の山崩れなんかもあったと思うのであります。最近のこういう気象による山の災害というのは現状どんなふうになっておりますか。私の見るところでは、急激にカーブを描いて上昇しているというふうに思っているのですけれども、その状況なんかについて。

○政府委員(秋山智英君) ただいま先生御指摘の長崎の災害でございますが、これは五十七年の七月の災害でございます。そのときの最大時雨量が百五十三ミリと、これは史上二番目というふうな言われているものでございまして、これを最大日雨量で見ますと四百八十八ミリ、長崎でございまして、全体の総雨量が六百五十一ミリということでございます。これはかつてないという非常に珍しい記録的な災害であつたわけでございます。それに加えて長崎は大変清流沿いの急峻なところに人家が密集しておる関係もございまして、こういう悪条件が重なって土石流の災害が出たというふうに私も判断しておりますところでございます。

○上野雄文君 そういった災害、これはおたくの方で出している白書からとってみると、五十五年は七百八十八億円であつたものが五十六年に千二百十九億円、そして五十七年には二千四百九十一億円というふうに物すごいね上がりをしてます。五十八年なんかはどうだったのですか。

○政府委員(秋山智英君) 五十八年は、御承知の島根県を中心とした集中豪雨並びに中部地方を中心とした集中豪雨がございまして、被害額総額は千九百八十八億円でございます。

○上野雄文君 こういう災害に対して、山の立場から何とか防ぎ手だてはないものか。そういうふうなことをいつて今日、山の立場での反省というんですか、そういうものは何かおありですか。

○政府委員(秋山智英君) 森林の持つております土砂崩壊、土砂流出あるいは水源涵養機能と申しますのは、いわゆる一定の量まではと申しますか、スポンジで申しますとちょうどスポンジが水を吸う段階までは森林としての機能が果たせますが、それを超える部分につきましては、これは機能を越える雨量等でございます。必然的にそれが災害につながるということですが、私どもはやはり森林の持つております機能を十分發揮できるように森林の取り扱いを、具体的に森林制御と申します。それをしていくことが極めて重要であるということ、昨年の国会で決めたいただきました森林法の一部改正もそういう考えからいろいろの手だてを考えているところでございまして。

○上野雄文君 次に、松枯れ、松くい虫の被害の問題でいろいろお尋ねをいたしたいなと、こう思っております。

私のところの栃木県も、松枯れは非常に少ない方なわけですけれども、最近は何となく伸びてまいりました。これは一体いつまでもつのだろつかという心配も実は出てきております。いろいろ資料を見てみますと、北海道と青森と秋田を除くとあとは全部やられているという状況のようです。

五十七年の三月に法改正が行われて新たな防除策が取り込まれたようでありまして、その結果どういふ成果が上がってきているかというふうな点についてその実績もお知らせをいただきたいと思つてます。ただ私、この白書による資料なんかも見せていただいているわけでありまして、

大体このところ棒グラフでいくと頭がとまってきたという数字が出ております。五十四年に比べれば五十五年、五十六年とこうとまってきたのかというように見えるわけでありまして、これだけ見ると何か被害が少なくなったという感じを受けてしまふのです。じゃなくて、やられたところがずっと広がってきてしまふから、どんどん減っていくというふうに見えなやらない棒グラフなのだろうと思つてお話を伺いたいと思つてます。

○政府委員(秋山智英君) 松くい虫の被害の発生状況でございますが、これは五十四年がピークで二百四十万立米という非常に急激な増加を見たわけでございます。その後鋭意努力してまいりました。総合防除体制の方式をとることによりまして、総合防除体制の方式をとることによりまして、実施して百四十六万立米でございます。七七年におきましては百四十六万立米でございます。これは約七割に、減になったわけでございます。これは新しい防除体制に基づいて各都道府県で鋭意努力したことと、さらには夏季におきましてこの低温多雨という気象条件もこれはよい結果をもたらしたと思つております。さらに五十八年は、現在被害木の駆除をしてる最中でございまして、五十七年よりはやはり若干落ちるというふうな数字をつかんでおります。

なお、さつき先生御指摘の、現在発生している県でございますが、これは実は秋田も若干出てまいりまして、青森と北海道だけになっております。

そこで、私も昨年の松くい虫被害対策特別措置法に基づきまして、まず予防といたしまして空中からの特別防除を実施するわけでございますが、さらに予防を実施できない地域もございまして、それにつきましては、特に保安林であるとか被害がこれから発生するおそれがあるようないわけ

る重要地域につきましては、これは特別伐倒駆除ということ、伐採木をさらに破砕するとかあるいは焼却するというような徹底した方式をとっております。それ以外につきましては、伐倒して薬剤散布というような方法をとっております。私どもは今お話がございましたが、罹害地域と申します。東北あるいは新潟、長野、山梨というふうなところにつきましては特に徹底した防除をしなければならぬということを進めておるわけでございます。

そういう意味におきまして、また五十九年度におきましては、今申しましたいわけの罹害地域についてはさらに徹底した防除を行うという考えから、今までのもちろん対策は実施するわけでございますが、さらに新しい手法によりまして空中から被害木を一本一本ガンノズルスプレー方式で防除できる方式もできましたので、そういう方法を取り入れるとか、それから感染源を除去するための松の伐倒処理であるとか、さらには一般の松林だけでなくお寺とかお宮その他の庭園と連携をとった防除をしなければならぬものから、これらも徹底してやるような方式もつけています。さらに、長期視点といたしましては、中国の馬尾松という松が松くい虫に非常に強い松でございます。日本の黒松とこれは交配させまして新しい品種をつくり出しまして、これを現在林木育種場で増殖中でございまして、これらを逐次進めてまいらうと、かように考えておるところであります。

それから、跡地の復旧問題というの、これからの非常に重要な問題になるわけでございますが、松くい虫の被害跡地におきまして、やはリクヌギとかヒノキが植わる部分については、松くい虫の被害地緊急造林事業というところでこれを進めると同時に、さらに土地の悪いところにおきましてはヤシヤブシや、いわゆる豆科の植物でございまして、こういうやせ地にも生え得るそういうものを導入しまして、特殊林地の改良事業というふうなことでこれを復旧しようということ

○政府委員(渡邊文雄君) 前段のこれからの水産物貿易の長期的な視点といいますが、見方ということでございますが、御案内のように、現在輸入されておりますものはエビ、サケ・マス、マグロ、カニ、イカあるいは魚卵——ニシン、かずのこ等の魚卵、非常に単価の高いものでございます。これは国内でできないものがそのうちの相当部分を占めますので、この輸入が減るということは需要がある限りはなかなか考えられない。ちなみに、輸入されます、先ほど百万トンで一兆円と

率直に申し上げさしていただきますが、大変むずかしい問題でございます。昭和五十二年に二百海里を米國が引いた當時は、ソ連も含めまして、二百海里水域の運用につきましてそれなりのルールらしきものがあつたわけでありませう。あのとき五十二年に一举に二百海里を宣言されて、二百海里の水域の中の漁業資源は沿岸國が主權を持つという宣言をされたわけでありませう。その割り当てをもらわなければとれないということになつたわけでありませうが、従来の伝統的な漁獲國、米國にしてみれば日本だと思ひますが、それについての実績はこれを尊重するという暗黙のルールみだいなものがございました。ソビエトにつきましても、同様な考え方がお互ひにあつたわけでありませうが、ここ二、三年の様子を見ますと、そういう二百海里が始まつた當時のルールというものはほとんど姿を消しまして、むしろ貿易政策あるいは政治問題等にこの割り当て問題が利用されるようになってきたという現実があるわけでありませう。

これは、それをいいとか悪いとか言ひましても、その主權を行使するという沿岸國の態度についてはいろいろな批判とか言ひ分があるといひましたが、それを覆すということとはなかなかできないわけでございます。そういう中でもやはり従来の実績を尊重し、日本との漁業面を通じての友好關係云々というようになことを言ひながら従来の実績を確保する努力をするよりはかにないと思つておるわけでありませう。

特に貿易問題について言えば、たとえばアメリカは昭和五十二年から數年間毎年一遍百二、三十萬トンに日本に割り当ててくれたわけでありませうが、昨年から毎年三回に分けてこれを日本に割り当てて。一月に半年分、四月に三月分、七月に三月分と。その割り当ての時期のたゞにいろいろな注文がつくわけでありませう。あるいは貿易量をもつとふやせとか、あるいは先ほど申しましたスケトウのジョイントベンチャーの數量をもつとふやせとか、そういうことを認めないならば

割り当て量を減らす、協力をしないのなら割り当て量を減らす、減らすといいますが、考えるぞというのがアメリカの国内法としてその後でできたわけであります。

マグナソン法という法律でございまして、それによりますと、米国水産物に対する貿易障害があるかないか、その障害の程度、あるいは米国の水産業の発展に対する協力の有無あるいはその程度というものを勘案して、国務省と商務省は相談をして対外割り当てをしるというアメリカの法律があるわけでありまして、我々と交渉の相手になりますアメリカの役人もこの法律には従わざるを得ないということで、その中で従来もあるいは日本の現実を踏まえましてできるだけの協力をしてもらっていると思いますし、またその協力をさせるような意味での粘り強い交渉というものがこれかからもますます必要ではないかと思うわけであります。

そういった意味で、ただいまサケ・マスにつきましてもその九割は現実に今アメリカから入っているという現実を考えますと、多少、多少といいますが、国内でいろいろそれに関連する問題がもし仮に生じたといったしましても、直ちにそれをもつてアメリカからの輸入を抑えるというようなことが、アメリカに出漁しております非常に多くの日本漁船の操業減に直につながるおそれが多分にあるわけでありますので、大変に難しい問題でございします。なるべくそういった具体的な意味での被害が及ばないように粘り強い交渉をしながらこの問題に対処していきたいというふうに考えておるわけであります。

○菅野久光君 アメリカとの関係は、大日本水産会が米国の二百海里水域内の外国漁船に対する入漁料は高過ぎるということでワシントンの米連邦地裁に訴訟を起こしているということなのです。特に日米の漁業関係が一昨年の一月から期限満五年の新協定が結ばれて、米国政府は漁獲割り当て枠などに一方的数量権を持ったということで、本当に大変なことだというふうに私どもは考えて

いるわけですが、何としてもこういふような一方のあり方というものはやはり今後の漁業にとつても大きな問題ですので、ぜひこういった対日漁業政策の再考を迫るような、そういうことなこともまたアメリカに対してするべきではないかということ、このことについて申し上げておきたいというふうに思っています。

次に、具体的なサケ・マスの輸入問題について、先ほど長官からも一定のお答えがあったわけでありましたが、サケ・マスは我が国においては本来に代表的な魚種で、国民の生活上も昔からなじみの深い魚であることは今さら言うまでもないわけです。また、それに対応してサケ・マスを対象とする漁業も古くから発達をして、現在でも母船式や基地独航船による刺し網漁、小型漁船によるはえ縄漁、沿岸の定置網漁等さまざまな漁法で漁獲されております。特に二百海里時代に入つてふ化放流事業が盛んになって、沿岸に回帰したサケ・マスを定置網によつて漁獲したり、河川に遡上したものを漁獲することが盛んになりました。その結果、供給量に占めるいわゆるアカサケと呼ばれるこれら沿岸物の割合も順次高まつてまいっております。一方、輸入サケ・マスの数量も五十年代に入ると急速に増加して、先ほど長官がお答えになつたようなことになっているわけです。

総じてサケ・マスの年間供給量は、持ち越し在庫量の増大とも相まって、五十七年にはついに三十万トンの大台になつたということで、五十八年には三十三万五千トンに上つて、いわば消化不良を起こして価格の低下、それによつて大変な打撃を生産者が受けているわけです。とりわけアカサケ生産の大宗を占める北海道においては、サケ・マスの定置の漁獲量は増加したものの、価格の下げ幅が大き過ぎたために赤字に転落する経営体が続出しております。漁獲共済の支払いを受けるものがこれによつて急増してきたわけであります。

ちなみに、五十四年度から五十八年度までのア

うような旨の発言をされたのが載っておりまし
た。大変その意気込みは本当に漁業関係者にとつ
ては心強いことではないかというふうに思います
が、これからは水産行政、特に生産が三兆円弱、
大体二兆八千億程度の生産で、借金が三兆円弱、
ぐらにあるというような大変な状況の中で問題
でありますから、それだけにひとつ初心を忘れず
頑張ってくださいと思います。

先ほどから農産物の輸入自由化、そして林業も
またその輸入の問題で大変なことになっておりま
すが、漁業も水産物の関係についても輸入で大き
な状況になっている。一次産業はすべてそういう
ような状況になっているわけですが、我が国の水
産物の総生産量は、昭和四十七年に一千万トン台
を達成して以来、二百海里体制の定着化等さまざ
まな問題を克服しながら今日までその水準を維持
確保してきた、その努力は大変なものであります
が、特に五十五年以降五十七年までは、イワシ、
サバ等浮き魚の大量水揚げによって千万トン台
を確保して、生産条件が厳しくなった中で生産量
を伸ばしてきたわけでありました。また、生産量の
伸びと魚価の上昇に支えられて総生産金額もほぼ
順調に増大して、五十一年には二兆円を突破し、
五十七年には二兆九千七百八十四億円と、三兆円
をちょっと切るところまでになってまいり
ました。

一方、我が国における水産物の輸入量は、高度
経済成長期を通じて中高級魚の輸入量が大幅に増
大してまいりました。それが年々ふえ続けていま
して、五十二年には百万トンを超え、五十七年
には百二十万トンを超えるに至っております。それ
に対応する輸入金額は、年によって変動はしなが
らも増大を続けて、五十七年には一兆円を超える
に至っているわけです。五十七年の数値を例にと
って国内生産と輸入との関連を見ますと、数量ベ
ースでは国内生産量の約一〇・六％程度の輸入に
すぎないわけですが、金額ベースで見ますと、
国内生産金額の約三五・一％が輸入されてい
るということになっているわけです。

ところで、この水産物は食糧自給率の向上を急
務としている我が国にとって自給率を高水準に保
つてきた数少ない品目の一つであるわけですが、そ
うした意味からも、水産物は、食糧の安全保障が
声高に唱えられている今日、重要な食糧産業とし
て位置づけられておるわけです。しかし、水産物
輸入の現状は、足らざるものを補うということ
は既になくなっている。もはや国内水産物の生産
と競合する品目も数多く含んでおりまして、国内
の水産物の発展を阻害している側面があるように
思うのであります。

こうした事態から、過日道漁連の石崎会長以下
関係の方々から、恐らく大臣のところにも「水産
物輸入対策に関する要望書」が行っているという
ふうに思っております。こういふようなことなどを
考えあわせて、こうした水産物の輸入が我が国の
水産物を維持発展させる上でのどのような影響を及
ぼしているかと政府は考えているのか、大臣の所見
をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山村新治郎君) 今先生がおっしゃ
いましたように、水産物の輸入は金額ベースで三〇
％を超えておる、大変な額になっております。私
は、国民の食生活において重要な地位を占めてい
る水産物の供給につきましては、極力国内生産で
賄うことを基本としてやってまいりたいと思つて
おります。

ただ、消費者の需要が強い魚介類につきましては
は、今後ともある程度の輸入に依存せざるを得な
いものとこれは考えざるを得ません。しかし、こ
のようなことから、今後水産物の輸入に当たりま
しては、イカなどの輸入割当て品目につきまし
てその制度の適切な運用を行いながら需給動向を
踏まえた輸入が行われるように努めてまいりたい
というぐあい考えております。

○菅野久光君 今の大臣からの、国民の需要とい
いますか、そういう国民の要求にある程度見合う
ような形ということ、そのことはそれでいいわ
けですけれども、先ほど言いました競合する品目
を数多く含んでいる。そのことがある意味でいえ

ば魚価の低迷を招いている。それが今、実は水産
業界では大変な問題になっておりますので、競合
する品目についてどのように考えるか、そのこと
ををひとつお答えいただきたいと思ひます。

も含みますけれども、関西方面もかなり需要がふえ
てきているサケの種類でございます。シロサケは
余り関西の人は食べないのではありませんが、大体
関東が多いわけでありまして。そういうベニザケが
非常に多いということ、これは日本の国内では
ベニザケの生産はないわけですが、回帰は全部はと
んどがシロサケもしくはマスでございます。そう
いったこともあろうかと思ひますし、必ずしも輸
入が十万吨あるいは九万吨あったということが
が直接それだけが原因であるかどうか、いろいろ
議論の分かれるところではないかと思ひます。

競合する品目という意味でそのとき具体的に挙
げられましたのはサケ・マスが一つ。それからス
ケトウダラだと思ひます。サケ・マスにつきま
しては、御案内のように、数字からいいますと、
二百海里の直後の五十三年ごろに四万九千八百、
五十四年が五万五千、それから五十五年は若干減
りまして四万、五十六年が七万、特に五十七、五
十八年が十万吨、あるいは九万九千とふえ
たというところで、大変沿岸のサケ・マスの関係者
が心配をしてお見えになったわけでありまして、
輸入自体がふえた原因は割合はつきりいたしてお
りまして、たしかボツリス菌というのだった
と思ひますが、缶詰の中にそれが入っているため
に大変な事故が起きてまして、缶詰の需要が激減を
いたしました。アメリカからの対外輸出量が、そ
のために生食用に回ったサケ・マスが五十七、五
十八と日本になだれ込んできたというのが直接の
原因であらうと思ひます。

それがそれといたしましても、そういった数量
の増加というものがあつまして、サケ・マスの値
段が昨年から非常にさなかつたということが
一つあろうかと思ひます。これにつきましては先
生お詳しいと思ひますが、サケ・マスの輸入もふ
えた反面秋サケの回遊量が、これは予想されたこ
ととはいはずものの、十二万トンを超す、およ
そ従来では考えられなかつたほどの大量の回帰が
あつたということもあつたわけでございます。

それから、別にこれは言いわけするわけではご
ざいませぬが、輸入されますサケ・マスと国内へ
帰つてまいりますサケとは種類が大部分違つてお
りまして、御案内のように、輸入されますサケ・マ
スの七割はベニザケでございます。最近、関東

も含みますけれども、関西方面もかなり需要がふえ
てきているサケの種類でございます。シロサケは
余り関西の人は食べないのではありませんが、大体
関東が多いわけでありまして。そういうベニザケが
非常に多いということ、これは日本の国内では
ベニザケの生産はないわけですが、回帰は全部はと
んどがシロサケもしくはマスでございます。そう
いったこともあろうかと思ひますし、必ずしも輸
入が十万吨あるいは九万吨あったということが
が直接それだけが原因であるかどうか、いろいろ
議論の分かれるところではないかと思ひます。

しかし、これは先生の御指摘にもあろうかと
思ひますが、サケ・マスのこれからの輸入の抑制
の問題とも絡むわけでございますが、スケトウダ
ラにつきましては、特に御指摘はアメリカとの漁
獲割当てとの関係でアメリカ側から強く要求さ
れましたジョイントベンチャー、洋上買い付けの
数量が前年二十万トン三十三万トンというふう
に引き上げざるを得なかつた。そのためにスケト
ウダラの輸入が急増するのではないかとということ
で大変価格面に悪影響を及ぼしたわけでございます
が、これは数字的に言ひますれば、そういうこと
にはならないわけでありまして、ジョイントベ
ンチャーがふえた分だけ対日割当て量が減つて
おります。したがって、アメリカ水域から日
本へ持ち込まれるスケトウダラはむしろ前年より
減つておるわけでありまして、ただ、相場商品的
な要素もございまして、一挙に二十が三十三に
ふえたというところが短期的に北海道周辺のスケト
ウダラに影響を与えたというところはあろうかと思
ひます。現在スケトウダラの値段はかなり御存じ
のように回復しておりますので、その意味での心
配はもうなくなつておると思ひます。ただ、サケ
・マスの問題につきましては、国内の回帰あるいは
これからのサケ・マスの増殖政策等々にもいろ
いろな意味での波紋を呼んでいるわけございま
す。

○菅野久光君 競合する問題について、特にサケ
・マス、スケトウダラの問題について話があら

また、消費者の需要が強い魚介類につきましては
は、今後ともある程度の輸入に依存せざるを得な
いものとこれは考えざるを得ません。しかし、こ
のようなことから、今後水産物の輸入に当たりま
しては、イカなどの輸入割当て品目につきまし
てその制度の適切な運用を行いながら需給動向を
踏まえた輸入が行われるように努めてまいりたい
というぐあい考えております。

また、消費者の需要が強い魚介類につきましては
は、今後ともある程度の輸入に依存せざるを得な
いものとこれは考えざるを得ません。しかし、こ
のようなことから、今後水産物の輸入に当たりま
しては、イカなどの輸入割当て品目につきまし
てその制度の適切な運用を行いながら需給動向を
踏まえた輸入が行われるように努めてまいりたい
というぐあい考えております。

員はアメリカの法律を守らなければいけないわけでありまして、向こうの法律には貿易制限の程度によって割り当て量を左右するという法律規定があるわけでありまして、そういう数量の約束を取り交わせば直ちにアメリカからの対日割り当ては激減するということは火を見るよりも明らかでございます、とてもできないことではないかというふうに思っております。

しかし、それはそれといたしまして、沿振法の話は後ほどいたすことにいたしまして、そういう関係の商社と生産者が事前にいろいろな協議をいたしまして、全体の魚についての需給事情を踏まえた適正な輸入がされるようにそれぞれ意見を述べ合う場をつくるということはそれなりに意義のあることだろうと思っております。具体的にそれを役所であつておこなうかという希望も出ております。関係方面とも相談しながらそういう場がつくれますように、現在でも部分的にはやっておりますが、何かもう少し体系的なものができるかどうか関係方面と今鋭意検討をさせているところでございます。

それから、沿振法の話でございますが、御指摘のような条文がございまして、これはそれを文理的に解釈する場合、あるいは実態的にそれを運用する場合、いろいろな物の見方があろうかと思っておりますが、サケ・マスにつきましては、現在の価格の低落というものが輸入によるものなのか、国内の生産増大によるものなのか、品種等を見ますと議論のあるところでございまして、それが直ちに、文理的にいきまして今この法律に該当するかどうか、いろいろ議論があるだろうと思っております。

それからさらに、具体的に実態的に合わせてみた場合に、これはあえて先生に申し上げるほどのこともないかもしれませんが、必要があればそういうことをしるという法律の規定がありますが、その必要があるかどうかの実態判断のときに、もし仮にそういう輸入制限をして対米の、アメリカ沖で数百隻の船が百万トン以上のものをとっているものを失う方がいいのか、あるいは国内でや

沿岸の関係者も品種の改良等について努力することによって両立するように少し時間を稼ぐ方が賢明なのか、これもその必要があればそういう規制をしるということの判断のときには必要になってくる判断材料ではないかと思っております、この問題につきましてはそれなりに慎重な対応が必要ではないかというのが私の考え方でござい

○菅野久光君 確かに、サケ・マスだけではなくて魚種全体にかかわる問題でございまして、大変難しい問題はあろうというふうに思いますが、いざにしろ、サケ・マスの魚価の安定ということでは、例えば品質の悪いブナをそのまゝ市場に出しているところにもまたいろいろ問題があるのではないかと、私には思っています。こういうふうなことにしても、生産者だとか漁協、商社、そして行政も何とかこれに付加価値を高めるような積極的な手を打たなければならぬというふうに私は思うのですが、魚価の安定、消費拡大につなげていくためにも、そういうようなことでの努力をそれぞれの団体にひとつ行政側としても働きかけていくようにこの際要請をしておきたいと思っております。

時間がございませんで、最後になります、日朝の民間漁業協定の問題についてちょっと伺いたしたいと思っております。

いわゆる日朝の民間漁業協定が昨年六月の末に失効してから早くも二年近くになります。御承知のように、この協定は朝鮮民主主義人民共和国の二百海里水域内に我が国の漁船が入漁するためのものであります。本来なら政府が結ぶべきところを、国交がないために超党派の国会議員で構成する日朝友好促進議員連盟が仲立ちをして、我が国の日朝漁業協議会と朝鮮側の朝鮮東海水産協同組合連盟との間で、日朝漁業暫定合意書として締結されたものであります。いわば準政府間協定とも言えるべき性格を持つものであります。この協定が切れたのは、漁業問題などの予備折衝のため訪日しようとした朝鮮代表団の団長玄峻樸氏の

入国を政府が拒否したことが直接の原因になったことはよく知られているところであります。その後、政府は入国を認める方向に方針を転換したのではありませんが、一度こじれてしまった関係は容易には修復しがたく、今日に至ってしまつたわけであり

そこで、政府はこの問題についてどう責任を感じているのか、また今後どう取り組んでいくつもりなのか、その点を一点と、協定が生きていたころは、我が国の漁船は千八百隻余りが出漁して四万トン強、約百五十億の水揚げをしていたのであります。イカ釣り、マスはえ縄、マス流し網、カニかごなどでありましたが、協定失効と同時にこれらの漁業が苦境に陥つたことは言うまでもありません。政府は、これら日本海側の零細経営の困窮の実態を一体つかんでおられるのか、つかむための努力をされたのかどうか、その点についても明らかにしていただきたいと思っております。そしてまた、こういったようなことで非常に打撃を受けておられるわけで、これらの漁民などに対して長期低利の融資あるいは交付金の交付など、そういったような対策をぜひきちんとやるような方向でひとつ努力をしていただきたいというふうに思うわけですが、その点をお伺いをしておきたいと思

○政府委員(渡邊文雄君) 御指摘のように、日朝の漁業暫定合意が昨年の六月に切れたままになつておるわけでありまして、そのために、関係のイカを中心とした漁業者が大変困つておるというところは、私ももちろん十分承知をいたしております。関係の漁業者も時々私どものところへお見えになつておられます。私も少しは、残念ながら国交がないために表面に立つことができないわけでありまして、何とかこの交渉といたしまして、民間の合意が再開できますように、私も努力をしております。

今のところ、何とかこの漁業交渉の再開、民間協定の交渉を再開して合意を取りつけるというこ

とが最大の努力目標という意味で、そちらに重点を置いておるわけでありまして、一方、その再開が長引きます場合には、関係の漁業者が大変経済的にも苦境に陥るということが考えられるわけでありまして、幸い、北朝鮮の水域は関係漁業者の操業の区域の一部でございまして、他の区域での漁獲が十分にあつた場合にはさほどの打撃はないかもしれない。しかし、魚群の形成によりましては逆なことも起こり得るわけでありまして、そういった意味での経済的な困窮について、お申し出があれば私どもの方もできるだけだけの措置を講じたいというふうに考えておる次第でござい

○菅野久光君 いずれにしましても、漁業はもう二百海里時代で、本当にいわば漁業外交とも言ふべき大変な問題を抱えておられます。それだけに御苦労も多いというふうに思いますが、何としても国民の食糧、たんばく資源を確保する、そして日本の漁業をしっかりと守っていくという立場で、特にこれからまた日ソのサケ・マス交渉などもあるわけですから、ひとつ頑張ってもらいたいというところを申し上げて私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○稲村稔夫君 きょうは大変に、それこそ米の問題は大変大きな転換期にかかっているというふうに私は認識をしております。それから、ひとつ基本的なお考えをいろいろとただしたい、こんなふうにご考へておりましたけれども、衆議院の方の予算委員会に出席をされるのでありまして、審議の経過の中でやむを得ない、こんなふうにも思うわけでありまして、それにまた時間の方も十二時半までという時間の中でございまして、それから、それこそいろいろなこととはとても聞いていたしまして若干御質問を申し上げますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

最初に、米の今年度の需給の問題についてでございますけれども、たしか昨年の十月五日の委員会での食糧庁長官の御答弁がございまして、あの

キサケ定置網経営体が漁獲共済の支払いを受けた件数と金額の推移を見ますと、五十七年までは年間件数が百件前後、一件当たり平均受け取り金額は五百万から六百六十万程度でありますけれども、五十八年度は件数が一挙にふえまして百七十四件、そして一件当たり平均金額は一千万を超えているという状態であって、本場に浦浜では大きな問題となっているわけでありました。

我が国の沿岸や河川で漁獲されるサケ・マスの魚種は、シロザケやマスが主であり、しかも産卵間近のブナケと呼ばれる比較的質の劣るものが多い状態でありました。それに対して輸入サケ・マスは、先ほど長官のお答えのように、商品価値の高いベニザケやギンザケが主であるわけですね。そういうようなことで、我が国の沖取り物もベニザケやギンザケを多少含んでおりまして、シロザケであってもギンザケと呼ばれるもので、品質は比較的良好、沿岸物に比べれば価格は高いのが通常であるわけですね。しかしここ二、三年、輸入物とひね物と呼ばれる持ち越し在庫等の影響を受けて、国内価格が商社の買い付けした価格よりも低くなる状態が続いて、アキサケ価格にもそれが影響して価格が大幅に低下をしております。こういったことが昨年は端の形であらわれまして、定置網等の経営を悪化させたわけでありました。

そこで、北海道のサケ・マス定置網業者は長い間本場に不漁に苦しんで、ようやく五十年代に入ってから官民挙げて取り組んだふ化放流事業が実を結んで活況を呈してきたのであるわけですが、その経営が価格の大幅な下落によって危機に陥ったのは、サケ・マスの需要実態を無視した無秩序な輸入量の急増にあったのではないかとこの点に思っておりますが、水産庁としてはこの点に就いてどのような分析をしておられるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○政府委員(渡邊文雄君) サケ・マスの価格自体について申しますと、これはいろいろな見方がございまして。表面的に見ますれば、総供給量がふえたというところで価格が下がったという見方、これ

も一面正しいと思いますが、反面、先ほど申しましたように、輸入がふえた、ふえた輸入の七、八割はシロザケではなくてベニであるというように、国内ではベニはとれない。国内でふ化放流の結果、これは過去のふ化放流事業の努力がある意味では実ったわけですが、一挙に八万トン、九万トン、十万トン、これは十二万トン、来年は、次回は恐らく十三、四万トンになるのではないかと考えますが、そういう形の中でそれに需要がついていかなかったというように、このために、それがもたらした価格に及んだ。これも一つの考え方でございまして、特に本年は、漁期の後半になりまして北海道に、ただいま先生御指摘の質の悪いブナケがかなり戻ってきたのをとって、それが市場に出回った。それがさらにサケの値の足を引っ張ったという御関係からの話も伺っておるわけでありました。

さらに、そういうことが言えるかどうかまた難しいわけですが、あるいはハマチであるいはマグロの赤身までの足を引っ張ったということまで訴えに来る人もおるような次第でございまして、やはり昨年一年間の魚全体の漁獲量が対前年一割程度ふえたというところがベースにあります。それから個別に、例えば割合品質のいいお魚ですと、いろいろな説があるのですが、単品で二十万トンあるいは三十万トンを超すと大暴落するという過去の経験もございまして。そういうことが競合して本年の魚価全体、その中でも特にサケ・マスに強く出てきたのではないかとこのように思っております。

御指摘のような、ブナケみたいなものを漁期後半といえどもたくさんあるというところは決して賢明な方策ではないわけでありまして、今後何とか先生御指摘の品質のいいギンケの回帰量をふやす努力というものを、ふ化の関係者とも相談をしながらこれから努めていかなければいけないのではないかとこのように考えておるわけでありまして。○菅野久光君 サケ・マスは、稚魚を放流すれば

またそこに戻ってくるということで、比較的安定した漁業種類の一つであるわけでありまして、とりわけ定置網漁はコストも低い業種であって、省エネ化を要請されている漁業全体のうちでもいけば優等生の部類に入るのはないかというふうに思っております。そうした特色を持つ漁業種類であつても赤字に陥るような経営体が出るということはどうもよほどのことなのでありますが、今日の事態を打開するためには、一つは、やはり輸入量の制限を早急に実施して需要に見合った供給体制を確立すべきだというふうに思っております。しかし、サケ・マスは自由化品目でありまして、アメリカやカナダ両国が主な輸入相手国であることなど、現在の国際情勢とあるいは貿易環境下ではそう簡単に今でできることではないというふうに思っております。

しかし、そうはいっても、I・Q品目にしなくても、輸入承認制や事前確認制あるいは一元輸入等を援用することで実質的な輸入規制が行えるのではないでしようか。事実、自由化品目であっても生糸は事前確認制で、砂糖も事実上一元輸入に近い形でなされておりますし、水産物においてもかつてはノリが一元輸入で、マグロは現時点でも事前確認制でそれぞれ輸入を調整しております。サケ・マスについても、これらを適用して輸入量を抑制できないものなのかどうか、この点をひとつお伺いをしたいと思います。

なお、時間がございますので、沿岸漁業等振興法の第三条、これは政府の義務規定であるわけですが、その一項六号の規定には、「水産物の輸入によつてこれと競争関係にある水産物を生産する沿岸漁業等に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合においては必要があるときは、輸入の調整等によつて、経営の安定を図ること」となっております。まさにアキサケを対象としている漁業は沿岸漁業等であり、その漁業が大量の輸入サケ・マスによつて国内価格が暴落しており、損害を与えられているわけでありまして。これらの事

実関係と法文上の規定から、私はサケ・マスの輸入規制を政府はする義務があるというふうに考えるのでありますけれども、政府の見解を伺いたいと思っております。

あわせて、時間があれですので、さらに、サケ・マスを輸入している商社や大手水産会社は、国内価格が低迷しているために五十六年から三年連続して、各社を合わせた数百億円に上る赤字を計上しているというふうに言われております。こうした事態は明らかに過当競争による無秩序な輸入が行われているからにはかならないわけでありまして。そこで、こうした機会をとらえて行政側としても、生産者だとかあるいは消費者は難しいかもしれませんが、流通業者、輸入関係者等を一堂に集めた何か協議会的なものをつくって働きかけて、少しでも秩序のある需給関係が成立して価格が安定するよう、そういうことをすべきではないかというふうに思っています。時間がありませんので、ちょっととめて質問いたしましたがお答えいただきしたいと思います。

○政府委員(渡邊文雄君) まず第一点の、輸入のコントロールについて事前確認的なものを、例えばマグロなどについてやっているのではないかとこのことでございまして。御指摘のとおりでございまして、事前確認という制度は先生御案内のように、確認すべき何かのものがあるわけでありまして。これは大体数量の約束、マグロでありますと四半期に一遍韓国と打ち合わせをしまして、この四半期は大体何万トンにすると、その約束がありまして、その約束の範囲内に現在の輸入量がおさまっているかどうかというのを確認するという意味で事前約束がなされていくわけですね。そこでその次に、ではそういう、例えばサケ・マスについて対米で数量を幾らくにしようという約束が事前にあるかどうかということでございまして、先ほど申しましたようなことでそれが円満にできればこれにこしたことはないわけでありまして、向こうの担当の役人がいかに好意的に我々に接触してくれたかという点でも、向こうの公務

の技術を忠実に励行しているかどうかということもまた影響しているという点が見られるわけでございます。私も「たくましい稲づくり」という運動をこゝ推進することにしたしておりますが、そういった稲作の基本技術を励行してまいるといことが、これからの稲作の安定を図る上に非常に重要であろうということで指導をしてまいりたいと考えております。

○稲村稔夫君 気象条件ももちろんあるけれども、そればかりではなくて、言ってみれば生産者の生産意欲とでもいいたうか、そういうものも影響を起している、こんなふうに今お答えになったと思うのです。そうすると、生産者の生産意欲が減退している、これは私は事実だと思つて、因はどこにあるのか、その辺についてはどういふふうにお考えになつておられるのか。私も水谷先生もおられますが、愛知、三重県に本委員会の派遣で行つてまいりましたけれども、そのときの単収など伺つて、私どもの新潟県などに比べればかなり低いというところに改めて驚いたところもあるわけです。同時に、そういう中で例えば三重県でも約四〇％くらいコシヒカリをつくられておられる、こういう話を聞いて、特に収量の低いと言つたらおかしいですけれども、気象条件にも弱いという品種をつくられておられる。その辺のところ、それから兼業化の問題とかいろいろのことがひつつかつていたようでありまして、私は、現在の生産意欲を減退させているのがどこにあるかというところ、もう一つは、そういう生産意欲を持たせるためのいろいろな手だてというものがどういふふうな工夫をしておられるのか、必要だと思つたのですが、その辺のところも伺いたいと思つた。

○政府委員(中野賢一君) これまでも各県で稲作につきましてもいろいろな名前を使ひまして運動を展開していただいております。ただ、そういう運動を展開しておりますが、やはり全国的レベルで運動に対する共同意識といひますか、支援的

な体制といひますか、そういうものがありませんといいまひつても腰が入らないということもございまして、こゝし大臣のお話もございまして、「たくましい稲づくり」というそういう運動を起したわけでございます。

農家の生産意欲の問題についていろいろ御議論があつたわけでございますが、農家の生産意欲が必ずしも減退しているというふうには我々は考えておりません。例えば、いろいろ技術の問題について議論がありましたが、今御指摘のありました兼業農家の問題もございまして、そういう兼業の問題につきましても、いわゆる中核農家を中心にいたしましてその地域の稲作の組織づくりをする、そういうことによりまして全般的なレベルの水準を高める、技術レベルの水準を高める、そういうことがこれから必要でございまして、そういうことをこれから指導をしてまいりたいというふうにお考えをこれから指導をしてまいりたいとたことで確保しているつもりでございます。

○稲村稔夫君 そうおっしゃいますけれども、現実の問題としては兼業化がますます進んでいくという傾向にあるわけですし、これからは進むだらうと思つたのです。兼業化することによつて、水の管理一つにいたしましても、どうしたって手抜きが起つてまいります。収入の重たい方に関心がいきますから、そうすれば農業はますます副業的な地位に置かれてしまふ、こういうことに追い込まれていくのではないのでしょうか。今の私はそれだけがそうだとはいへませんが、例えば減反政策も、稲づくりを真剣になつて進めて、これで生活をもう少し何とかしたい、そんな意欲につながつていかない重大な要因の一つになつていくのではないかと。そういう現在の農政の展開の中で、私は、ますます農家が生産意欲を、特殊な方々は別ですけれども、一般的に減退をしていくのではないかと、こんなふうに思つたわけでは、そこでも、もう一点伺いたいのは、稲作の今後の単収についてどの程度のもを見ておられるかというところ。六十五年の長期見通しというのがありますけれども、この長期見通しの単収五百十キ

ロ、この水準が今のこういう状況の中で果たして達成できるのかどうか。こんなことも今の動向を見ていただいで心配になるわけです。これは前の委員会でも聞きましていただけれども、もう一度確認をしたい。

○政府委員(中野賢一君) 単収につきましては、いろいろ基盤の整備であるとか技術の改良といつたことの見通しが前提になつて決まっております。そのほか、その年々の気象条件等もございまして、したがって、単収が非常に伸びるときもあれば逆に余り伸びないというときもあるわけでございます。現時点で六十五年の見通しの単収について、そのとおりにいかうかということについて今こゝではつきり申し上げるわけにはなかなかまいらないといふふうにお考えをしております。ただ、現時点ではこれを大幅に修正するとか、そういう必要はまずないのではないかとこのように考えております。

○稲村稔夫君 そういたしますと、例えばこういう異常な気象が続いている中で考えていけば、技術的な側面から単収を上げたという方向を追求すれば、一つは寒さに強い超耐寒品種の研究というふうなことが非常に大事だと思つておりますけれども、かつては随分その辺の研究というのが稲育種の言つてみれば中心課題だと思つたのです。最近はその辺がやや弱いのではないかといふふうに思ひますが、その辺の実態はいかがでございますか。

○説明員(栗田年代君) ただいまのお尋ねにお答えいたします。

育種目標のようなお話かと思ひますが、従来から寒さに強い、あるいは病害に強いといふことは育種目標の大きな目標になつていたわけではございません。ただ、最近ある時期に消費者、国民の皆様から味のよいあるいは品質のいいお米をと

いう御要望が非常に強くなつてまいりました経過がございます。その途中経過におきましては、やはり味のよいあるいはいろいろな意味での品質のよいお米をつくるというための育種を研究の対象としてまいつたという経過は確かにございまして、ただ、その場合におきましても、いま御指摘のように、寒さに強い、病気に強い、虫に強い、あるいは肥料をやつても倒れない、その他栽培しやすいような性質を兼ね備えた水稲をつくるということがやはり育種の基本ではあつたわけでございます。

○稲村稔夫君 今の技術のいろいろの発展をしている中でありまして、ぜひ食味がよくて、そして耐寒性のあるそういう品種が一日も早く出てきますように、つくられますように期待をしてやまなわけでございます。しかし、現状の中でいいますと、消費者のニーズの問題もあつて、うまい米をつくるというところに関心がずつと集中しております。

そうすると、例えば私どもの新潟県で言つてもコシヒカリをつくれれば、そうすれば大体今までのくつていた多収品種に比べれば一俵以上の差が出てまいります。それだけ少なくなつてまいります。こういうことになるわけでありまして、したがって、私は長期見通しで言う単収の増加というものはやはり依然として今の状況の中で疑問を持たざるを得ないわけでありまして、むしろ逆にこうしてつくりづらくなるけれどもうまい米、そしてしかもそれをつくる場合にはいろいろな生産者は忙しくなつて手抜きをする場合が多い、こういう状況がこれ以上続いたら大変だと思つたのです。その辺のところを考へてまいりますと、私は、先ほど食糧庁長官の御答弁になつたように、こゝしはまあ何とか乗り切れるところおつちやいましたけれども、それこそ長期見通しに立つたら米の需給というもののについては極めて不安要素が大きい。この辺で今までのあり方をひとつ見直して検討し直してみないだらうか。そのことを真剣に考えていただきたい。私は要望してやまないわけなのでございまして、この辺になりますと大臣のそれこそ御決意が聞きたかつたところなのであります。

ときは作況指数九十九という段階で、五十九年末の持ち越しといいますが、在庫数量についての推定を伺ったわけでありませう。

そこで、大体作況指数一〇〇として、多分五、六十万トンが在庫になるであろう、そのときに九十九であるから、ほぼ三十万トン程度になるのではないかと、こんなふうに御答弁になりました。しかし、その後の推移の中で水稲の作況指数は非常に悪くなりまして、九十六というふうになってきております。そしてその統計情報部の速報での数値でありますけれども、水稲ですと三十三万八千トンというふうになっているわけでありませうから、そうすると、あのときの千七十二万トン程度と言われたのに比べるとかなりの差が出てきています。大変心配になるわけでありませう。そこへもってきて、また新聞報道等もことしは五十二万トンも足りないんじゃないかなどと言われている。その辺が大変心配なので、ことしの需給についてひとつ伺いたいと思っております。

○政府委員(松浦昭君) お答えを申し上げます。五十九米穀年度の供給及び需要につきまして、その予測を当委員会が稲村委員に先回り御答申申し上げたときには、確かにそのような状況であったことは私存しております。その後、残念なことに五十八年産米は四年連続の不作という状況に見舞われまして、ただいまおっしゃいましたように一千三十七万トンという状況に相なつたわけでございます。これを前提にして五十九米穀年度の需給の状況を予測するわけでございますが、このような状況になりましたら、前年産の持ち越し十萬トン、これは確実に持つております。かつ、この前は申し上げなかつたのでございますが、五十八年産米が十萬トンから十五萬トンは引き続き売れる見込みである。これはもちろん強制ではございませんで、そのような需要に応じた供給をしていくわけでございますが、そのような売れる見込みもある。このように考えてまいりますと、需要はこの前申しましたように一千五十万トンという

ことを前提にいたして考えますと、やはり翌米穀年度、つまり五十九から六十へ移る際に、十萬トンの持ち越しをもちまして五十九米穀年度の需給の操作ができるというふうに考えておりますので、お米の需給については依然として不安はないというふうに申し上げてよろしいと思っております。

また同様に、端境期の問題が非常に重要でございますが、端境期におきましては、毎年十月末までは新米が大量に供給されます。政府米で大体二百萬トン、自主流通米で百五十萬トンという供給量が見込めますので、五十九米穀年度の端境期におきましても供給に問題はないというふうに考えておられるわけでございます。ただ、前回申し上げておりましたときよりもゆとりのある需給操作ではないというところは事実であろうと思っております。したがって私どもは、年度末の在庫が十萬トンになった五十八年の米穀年度と大体似たような状況でございますので、その際も売買操作には非常に気を配りまして万全を期したわけでございます。今度もこのようなことで、同じような状態といふことでその状況を見ながら十分にこれに対応できるといふふうに考えておりますけれども、なお私もとしましては、円滑な米の供給をして、かつ国民に不安がないように十分に対応しなさいというふうに、検査、集荷の段階から需給操作には万全を期していくつもりでございます。

○稲村稔夫君 そういたしますと、十萬トンくらいになるだろうという見通しの数字はわかりました。しかし今、端境期のお話の中で、五十九年産の米とのかかわりが出てくると思うのでありますけれども、五十八年のときには五十八年産米の早食いをやりました、こういうふうにも聞いているのであります。そうすると、端境期における早食いをしたのがどの程度だったのか。そして、今の千三十七万トン、これは陸稲を含めての収量。その中にもう早食いをしているという事になれば、この数値の中へ入っているわけでありませうから、その辺との関連で今の十萬トンという数字が

出てきたのですか。

○政府委員(松浦昭君) 五十八米穀年度におきまして、この早食いの状況、これをまず申し上げますが、これは当然五十八年産米を食べたわけでございますけれども、それが大体六十五萬トンというふうにお考えになっていいと思っております。これは大体毎年五十萬トン程度の早食いと申します。早場を中心とした当年産の米を食べているという状況でございます。去年は需給操作上それより若干十五萬トンほど多い早食いをしたというのが現状でございます。

それから、お尋ねの五十九米穀年度末において十萬トン程度の在庫をもって持ち越しということにつきましては、これはもちろん一千三十七万トンを前提にしての需給の計画でございますが、その状態におきましても今の通常の早食いの状態は依然として連続するわけでございますが、そのようなことを前提にいたしまして需給計画を立てているというところでございます。

○稲村稔夫君 十五萬トンは多く食べたわけですね、十萬トンのあれで。そうすると、ことし、今度の五十九年末もその十五萬トンは加えて想定をしているのですか。

○政府委員(松浦昭君) その十五萬トンがすでに早食いをされているということとを前提にして今のことを申し上げた次第でございます。

○稲村稔夫君 米の需給問題は、これはその年その年の作柄とも重大な関係を持つわけでありませうけれども、今もお話がありましたように、四年連続の不作といふことであります。四年連続の不作といふのは極めて異常なことではないかと思うのであります。過去の歴史の中でも四年連続といふのはちょっとないと思うわけでありませう。それだけに四年連続の不作というふうに見えていくべきなのか、それともこれが通常の姿と見るべきなのか、その辺のところ随分需給計画にも違が出てくると思うのです。四年連続、ことしまたそうであれば五年連続になれば、まさに統計上のあれで言ったら一つの期間をとるわけでありませうから、通常になるのではないかと思うのです。が、その辺はいかがですか。

○政府委員(中野賢一君) 過去四年連続の不作でございますが、気象のデータを見てまいりますと、その間例えは百年に一遍の低温が来ているとか、非常に発生する頻度の低い気象条件になっております。したがって、基本的には気象要因によってその不作が起こったというふうには考えられておまして、それを異常というふうには言いかどうかというのはいろいろな議論があるとは思いますが、そうめったに起こる現象ではないというふうには考えております。

○稲村稔夫君 今発生頻度が低いというお話がありましたけれども、これは言ってみれば気象の記録がいろいろ整えられてきたからの判断であろうと思うのでありますけれども、気象学者の中には、今までの気候条件というのが水河期、間氷期というものを通じていて、それこそ地球の中では異常に安定をしていた時期であつて、気象はその変動が非常に激しいのが地球の長い歴史の中では常態ではないか、こういう見解もあるわけでありませう。世界各地で起こっていることこのところの連続したいろいろな気象の異常状況、こんなものを考えていきましたと、これを異常といふにだけ考えてもろもろの対策を推計していくというのには少し危険があるのではないかと、そんなふうには思うのですが、いかがでございますか。

○政府委員(中野賢一君) 御指摘のように、昨今の四年連続の不作につきましては、基本的には気象が原因というふうには考えておりますが、やはり子細に各地域に参りまして見てまいりますと、同じ隣り合わせの圃場でありまして片一方はよくできていて、片一方は余りできてない、そういうたばらつきの現象が見られまして、それはやはり稲作の技術について基本を忠実に守つてやっているかどうか。例えば土づくりから始まりまして、適期に苗をつくりまして、適期に移植をする、それから水管理も適時やる。そういう稲作

果、一〇%出捐金とか、そういう名目で協力したというふうに私は記憶しておるのでございます。またもやその二〇%云々の問題が出てくるという話を聞いているのですが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(渡邊文雄君) 御案内のように、ここ一年間、非常に需要も低迷いたしましたし漁師がさえないかというようなこともございます。したがって、融資関係の保証をいたしております各県の基金協会のいは中央の信用基金等につきまして、いわゆる代位弁済あるいは保険事故というものが最近かなりの額に上っているわけでございます。

昨年と同じようなことで代位弁済というのがふえたために、これに伴いまして中央基金の収支も大変悪化をいたしました。そういう状況のもとで、今後とも中小漁業者に対しまして資金の円滑な融通を確保するためには、水産金融の信用補完制度として不可欠な中小漁業融資保証制度の機能を十分維持させていく必要があるわけでございます。そのために今年度におきましても、御案内のように五十八年度の補正予算で穴があきました三十億円の補てんをいたしましたし、現在御審議をいただいております来年度予算におきましても、新規に三十四億円の中央基金の穴埋めのための保険資金の政府出資等を行うようにいたしているわけでございます。

しかしながら、このような事態に対処するために政府だけがそういった財政的な手当てをするということとは厳しい財政事情の折でもございまして、これは適当ではないのではないかと、信用基金協会のいは金融機関等の関係者がそれぞれの応分の負担をすべきではないかという議論がございまして、たしか昨年度におきましてもいわれる先生御指摘の特別出資につきまして関係漁業団体との打ち合わせを行って行ったわけでございます。現在、さらに三十億ないし当初予算で三十四億円の追加の補てんをする、出資をするということに絡みまして、昨年度行いました特別

出資措置につきましても、若干その割合の引き上げ方につきまして、現在関係方面とも御協議をいただいておりますのでございまして。

○星長治君 減船の問題で、マグロの場合は二〇%減船をやった、カツオの場合は一六%しかやれないというところで、マグロとカツオに対する今度の負債整理の問題がどうも差があるやに聞いているのですが、この問題はどうか。

○政府委員(渡邊文雄君) 特定漁業再編整備ということで、自主的な減船によりまして漁獲努力量と資源量をマッチさせる、あるいは適正な需給に持っていくというところで、二、三年前から特に問題がござりましたカツオ・マグロ・カツオは現在実行中でございまして、減船を御指摘のようにやっております。これに對します助成といたしましては、特定漁業再編整備に伴います助成といたしまして、金融措置並びにその共補償を円滑にさせるための負債整理のための特別の金融措置等々の助成を行っております。カツオが後からついていくという意味で、その助成の中に差があるというふうには私も理解をいたしております。ただ、漁業規模の差によりまして限度額等に若干の差が生ずるというところはあり得るとは思いますが、事の性質上、別扱いにするという考えは全然持っておりません。

○星長治君 先ほど菅野委員からもいろいろ質問ございまして、皆さん御案内のとおり、水産はかつてない危機に覆われております。恐らく漁業者の負債が三兆円突破するだろうと言われております。どの漁業をとってもいい成績ではございません。もちろん、漁船漁業、沿岸漁業、養殖漁業、近海漁業、さらにまた水産加工、どれをとってもいい漁業というものはない。そのために何とか振興対策をとらなければならぬ。そのためにはいろいろ項目があるでしょう。いわゆる共済制度の確立、金融対策、また先ほど申し上げたような水産物の輸入の問題、それからまた単協を強化しろ、それから流通機構の問題、消費の拡大等た

くさんございます。こういうようなときに当たりまして、長官は水産振興対策に對してどういう対策をとればいいのかどうか、ひとつ御抱負をお聞かせ願いたい。

○政府委員(渡邊文雄君) 先ほど来御答弁の中で申し上げましたように、現在遠洋漁業につきましては御指摘のように大変厳しい状況にございまして、かてて加えまして、水産物の需要が伸び悩んでいるというところもございまして、魚価も低迷している。それから漁業の生産手段として一番大きなウエイトを占めます燃油でございまして、これが二度にわたるオイルショックのために、従来の漁業経営に占めます燃油のコストがかなり大幅に上がってきているという現実があるわけでありまして、若干燃油価格が下がったとはいっても、依然としてその重荷は大変なわけでございます。そういうことと、漁業関係全般を見渡しますと、大変暗い、なかなか難しい話ばかりのようでございますが、中にはやはり明るい話題もあるわけでございます。

例えば、十数年前から関係者の御努力によって進められてまいりました沿岸漁業の整備促進事業あるいは栽培漁業等が実を結びまして、沿岸漁業は着実に力をつけてきております。数年前に二百二、三十万トンでございました沿岸漁業生産額は現在三百万トンを超すに至っております。さらにもう一つ明るい面といたしましては、いわゆる魚の持つ栄養というものが、日本人の健康のために非常にいいという魚食の健康的なよさというものが最近非常に目立ってきていることは御案内のとおりだと思っております。そういった沿岸漁業が伸びてきている、あるいは魚食の栄養的なよさが見直されてきているというように明るい面をこれから大いに伸ばしていきたいと思っております。

遠洋漁業につきましては、国際的な体制を覆すというところは現実問題としてはなかなか至難のわざだと思っております。粘り強い漁業外交を繰り返しながら既存の漁業権益というものを守る努力と

いうのを積み重ねるよりはかかれないと思っております。沖合漁業につきましては、資源量と漁獲努力等とあわせまして、いわゆる適正な資源管理のもとにおける安定した漁獲を続けるという努力がなされるべきだろうと思っております。

私は水産行政の職にある者としていたしまして、これからの水産行政を進めるに当たりましての現在の考え方は以上のようにございまして。

○星長治君 今、長官は、沿岸漁業が相当明るい見通しだと言っておりますが、現実におきまして日本全国の漁協の預金高を見ますと、伸びが五割を割っているのです。普通の地方銀行は一五%ぐらい伸びているでしょう。しかし五割を割っている。これで明るいとは私は言えないと思う。

それで私は、自分の持論でございましてけれども、この機会にひとつ申し上げたいと思っております。現在の漁業共済制度というものは確立してない、こう私は言いたい。なぜかと申しますと、まずもって漁業共済組合が七十億の赤字をしょっている。各県の共済組合が軒並みに赤字をしょっている。これで漁業共済制度にはならない。いま少しこの内容を検討して、本当に漁業者のためになるような漁業共済制度というものを確立しなければならぬ。例えば漁獲制度の問題。百トン未満しか漁獲共済に入れない。それでそれから、二百トン、三百トンのマグロ漁業者は全然これは共済制度に入れない。例えば災害に遭ったとしても、共済制度というものが万全でないためにいろいろなおくれをとっているというのが現在の実情です。これについていかががですか、この共済制度の改正ということをお考えになられているかどうか、お伺いしたい。

○政府委員(渡邊文雄君) 漁業共済制度につきましては、十数年前に、数年前にわたります試験実施を踏まえまして、法律に基づきまして制度化され、今日に至っているわけでございますが、御指摘のように、制度の習熟度がまだ十分でなかったというふうなことにございまして、過去におきましてかなりの赤字を背負ったわけでありまして。そう

ども、特に需給を担当しておられる長官はその辺をどうお考えになりますか。

○政府委員(松浦昭君) ことしの需給については不安はないということを申し上げ、かつ、ゆとりのある需給操作ではないから万全を期したいというところを申し上げたわけでございますが、これから先の需給というのを考えてまいりますと、私は非常に問題があると思っておりますのはやはり在庫の水準でございます。先ほども五十八米穀年度から五十九米穀年度へ、五十九から六十へのおおの十万吨の在庫ということを申し上げたわけでございますが、この水準は決して高いものであるということを申し上げられないと思ひます。これを回復して適正在庫と申しますか、不安なく需給操作ができるような状態に持っていくということが非常に重要でございます。

そこで、第三期の転作の対策の中におきまして、御案内のように、本来でございますと潜在生産量と需要量との比較において各年七十万ヘクタールの転作をなさなければならないわけでございますが、それを六十万ヘクタールということで抑えまして十萬ヘクタールの分、これはお米に直しますと毎年約四十五万吨の積み増しをしていくということになります。このような在庫の積み増しをしてまいりまして初めて需給の操作に安定性を期し得るというふうに考えておるわけでございまして、さような点で我々としてはその後の対策も考えておるといふことでございます。

それからいま一つは、やはり先ほどから審議官が申しておりますように、ある程度までの気象的な状況に耐え得るような、そういう状態における稲作の技術というものを普及するといふことが非常に重要でありまして、このような基本技術の励行ということを目指しました「たくましい稲づく」運動ということも展開いたしまして初めて将来の需給というものが安定的に推移され得るといふふうに考えている次第でございます。

○稲村稔夫君 終わります。

○委員長(谷川寛三君) 本件に対する午前の質疑

はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分 休憩

午後一時三十分開会

○委員長(谷川寛三君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農林水産政策に関する調査のうち、昭和五十九年度農林水産省関係の施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○星長治君 川原先生の御配慮によりまして予定が変更されたわけでございます。それで私は最初には農政問題、そして水産問題を質問しようと思つたのでございますが、予定を変更いたしまして、まず水産問題からお伺いしたい、かように思ふものでございます。

去る二月の十五日、北洋海域におきまして衝突事故がございまして、協和丸の船員十六名が犠牲になりました。心から御冥福をお祈りする次第でございます。関係官庁である水産庁、そして海上保安庁、海運局、これらの関係監督官が、今後こういうことのないようにひとつ御指導を賜りたいと思ひます。

さらに、私がこの事故におきましてお伺いしたい点は、まず第一報の安洋丸の報道によりまして、これは新聞報道でございますから定かではございませんが、米国人のいわゆるオブザーバーが乗っていた、オブザーバーの移乗によつて云々、こうありますけれども、その後、協和丸の漁労長さんが、そういうこととはない、あくまでも魚群を発見したためにこうなったのだということを言つておりますけれども、この真偽のほどをひとつ長官から御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡邊文雄君) 去る二月の十五日、ベリリング海におきまして遠洋底びき網漁船第十一協和丸が沈没いたしました大勢のとうとい人命が失われたことに対しまして、私も心から哀悼の意

を表する次第でございます。

御指摘の今回の事故原因でございますが、当初、新聞報道では、ただいま先生御指摘のような報道もあつたわけでございます。その後、乗組員が帰国しましてからの保安庁からの連絡によりまして、漁場に向かう途中、うちのオブザーバーの移乗というこの予定はあつたけれども、直接そのこととは関係なく、漁場に向かう途中の事故であつたような報告があるやにも聞いておるわけでございます。いずれにいたしまして、本件が米国のオブザーバーの転船と関係があるのか否かを含めましてまだその事実関係は私どもには具体的に明らかになっていないというふうに理解しておるわけでございます。そのうち第十五安洋丸も帰国する用意もございしますので、保安庁の聞き取りによつて全容が明らかになるのではないかと、かように考えております。

○星長治君 米国人のオブザーバー、いわゆる日米漁業協定によりまして、北洋底びき船並びに母船式サケ・マス、こういう船に乗っていることは承知しておるわけでございますが、なかなか海上における移乗というものは御案内のとおり難しい。それで、今後の日米漁業交渉については、このオブザーバーの問題について配慮しながらひとつ交渉に当たっていただきたいということをここで要望したいと思ひます。

さて、お伺いしたいことは、カツオ・マグロ漁業が二〇％転換をいたしました、いわゆる構造改善事業がございまして、それで、五十八年度から漁業経営負債整理資金、五十九年度から漁業構造再編資金、こういう名目のものと、今、日銀連、金融機関、こういう方々がいろいろ作業を進めておるわけでございます。この問題につきましても金融機関との云々はありますか、まずこれからお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(渡邊文雄君) 御指摘のように、現在、従来負債整理資金と言つておりましたものについての運用が行われているわけでありますが、ただいまの大変恐縮でございますが、金融機関の

何とおっしゃったかちよと……。

○星長治君 大体十二月で八十億の金が消化されたというのを聞いております。さらに二百億を消化するだろうと言われておるのですが、その間におきまして負債整理資金にしようとしても、金融機関が云々と言つてそれを拒否したり待たしたことがあるかどうかひとつ、もう一つ、あなた方が出した要領によりまして、いわゆる系統金融機関以外、金融機関もこれは含まれておりますが、たとえば燃油資金とか造船、それからまた仕込みやそういうものも負債整理に入るといふ要領がございまして、この問題につきましてもどうなっておりますか。

○政府委員(渡邊文雄君) 御質問の後段の方からお答え申し上げたいと思ひます。

油の買掛資金などのことではないかと思ひますが、そういったものにつきましますものが整理対象債務として入るかどうかということにつきましては、私どもの実施要領等によりましては、御指摘の油の買掛に伴う一般債務に含めて運用することにしたしておるわけでございます。

前段とも関連をいたすわけでございますが、融資機関が融資の審査に当たりまして、そういった債務を、これはいいけれどもこれはいいやだといううな形での選別があるかどうかにつきましては、具体的に私どもの方は承知をいたしております。ただ、いずれにしても金融融資でございますので、金融機関が何かしらの判断に基づいて、限度額その他の決めもございまして、丸々融資希望者の言うとおりにあるいはならなかったという例もないわけではないという感じはわかつていではないわけではございませんが、具体的にこういうものが対象外になる、こういうものは対象の中に入るといふような運用を特定の金融機関がしているという報告には接してはおりません。

○星長治君 二年前でしか、漁業信用基金協会の保証制度の問題について、いわゆる関係のある金融機関が二〇％云々という問題がございまして、それが、団体と水産庁がいろいろ接衝した結

○政府委員(渡邊文雄君) 御指摘のように、現在の特選漁業を中心とした漁船漁業につきましては、経営上の悩みというのには非常に深刻なものがあるわけであり、関係者の持つております借入金、相当部分を占めます漁船の建造資金につきましても、御指摘のように農林公庫資金が相当割合あるわけであり、これにつきましても延滞のやむなきに至っている事例も数多くあると思われ、御指摘の通りです。

私どもの方は、むしろ公庫とも横で連絡をとりながら、非常に困難な状況にある漁業者から無理に約束事であるからといって償還期にあるものの償還を督促するようにならなければ、生きるものも生きがなくなるという場合もあり得るわけなので、むしろ私の方から公庫の方にお願いをいたしまして、できる限りの実情に合った償還期限の面倒を見るようにというようなこともあわせてやっておるわけであり、先生からはそれでは不十分だという御指摘があるわけですが、現在あります融資制度をできるだけ弾力的に運用することによりまして、事態がどうやら好転するまでの間のつなぎを何とかしてでもつけていきたい。

それとあわせて、やはり一番問題なのは魚の需要が現在伸びていない。むしろ減りぎみであるというところの方がベースの深刻な問題としてあるわけでありまして、そういう中長期的な視点に立った需要喚起策というものもあわせて行っていくことによりまして、何とかこのむずかしい時期を切り抜けていきたいというふうな考えを御承知しております。

○星長治君 水産問題の最後になりますけれども、長官、本日にいろいろなお話を聞きました。しかしながら、どうぞひとつこのカツオ・マグロと同じような負債整理というものを一日も早く実行させるように、例えば底びき、イカ、まき網、いろいろな漁種がこの問題を待ち焦がれているような状態でございますので、その点を配慮していただき、これは答弁を求めませんから要望いたします。

す。どうもありがとうございます。あと一つ、農政関係の質問に移らしてもらいます。

食糧庁長官がおられますけれども、長官を見ても水産庁長官に見えて困るのですが、一言申し上げておきます。

第三期水田利用再編対策について先ほど稲村さんが質問したのでございますが、需要供給計画です。この問題がいろいろ議論されましたが、どうも先ほど稲村議員が言うとおりの不安でしようがない。なぜ不安かと申しますと、やはり単収が四百八十四キロですか、それが四百五十四キロしかとれていないでしよう。それと同時に、二百八十四万ヘクタールが二百八十八万ヘクタールしかやっていない。そうなってきまうと、この四十五万トンというのはまじまじと余るのですか。この点からまずお伺いしたい。

○政府委員(小島和義君) 今期の水田利用再編対策の前提となっておりまして米の需給の見通しでございますけれども、まず水稲の潜在生産量、生産調整を行わなかった場合にどれだけの米がでるかということでございますが、水稲で千三百七十五万トンと見ておられるわけでございます。そのベースになっております潜在作付面積、つまり転作が行われなければどれだけの米がでるか、この面積でございますが、これは昭和五十七年度の潜在作付面積、これから壊廃等の見込みを差し引きまして二百八十四万五千ヘクタールというふうに見ております。

また、単収の問題でございますが、御承知のように五十八年の平均単収は四百七十八キロ、実際には作況指数九六ということで四百五十九キロでございます。予定どおりの生産が上がっておりますが、その平均単収をもとにいたしましたので、今後の三年間の平均単収というのを見たわけでございます。これは実は実際に作況で発表されますものは、その年に米をつくっております分の平均の収量という格好で出てまいりますが、私どもは

潜在的なものでございますから、それよりは多少数字が少ないわけでございます。四百八十一キロというふうな第三期の単収を見ております。それらをもとにいたしまして必要な主食用の米の量、さらには在庫積み増し量というものをほじきまして、差し引き幾ら調整を必要とするか、こういうことで需給計画ははじいておられるわけでございます。作柄が平年どおりであれば、この需給計画どおりの数字が実現するというふうに見ておられるわけでございます。

○星長治君 どうも時間もありませんので、大臣にお伺いしたいと思います。

牛肉、オレンジ等の農産物輸入自由化、枠拡大も我々はこれに反対しているわけですが、やはり農業を守らなければなりません。第一次産業を守っていかねばなりません。そういう意味においては、我々は自由民主党のいわゆる総合農政調査会なり、そしてまた農林部会におきましてまたま言っております。何としてもこれは守っていただきたい。

それで、私が不思議に思うのは、ある新聞の報道ですが、二月二十六日、「総理決断で来月中決着」、これは内容をどうも書いていないのです。これが真実かどうか伺いたい。

○国務大臣(山村新治郎君) 全然当方の関知しないこととさせていただきます。そうかといまして、では私と総理と農産物で話し合ったかと、これもまだ全然していません。この新聞記事に関しましては、当方は全然関知しないこととさせていただきます。

○星長治君 最後になりますけれども、しつこいように甚だ恐縮でございますが、私は東北生まれでございます。どうぞひとつこの第一次産業を守るために、自由化、枠拡大を絶対阻止するように頑張ってください。お願い申し上げます。終わります。

○川原新次郎君 時間がございませんので、簡単に御要望を兼ねて申し上げたいと思っておりますが、実は昨年の十一月にアメリカに行つてまいりました。そして向こうの農業団体のトップの方々と

接触、あるいはまたオレンジの中心地、サンキストを中心とした幹部の方々と接触、続いて今度はワシントン農務省でいまま農産物をバックで握っているといわれる大統領補佐官のトレーシーさんからの面会を向こうから要求されましてお会いしてまいりました。

そして、その三つの間でいろいろな詳しい、厳しい話し合いもいたしました。その間に、申し上げると、佐野局長がここにおられますけれども、局長は役人の立場ではありますけれども、今日まで向こうとの接触の中では非常に強く、力強く感じたことをばこの機会に敬意を表してお礼申し上げます。ところがそういうふうなやりとりを繰り返しているが、しかし非常に厳しい状況に置かれて、いま日本の農村がでんやわんやの非常に悲痛な叫びを上げておられるようでございます。

これを例えて言うならば、大臣がかつてハイジャックされた飛行機に乗って、その乗せられていく乗客は震え上がつておったであろうと思うのです。ところが、いままさにこの日本の果樹農家、畜産農家というのは、そのハイジャックされている飛行機の中にあるような気持ちだと思っております。いつアメリカがこれを爆破しようとするのか、それを守ろうとし、守らなければならぬときに、たまたまいまの大臣がまたそのハイジャック機に乗り込んでおられる。まことに何か因縁だと思ひますけれども、あのときの気持ちを持ってひとつこれに対処していただきたいと思うのですが、これは対処しなければならぬ理由が農水省としては大いにある。

というのは、そのハイジャック機に例えて言うところ、いま乗り込んでいる果樹農家、畜産農家はそれが手を引く張つていって乗せたかといふと、日本政府が乗せたのであって、農水省が乗せたのだ。というのは、昭和三十年代の半ばに、農業基本法というものを制定して、そして、もう普通作じやだめだ、畜産だ果樹だ、行け行けどんどんとやらしたのは農水省なのだ。ところが、その線に

いったことを踏まえまして、一昨年、五十七年度に大幅な漁業共済制度の改正が行われたわけでございまして、御案内のように、長期共済契約方式の導入とか、あるいはそれまで義務加入制度になじむものについて掛金の補助等があったわけでありましたが、その限度を従来二十トン未満であったものを一昨年に百トンまで引き上げるといふようなこともいたしたわけでございます。その他財政的な手当てもいたしまして、当時百数十億ありましたが、赤字のうち、たしか七十億と記憶しておりますが、それにつきましてはこれを棚上げをする、その間の金利につきましては政府が助成するといふような措置も講じてきているわけであります。

○星長治君 先生御指摘のように現在の漁業共済制度に全然問題がないというふうに私も思っておりますが、関係方面の努力によりまして、さらにこの制度を健全なものにするように努力はしてまいりたいと思っております。

○星長治君 私は今長官の話を聞いたのですが、なるほどこれはいろいろ改善されていることはございしますが、なかなか思うような改善がされていないというのが今日の状態でございまして、それで、私はこの漁業共済制度というものを取り上げまして、担保力にするような方法をとったらどうだろう、いわゆる金融の担保にするような方法をとったらどうだろう、そうすれば基金協会というものの行き方というものを考えられるだろう。それからもう一つは、今漁船保険というものが担保になっております。これは皆さん御承知のとおりだと思ひますが、やはり企業者でございしますから、担保によって金融の道が開ける、こういうことでこの問題をひとつ御検討なさっていただきたいと思ひますが、いかがでございますか、お伺いしたい。

○政府委員(渡邊文雄君) 御案内のように、漁船保険の場合は物の保険でございますので、金融を伴って漁船を建造した場合には恐らく例外なく質権設定がされ、それを担保にして金融が行われているというふうに私は理解をいたします。

漁業共済につきましても、先生御指摘のようにまだまだ不十分なようではございますが、ある程度そういう動きも出てきているようではございますので、先生の御指摘等を念頭に置きながらこれからこの面での円滑な運営に心がけてまいりたいと思っております。

○星長治君 先ほど菅野議員が指摘しましたが、水産物の輸入の問題について触れてみたいと思ひます。何といひましても漁業の不振というものは燃油の高騰、それからまた二百海里の問題、輸入の問題が大きな原因になっている。

先ほどマグロの問題を出したわけでございしますが、二〇％マグロが減船した。しかし、果たしてこれがいいのだろうか。どうか。ほかの国々のために二〇％減船したのだったらこれは大変なことになる。この問題もマグロならマグロの調整というものはどうすべきか。

それからまた、サケ・マスでございますけれども、先ほどサケ・マスのことで云々されましたが、確かに国内産は相当、十二万トンとれております。ところが、ふ化のやり方についても私は欠陥があったんじゃないだろうかと思ひます。現に私はふ化をやっています。ところが、われわれも悪かったとこれは痛感しておりますが、最初はどうも限りの卵の安いのを買ってやろうというふうな考え方を持った。これは私一人です。ほかの組合はどうだかわかりません。それで北海道の安い卵を持ってきた。ところがこれがいわゆる黒い魚になって四年後にあらわれたというのが現在の状態です。それでそれから、十一月過ぎ、十二月にとれる魚は内地でみんな黒い魚ばかり。本当に食べても何にもうまくないサケがとれてきている。これが相当値段の足を引っ張っている大きな原因になっております。これらはやはりわれわれとしても是正していかなければなりません。

それにつきましても、大体二十五万トンぐらしか食べていないサケだったのでございますが、今日の状態でアメリカから十萬トンも十一萬トン

も輸入するなどということは五年前六年前に考えられなかった事態でございまして、あの当時はせいぜい三萬トン、四萬トンであればこれは大きな数字だと言ったのですが、九萬トン、十萬トン。ベニザケだからといってサケに変わりはない。サケに変わりはしないのですから値段の影響というものは大変なものでございします。やはりマグロなのを調整しながらやっていっていただきたいと思ひますが、それについていかがでございますか、お伺いしたい。

○政府委員(渡邊文雄君) マグロにつきましてはもう先生御案内だと思ひますが、数年前から事前確認ということとで韓国の水産庁と私どもが三カ月に一週打ち合わせをいたしまして、その期間の価格動向等を見ながら数字を決めまして、その数字の範囲内におさまるかどうかを確認するという手続を経て、比較的円満に運用してきていると思っております。

ただ、国産の水揚げが予想以上にふえたようなときには韓国からの輸入量を即座に調整するということが至難のわざのために、時々値崩れを起こすことがあるわけでございまして、そういうときにはその次の限年度数量等の取り組みにそれを反映させますというふうな形の調整を今日まで行っております。

サケ・マスにつきましては、そのような仕組みが、相手の国に大量に入漁しているという事情もございましてなかなかいたしにくいわけでございしますが、いずれにしましても、一つには先生からも御指摘ございましたように、国内のふ化放流の結果も関係してくるサケ・マスをより品質のいいものにします。ギンケ―ブナケではなくてギンケ―に、要するに早い時期に戻るようなものにしていく。あるいはサクラマス、できればベニにまでふ化放流の輪を広げたいというふうにも考えているわけでありまして、そういう努力をする一方、当面、輸入につきましてもやはり輸入業者と国内生産者がそれぞれ話し合う。そして国内の需給に見

合った輸入が行い得るようお互いに理解を求めるということとはそれなりには大変意義のあることだと思ひます。先ほど御答弁申しましたように、そういう機会をつくることにつきましても役所としても一緒に努力をしてみたいというふうに考えておるわけでございします。

○星長治君 いろいろお話を承りましたが、大詰めに参りましたので今度は金融問題に絞ってひとつお伺いしたいと思ひます。サケ・マス、マグロの場合には大体二〇％減船をいたしまして負債整理を適用してもらった。しかしながら、底びきもイカもそれからまだ他種が相当あるわけでございします。

それで、先ほど申し上げましたとおり、大体いまの漁業家の借入金金が三兆円あるだろうと予想されております。ところが、私がこでそんなことを言つて甚だ恐縮でございしますが、いま仮にこの三兆円を払えとなつたら一兆円が支払い不能になるんじゃないだろうか、こう考えております。

それで、制度資金、いわゆる国が関係した制度資金で、基金協会保証が毎年代位弁済をしている数字が相当大きくなつてきている。私はその数字は何ぼあるかというところは求めません。それと同時に、農林公庫が扱っておりますところの建造資金の延滞も相当な数字になっているんじゃないだろうか、こう思うのです。それで、毎年六百五十億円ぐらゐの維持資金とか経営安定資金を出したのではどうにもならない。これはちょうど車のよ

うにぐるぐる回るだけのことだ。果たして回ればいいけど、そこで回れなくなつたら一体どうなるのだろうか。ところが、基金協会の代位弁済も公庫の代船建造の延滞金もこれは全部政府のものだ。そういたしますと、三年後、四年後のことを考えましたならば、現在のままでいいたら三〇％ぐらゐの倒産者が出てくるだろう。そして関連して、いわゆる保証人になっておられますので相当な数字の倒産者が出るのが目に見えています。ここで思い切った金融対策をとらなければならぬと思ひますが、それについてひとつお伺いしたい。

ばな話じゃ本当に申しわけないのですけれども、きょう午前中から林業のこと、農業のこと、漁業のこと、いろいろお話がございました。それで、私は先ほどもちょっとお話がございましたけれども、漁業のことにつきましては国内的な施策、何せ規模の小さい、そしてまた脆弱な基盤の上に立っておりまして、沿岸漁業にいたしましても、明るい兆しがあるといえども、なかなかそう大きく変わるわけではないだろうと思ひます。い

わんや、遠洋漁業につきましては減船、過日はまた、とうとう生命を失うような事故が相次ぐというところで、さらにまた、漁業交渉、漁業外交ということを踏まえてこれを進めなければならぬ、こういうことで、漁業、水産業についても大臣の所信でもいろいろ述べられておりますから、これはひとつ漁業問題についてもしっかりと漁業外交について強力に推し進めていただきたいということでお話するのですが、御答弁はどうでしょうか。

○国務大臣(山村新治郎) 漁業外交に対する基本的な考え方ということでございますが、昨年末行われた日ソ、ソ日漁業交渉、あるいは米国の漁業交渉の結果を見ますと、我が国漁船の各国二百海里水域内での操業に各沿岸国の水産業の発展、政治問題、貿易問題により大きく左右されるような状況に今ございます。二百海里体制下でこうした各国の動きは今後ますます強くなってくるのじゃないかと思ひます。私といたしましては、粘り強く関係国との交渉を行っていくと同時に、また海外漁業協力の推進、これらを通じて我が国の漁業の海外漁場の獲得、これらも目指してまいりたいと思ひます。

○藤原房雄君 時間がありませんから、また後日それらのことを踏まえてお話ししたいと思ひます。

きょうは、大臣はまた衆議院の方にいらっしゃるといふことで、時間が非常に短いものですから、ここで同僚議員の方が後になると時間がなくなるというので、大臣にちょっと御質問したいというところから、お譲りしたいと思ひます。

す。

○刈田貞子君 大臣にお伺いをいたしますが、先日の所信を讀ませていただいて、その中に、来年に「国連婦人の十年」の最終年を迎えておるにもかかわらず、婦人の問題について一言も触れられていないことにつきまして、大臣も婦人問題企画推進本部の構成員の一員でありになりますから、所轄の農水省の事業あるいは問題として婦人問題にどんな御所見を持っておられるか、一言お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(山村新治郎) 婦人の問題を忘れておるわけではございません。農家、農村において重要な役割を担う婦人の地位向上ということは今後の大きな課題であると私は思っております。生活改善普及事業等の充実を通じて農村婦人の地位向上に今後とも努力をしていく考えでございます。

○刈田貞子君 細かい事業の内容については後ほど所轄の課からお伺いいたしますけれども、午前中からいろいろ伺っておりますと、農村の問題というのはどんな条件を伺っても明るい見通しの話がない中で、そういうしく寄せは全部農村の婦人の肩に重くのしかかっているという実情がかなりあるようでございますので、どうぞ大臣もその点お心に置かれまして、ぜひその施策に動んでいただきたい、このように希望いたします。

○藤原房雄君 それでは食糧問題といいますが、当面する問題をちょっとお伺いしたいと思ひますが、国民食糧の安定供給を確保するということは政府にとりましては非常に重要な役割、責務だろうと思ひます。このことについては大臣も所信の中で「今後の世界の食糧需給の展望を見ましても、中長期的には食糧を許さないものがあります。このような状況のもとで、一億二千万人にも及ぶ国民に食糧を安定的に供給するためには、国内で生産可能な農産物は極力国内生産で賄うという方針のもとに、農業生産の担い手の育成を中心として、農地、水資源の確保、技術の向上を含めた総合的な食糧自給力の維持強化を図

ることが肝要であると考えております。」「このように述べられておるわけですね。これは金子農林大臣も同様に自給というところについて原則的には、しかし、足らざるものは輸入しなきゃならぬ、そういうことで進めなきゃならぬということをおっしゃったことがございますが、中長期的な世界の食糧需給見通し、こういう中で国民食糧の安定供給確保というところについて今いろいろなことが言われておるわけなので、大臣はこれらについてどのような御認識を持っておりますのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(山村新治郎) 国内で生産できるものは国内で生産して国内で賄うということを基本にいたしまして、そしてどうしても土地制約上などございまして輸入しなければならぬものは日本の農産物の需給状況を見まして、この日本の農業というものが着実に発展を続けるというふうなものと調和のとれた形で輸入というものは行っていくべきであるというぐあいに考えております。

○藤原房雄君 我が国の自給率ということがよく言われるのですが、自給率、自給力といいますが、カロリーベースで五〇％とか言われておるのですが、そういう中で国内の生産、これは終戦直後の水準ということが言われているのです。こういうことで安易な輸入というものに依存しますと国の行く手にまた大きな禍根を残すというところが叫ばれ、国会決議や委員会決議とかいろいろなことがなされておることは御存じのとおりであります。こういう日本の自給率が非常に低いということは先進国の中でも異例といえますか、イギリス、フランス等においても自給率が上昇しつつある、こういうことから見まして、中長期的に見ますと現在の日本の自給の状況というのは決して樂觀し得られるものではないし、これに對しては何かの施策はしなきゃならぬ、そういうことで今日までも着実に対策は講じられてきたのだと思ひます。しかし、世界のいろいろな諸情勢の変化の中でなかなかこれが進んでいないのが現状です。農産物の自給の現状というものの對して大

臣がどのようにお考えになつていらつしやるのか、先ほどもちょっとお話ありましたけれども、ひとつ見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(山村新治郎) 確かに先生言われましたように、カロリーベースで自給率を見ますと、日本の場合は五三とか言っておりますが、アメリカが一三三、フランスで一一九、西ドイツで七五、イギリスで六〇というふうなことをいろいろ勉強させていただきました。何にいたしましても、国内で今後ともやはり自給できるもの、特に穀物自給率は三三％ぐらいということも聞いております。しかし、麦だとか大豆とか、これらについてはもっともっと力を入れていくべきではないか、そういうぐあいに考えております。

○藤原房雄君 今まで当委員会ではちろんのことですが、本会議の代表質問等におきましても総理は、食糧は自給が基本だ、このように胸を張っておっしゃってございました。また、金子前農林大臣も中曾根内閣の国務大臣としまして、今日の需給動向から当分の間牛肉についても輸入枠拡大の必要なし、このようにはっきりおっしゃってございました。この点については大臣がかわつても考え方には変わりはないだろうと思ひます。ですから、新大臣をお迎えしてまずその考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(山村新治郎) 金子前大臣がおっしゃいましたのは、国内の需給状況を見て要らないものは要らないということを言われたと私は思っております。私も金子大臣と同じような考えでやっております。

○藤原房雄君 今日の需給動向から当分の間牛肉についても輸入枠拡大の必要なし、こういうお話だったですね。その基本的な考え方については大臣も同じだということですね。

ところで、農産物のというか、牛肉、オレンジを中心といたします輸入問題については、これは相手のあることですからなかなか大変な問題だろうと思ひます。しかし、日本は日本の国情があ

従ってなるほど畜産、果樹という方向で努力をしていた。畜産も大いなる施設が要る、長期化も要する、金の返済がかかる。果樹というのは植え込んでも四十年間際に植え込んだミカンのは植え込んでも四十年間際に植え込んだミカンは昭和五十年になつてようやく採算がとれるようになるのだ。これは私が農家の本人だから。自分の子供が五名、孫子一緒にいま二十五名住んでいる男ですから、農業のくわを握って。それだから農業の味は酸いも辛いも全部わかつておる。そういうふうなものなのだ。

ところが、それが借金をその間抱えて、まさにそれをば払い込んでいけるか。ミカンがなり出したというふうな、あるいは牛飼いのなれたというときには、今度はこれはだめだからやめなさい、自殺しなさいと言わねばかりのような結果を出そうとするのは、これはとても忍びないことであつて、やはり農水省が指導をしてきた責任、大臣はかわつても、役人はかわつても、先輩がやらしてきたことをば何らかの形で守つていかなければならない。当初申し上げた、私がいろいろな接触をやつてきたアメリカの中でこれは容易ならざることであるということ等もよくわかりました。

その中で言われたことに、レーガンの選挙が来年来る、去年の十一月会ったわけだから。と同時に、中曽根さんの選挙も来るじゃないかという言葉が出てきた。それが私は頭に来て、何を言っているのだ、私はこういうふうな農民の立場にいるのだぞ、レーガンのために政治をやっているのじゃない、中曽根さんのために選挙をやっているのじゃない、日本の農業を守り、日本の農民の将来を守るために私は闘っている男だから、これはそう守りながら仲よくいけるならば結構なことだ、そういうような議員がやはり日本の国会の中にたくさんいるのだということを考えてやらなかつたならば、これは大変なことになりますよ、という議論をしたわけですが、そういうような議論をした私としては、いまこれは厳しい状況にあるということはおわかりしております。今度は、さつき変な例えで言いましたけれど

も、あのハイジャックの中で、韓国まで飛んだときの大臣の心境で、今度はおれが引き受けるのだ、どんなことがあつてもこれは普通通じや引つ込めない。かつて中川大臣が、あのアメリカでの接触の中でけんかになつて、決裂してそして引き揚げて飛行場まで来た、それをアメリカが逆に呼び戻してようやくあの案がまとまつたということ、中川大臣本人から当時詳しく私は一農民の立場で聞かされた。そのようなひとつ体を張る決意をばここでしてやつていただきたいということをおえてお願いし、激励いたしまして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(山村新治郎君) ただいまの御趣旨を体して交渉に当たつてまいります。特に当委員会は一昨年、五十七年五月の十三日、農畜水産物の輸入自由化反対に関する決議、そしてまた本年一月二十六日の農畜水産物の輸入自由化、枠拡大問題に関する申し入れ、この趣旨を体しまして農民が、農業者が犠牲にならないように、我が国農業が着実に発展していくということを念頭に置いて交渉に当たつてまいります。

○藤原房雄君 きょうは大臣が初めて当委員会に参りまして質疑をするわけでございます。所信に對してということでございますから、各般にわたる農業を取り巻く諸情勢、農林漁業に関する諸問題があるわけでございます。どちらかというところと大ざっぱな話になるのかもしれませんが、私も当面する問題について大臣の所信を過日承つたわけでございますが、それをさらにまた大臣のお考えをひとつ明確に御答弁をいただきたいものだと思うのであります。

最初に大臣に申し上げたいのは、過日の内閣総理大臣の施政方針演説、三十分近い演説でありましたが、現在日本の内外にわたつております諸問題は各般にわたりますから、それはもう一つ一つ取り上げることはできないことは重々わかつておりますが、しかしながら、これだけの演説の中に、今私どもがこんなに真剣に論議をしております農業問題——自民党の先生でももう目を怒らして激励を

しておるという、こういう状況です。それなのににもかかわらず、総理大臣の施政方針の中に一行も入つてないのです。農林漁業の問題は、「生産性の向上を中心とした農林水産政策の推進」という、これだけです。これは農水大臣として、閣僚の一人として、この現状の非常に急迫を告げる認識があるならば、当然これは、総理大臣の原稿を交えるなんというわけにいかぬかもしれぬが、事前に何らかのお話があつてもしかるべきだし、またこの現状を憂える気持ちがあればならぬ、私は私と思うのですけれども、男山新さん、こういう現状をどう受けとめていらつしやるのか。

私は、今もう衆議院の一般質疑もございまして、なかなか落ちつかない、今お水を飲まれたようですから落ちつかれたかもしれませんが、これは何もけちをつけるわけじゃないのだけれど、また監視しているわけじゃないのかもしれませんが、また監視しちゃうと我々としては寂しいといひますか、そんな監視されたのか——教育も大事ですよ。私もこの教育については一生懸命取り組んでいきたいと思ひますが、それはそれとしまして、半行にも足りない。これで農林漁業問題が終つたという、それに対してまた一言もお考えもなれないこととすると、これはちょっと我々も考えを変えなきゃならない、こう思うのですが、まずひとつ大臣の御所見をお伺いしたいと思うので

○国務大臣(山村新治郎君) 総理が農業を監視しておるというふうなことは絶対にないと思ひます。私が農水大臣をやつてくれという事で言われまして、何にしても一番重要な農業問題だ、しっかりとやつていただきたいということを言ひましたので、その言葉でも監視ということはないと思つております。

○藤原房雄君 それは、各大臣が行つたら、運輸行政をしっかりとくださいと言ひに決まつています。厚生大臣には、厚生行政をしっかりとやりなさいと言ひに決まつています。だから、

私は何も監視しているわけじゃないだろと思うのだけれども、現在山積する諸問題がありますから、全部のことを網羅するわけにはいかないだらうと思ひますがね。総理の演説をあのひな壇で聞かになつたと思うのだけれども、やはりこの農林問題にもう少し力を入れてもらいたいなという感じがあつたのかないのか。まあ、しょうがないやという感じがしたのか。もう少し総理も力を入れて何かしゃべつてもらいたいのだ。おとしですか、所信演説には、総理になつて初めるときは三行ありました。今度は半分ですよ。もう来年はなくなるのじゃないかと思うのです。総理というのは全体の日本の国内情勢、国際情勢を踏まえて、その認識、その所見を述べるわけでありまして、多い少ないということでは私は言つていないのではありません、それは山村農水大臣が大きくカバーすることだろうと私は思ひます。そこあたり何だかそつけない答弁じゃなくて、きつとひとつ……

○国務大臣(山村新治郎君) 一番大事な農林水産行政と申ししたので、きつとほかの大臣にはそんなことは言わないと思ひます。私には本当にはつきり、一番大事なのでひとつしっかりと願ひたいことを申されました。私もそのつもりで一生懸命取りかかつてまいりますのであります。

○藤原房雄君 その意気込みで、意気込みといひますか強い決意でひとつ、現在のどの面を見ましても明るい兆しのない農林漁業の問題につきまして真剣に取り組んでいただきたいし、山村農水大臣のときにこういう方向性がきつと見出されたというふうな実績をぜひおつくりいただきたい。外務大臣は留任になったのだけれども、農水大臣の留任というのは余りないみたいだけれども、これはもう本当に一つの実績をつくるまではこの職を離れないぞというぐらいの意気込みでやつていただかねと、一年ごとにかわられて、まあ、かわつてもいいのですけれども、ひとつ強い決意で臨んでいただきたいということであります。

それで、漁業についても総括的に、余り大ざつ

す。言葉をかえて申しますと、期間的に、あるいは地域的に米が偏在するというようなことがございますすると、どこかで米の不足が起こるという状況になりますので、それを絶対に避けるということが必要になってまいっていると思います。また同時に、ただいま先生がちょっとおっしゃいましたけれども、仮需要といったようなものがございました、流通段階に不要な在庫があるといったようなことにありますと、これもまた問題が起こるわけでございます。そこで、真の消費者の需要に見合った形で米の供給を行っていく、それによって需給の売却操作をやっていくということが必要な段階である。これはそのとおりであると思っておるわけでございます。

そこで、これをうまくやってまいりますために、私どもは三つの期間を設けまして、この期間の中で売却予定量というものを公表いたしまして、これを操作していくことにいたしております。米穀年度というのは、先生御案内のように、十一月から始まりまして翌年の十月までまいりますので、最初の第一・三半期と申しておりますが、これは十一月から二月まで、それから次が今問題になっております三月から六月、第三・三半期というのが七月から十月、この三つに分けておるわけでございます。

そこで、ただいまの問題になりました第二・三半期でございまして、ころの三—六月における売却予定量をどう決定するかということで、実はこれを二百二十四万トンということで公表をいたしまして、つい二十九日に公表いたしましたわけでございますが、この部分が去年に比べて少し少ないではないかというところに、あるいは米の不足が起きているのじゃないかというようなことで議論がされた次第でございまして。

ところが、この売却予定量と申しますのは、既に私どもが去年十一月に公表いたしました年間で供給予定総量、これを六百六十万トンと想定をいたしております。先ほど連続性のお問い合わせがありましたので申し上げますが、この六百六十

万トンに対応いたしておりますところの五十八米穀年度の計画は六百七十万トンでございました。それに対して六百六十万トンということでこれを設定いたしておるわけでございます。この六百六十万トンのうちで第二・三半期を二百二十四万トンということで設定いたしたわけでございます。二百二十四万トンと申しますこの計画が、実は前年の実績、これが三・六月で二百三十八万トンでございましたために、これが約五%程度平均して減っているということからあるいは削減されたというふうに考えたのではないかと、いうふうに思うわけでございます。

ただこれは先ほども申しましたように、私どもはむらなく平均的に、計画的に政府米の売却をするということが必要でございまして、それを考えますと、前の期間でございます十一月から二月までの第一・三半期におきまして実はやや政府米の売り渡しが多くなっております。ところが米の実態は、家計調査その他から消費の動向を見ますと、明らかにこれは、それほどふえておらないというよりもむしろ末端の需要は減っておるわけでございます。そこで、恐らくこれは在庫の積み増しがかなり流通段階であったのじゃないかというふうに考えられます。さらに加えて、この期間には明確に、二月の十五日に消費者米価の値上げをいたしておりますので、そのための仮需等もあるたがいはないかというふうに考えられます。したがって、このような流通の在庫で調整をすべきものは調整をしなきゃいかぬということを一つ考えました。

それからいま一つは、この三—六月期における売却予定量は当然実態的な消費者の需要に見合つたものにいたさなきやならぬというふうに考えましてこの二百二十四万トンを設定したわけでござります。こういうふうにいたしますと、一番肝心なことと申しますか、要するに端境期、我々が最も売却の操作におきまして重要視しております七月から十月までの期間、この期間において最も適当な価格政府の手持ちも持ちましてこの時期に備えていく

ということができ、るわけであります、さような
観点から実はこの三―六月をこのような形で設定
したということです。

ただこれはあくまでも供給予定量でございます。そして、私どもが消費者が購入されます数量をカットするなどということは全然考えておりません。要するに、このような状況で過不足なく操作を行っていくためにこういうことをやっただけでございます。もちろん末端のお米屋さんにお米が切れるというようなことがあったら大変でございます。それから、その点は十分にこの計画の実態を見ながら実施に当たっていくということを考えておるわけでございます。さように御理解をいただきましたと思います。

要は、先ほど申しましたように、むらなく適切に売却を行っていくということのために行ったものでございます。

○鶴岡洋君 最初に大臣にお伺いいたします。

質問がこま切れになつて大変恐縮ですけれども、大臣の時間もこま切れなのでいたし方ないと思います。それと、同僚の藤原議員が先ほど質問した内容とダブる点もありますけれども、ちょっと角度を変えて大臣にぜひ伺いたいと思います。

大臣の所信については先ほど一端をお伺いしましたけれども、大臣も千葉県でございますし、私も千葉県でございますので、千葉県は農業県として有数の県でございますので、その千葉県におられる大臣にとっては、農業については深い理解と、厳しい現状の認識はだれ以上も持っておられる。こういうことで全国の農業者は新大臣に大変期待をしておるわけでございます。

しかし、日本の農業の現状といえば非常に厳しいものがございます。食糧の自給率から始まって自由化の問題、農産物の価格の問題、それから高齢化した労働力の問題、加えて日本の食生活の問題等でございますけれども、こうした問題を抱えています。大臣の目指す日本農業のビジョンといいますか、これはどのような構想を大臣は持っておられる

るか、その点を最初にお伺いいたします。

○国務大臣（山村新治郎君） いま先生がおつしや

いましたように、確かに農業の内外からのいわゆる難問題、外からは市場開放要求、また内にありましては行財政改革の推進ということで、効率よい農業の推進ということを求められております。このような状況に対処しながら、農業者が将来に夢を持ち、意欲を持って農業に取り組むことができるようにということで、中核農家の経営規模の拡大、それと農業生産基盤の整備、技術の開発普及、村のすべての住民に就業と生きがいの場を与える「豊かなむらづくり」の推進、これら各般の施策の推進によりまして生産性の向上を図りながら、我が国農業の体質強化と農村社会の活性化に努めてまいりたいというぐあいに考えております。

○鶴岡洋君 私のお聞きしたいのは、大臣のことはと言いたいところをお聞きしたかったです。いままで各大臣の所信は国会が開かれるたびに行われるわけでございますけれども、基本方針は大筋で変わるところはございません。この大臣の所信表明を見てもわかりますように、これは六ページですか、「このような基本的な課題にこたえ、二十一世紀へ向けて、夢のある明るい農林水産業、農山漁村の実現」というふうに書いてあります。これは私から言わせれば、いつもおっしゃっていることでもございますし、日本の農業の実情を知らない方々に二十年後、三十年後の日本の農業のいわゆるPR用パンフレットを読んでいるようなものではないか、このように思うわけです。そこで、大臣、新大臣になって所信の中で国民に特に訴えたいものは何なのか、この点はいかがでございますか。

○国務大臣(山村新治郎君) 特に出しましたのは、まず四年続きの不作ということもございまして、「たくましい稲づくり」、それとともに「健康な土づくり」、「豊かなむらづくり」ということで、夢を持って農業に取り組んでいただけたらという事で、新しいものとしてはこれが出たと思

り、今申し上げたように自給率が低い。それを何とかしなければというので国内的な政策、これは去年も酪産法を改正いたしまして肉牛につきましても対策を講じよう、こういう施策を、そしてまた今後の計画も立てて進めていこうというやさきであります。こういうことですから、相手のある交渉ではございますけれども、日本は日本として踏まえなきゃならないことが、絶対譲れないものがあると思うのです。私は、この農産物交渉が始まったときに、アメリカでは日本の現状について日本が余りにもPRが足らないのじゃないか、外務省や農水省は一体何をやっているのか、こんなことをよく言ったのでありますが、ここ四回、五回の交渉の中でお互いに国内の事情というもののについては知り過ぎるほど知り過ぎる現状にあるのではないかと思うのです。そして、きのうからも三月に入りまして、こういう中でいつまでも同じことを繰り返して言い合っているもこれは解決の糸がほぐれるわけじゃございません。

最近、いろいろな雑音といいますが、我々には新聞情報しかないのですから新聞情報でお話しすると、そんなことはございませんと。詳しく言えと言つと、それはちよつと言えませんと。どうすればいいのか、本当に。では任してくださいますか、これは本当にどういふうになつてゐるのか。先ほどから大臣が大臣の腹の内をいふこととお話しておるわけで、聞かれないことを聞こうなんていつたって無理なことなのだろうし、また外交交渉ですからそれは私にもよくわかりますけれども、とかく今日の日本の国もこういうものを一步一步確保していこうということと法律もつくり、そして法律も改正し、そして着実に進めつつあるという現状であります。この交渉事はきのうきょう唐突に話が出てきたわけじゃありません。そういうことで、お互いの事情というのはお互いによく知り合っている仲間でのこの三月いっぱい何とかが決着をしよう、こういう現状ですね、こういうことになつてゐる現在、頭越しに政治決着のような形とられたり、それから

またお金で何とか解決しようなどと、そういうことがあつては、農民の納得のいかないような解決方法といひますか、交渉結果で妥結するような結果になつてはいかぬ、私はこう思うのですけれども、大臣どうでしょう。

○農水大臣(山村新治郎君) 新聞でいろいろ皆さん宸襟を悩ましておるということで申しわけなく思つておりますが、実はいろいろ新聞に出ておりますが、我が方は全然、農林水産省としては関知しないこととございまして、頭越しに政治決着というようなことはございせん。近日中に農林水産省としても担当官をアメリカへ派遣いたしまして、いろいろ周辺の地ならし等をやらせる予定になつております。

○農原房雄君 交渉の相手はアメリカの通商代表部ですね。国務省から、それからまたあちこちからいろいろな、どう言つたか言つたというそういうことで一喜一憂してゐるという、一番アメリカの窓口になるそこを話をしていかなければならない。通商代表部の責任者との話というのは、その話は非常に確実な話なのでしうけれども、周辺を固めるといひますか、周辺に理解を与えるということとは大事なのではないか、新聞に出てゐるのはどつちかというところの周辺の話が主なのではないか、新聞情報が必要しも、関知しないという大臣のお話ですけれども、当たらざるも遠からずという感じもあるのではないかと感じもします。

そういうことだけに、私もにはどうなつてゐるのだという気持ちが私に切れないものがあるのです。今、国会は衆参予算を中心にして非常に多忙をきわめておる中でありまして、そういう中で三月に決着しなきゃならぬという大きな任務を背負つておるわけでありまして、これはいづれにしても大臣もそのときが来たらもう一肌二肌も脱がなきゃならぬ。さつきのお話じゃありませんが、一億二千万の人たちをハイジャックされてゐるようなもので、この解決のためにはもう命が幾つあつても足りないような状況ですが、この改正のためには強い強い決意で、そしてまた今日まで

営々と築いてきた農業者を泣かせることのないような決着でありたい、こう私は思うのですが、どうでしょう。

○農水大臣(山村新治郎君) 先生のおっしゃるとおりの当委員会での決議、申し入れをいたしたいしております。私も農業者が犠牲にならないように、我が国の農業が着実に発展していくということを念頭に置いて交渉に当たつてまいります。

○農原房雄君 時間がありませんから次をお伺いするわけでありまして、米の需給問題についても最近大きく話題をにぎわして、また午前中からいろいろお話がございました。

一、二点だけちよつとお伺いしておきたいのですが、数字や何かについては私もいろいろ資料をいたしたいのですが、今度の三月から六月末の卸売業者への販売量の五割削減といひますか、五割を減らしたということについて、農水省としましては、これは仮需要があるのだからそれを圧縮したことと消費者には大きな影響はないのだという言い方をしておるのですが、去年の実績とことしの現状、それからまた、ここに至つて手直しをしなきゃならないということとは、さつき食糧庁長官も言つていましたけれども、やはり米の現状というのは非常に厳しい、それをきめ細かにしなきゃならぬのだと、こういうことだといふこともちよつとお話の中にはあつたようでありまして、きめ細かにやるのはいいのですが、あるものは限られておるわけですから、机の上の数字の計算でやりくりしましてものはない、こういうことで、一体現状はどうなのか。去年も早場米を少しも食い過ぎてしまつてゐるわけですから、ことしの暮れには一体どうなるのだという、こういうものがあるのです。

○政府委員(松浦昭君) まず、全体の需給について御説明をし、それから政府管理米の需給について御説明をするのが順序かと思ひます。

全体需給につきましては、先ほど御説明をいたしましたように、余り細かくは繰り返しません。五十九年度年度の総供給量、これは五十八年度米が残りながら四年連続の不作でございまして一千三十七万トンとこの数字は決まつてゐるわけでございます。これに前年度米の十万吨の持ち越しと、それから五十三年度米の今後の引き継ぎの需要、これが大体十万吨から十五万吨、あるいはもう少しこれがあるかもしれないが、このような五十三年度米の売り渡しということを加えて供給をいたしてまいりました。一方におきまして、一千五百万トンの需要ということをおきまして、一千五百万トンの需給に問題はない、こういうことで御答弁を申し上げた次第でございます。その結果、十万吨程度の持ち越しに翌年度に引き継げるであらうというふうに申し上げたわけでございます。

ただ、この数値は、あくまでも農家の手持ち、保有といつたような部分が入つた数字でございまして、実際上の需給の操作の面で一つの大きな要素でございまして、政府管理米、つまり自主流通米とそれから政府米、政府が直接に買入れ、売り渡してありますところの政府米、この両方から成り立つておる政府管理米がどうなつてゐるかというところにあると思ひます。この点が先ほど御指摘ございました五割削減とか制限とか言われておりますことに通じておるわけでございます。

そこで、その点を御説明いたしますと、政府管理米につきましても、私も先ほど申し上げたように、これは国民の必要とする米穀の数量は確保できる、特に問題はなかつたといふふうに考えておるわけでございますが、これも先ほど御答弁申し上げましたように、ひとところに比べまして政府米の在庫水準はかなり低下いたしておりますので、その意味では私も必ずしもゆとりが十分にあると言えない状況での操作に万全を期していかなくやならぬといふふうに考えてゐるわけでございます。そのようなことで考えてまいりますと、この政府管理米を全期間かつ全国むらなく安定的に供給していくということが必要なわけでございます。

けれども、そういう対応がないために特にこうい
う大きな被害になっておる。千葉県でも一番暖か
い房州の先端に被害が大きく出ているということ
でございます。

被害の施設としては、今言ったビニールハウ
ス、ビニールトンネル、作物はトマト、キュウ
リ、イチゴ、シュンギク、こういうために農業生
産者は大きな打撃を受けて政府の援助を今待つて
いるわけです。この被害状況からして一つは激甚
災の指定、それから天災融資法の発動、自作農維
持資金の貸し付け、こういう資金対策の点につい
てどうされるのか、現時点で結構ですからお答え
願えればありがたいと思います。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

天災融資法の発動につきましては、被害状況を見
きわめる必要がございます。被害状況を見き
わめるについては、先ほど田中審議官の方からお
答えいたしましたように、融雪を待たざるを得な
いという事情がございますので、今のところ確定
してお返事がしにくいわけでございますが、いづれ
にしても被災者の資金対策につきましては、農林
漁業金融公庫法の主務大臣指定施設資金の災害復
旧費といえますもの、それから自作農維持資金、
そういう資金を活用いたしまして、被害の実情
に応じた適切な対処をまいりたいというふう
に存じております。

○鶴岡洋君 ももちろん、雪が解けて集計をしない
とこれはわからないわけでございますけれども、
現時点の状況からいって激甚災の指定、天災融資
法の発動ができればいいのかなのか、その辺は
どうなんでしょうか。

○政府委員(佐野宏哉君) 今のところちょっと天
災融資法につきましてはいづれともお答えしにく
い状況でございます。

それから、激甚災害法につきましては、天災融
資法に係る部分の激甚災害のことを指しておられ
るのだと存じますが、これは天災融資法が発動で
きるかどうかということが今まだ私どもとしては
いづれとも判断しかねておるような状況でござい

ますので、同様でございます。

○鶴岡洋君 もう一つ豪雪地帯を視察した結果、
農産物について、これは細かいことかもしれませ
んけれども、先ほど言ったように積雪量は多い。
それでことしの雪の状態というのは、例年ではい
く、一月にどつと降って少し休んでまた二月以降
、三月以降るときも降り続きますけれども、こう
いう状況で降雪がある。しかし、ことしの場合は一
月も多かったけれども、二月に入つて急激に多く
なる、こういう積雪状況です。それも連綿的に降
つておる。そこへきて例年になく寒気がひどい、
寒い。そういうことから雪質が例年よりも細か
いというか、縮まるというか、そういう状況でス
キーにはいいのでしようけれども、いわゆる雪が
縮まって結局解けにくい、こういう状況だと地元
では私は聞いてまいりました。そうすると、当然
雪解けを待つて春耕する農家にとっては、これは
春作付にしてもちよつとおくれてしまうわけデ
ス。そういうことであるということになれば、作
付はおくれ、そこへきて今度は生育はおくれ、品
質は低下してくる。こういうことが予想されるわ
けです。

そこでお聞きしたいのは、春耕作業がおくれ、
農業被害も大変予想されるという現状で、春耕対
策については万全を期して、いわゆる耕地の消費
対策をとつていかなきゃならないのじゃないか、
こういうふうに思うのですけれども、この対策に
ついてはどんなふうに考えておられるか、お聞き
したいわけなんです。

○政府委員(小島和義君) ただいまお話がござい
ましたように、ことしの豪雪の状況並びに気温の
状況からいいますと、融雪が遅延いたしました
農作業の開始がおくれるという懸念があるわけ
でございます。農林省といたしましては、毎年一月
の末に春夏作の技術指導というのを県に派遣を
いたしておりますが、その中におきましても、気象
条件の推移によつては必要な融雪促進剤をまく、
さらには融雪時の融雪水の排水対策ということに
ついて特に指導の徹底を図るようということをや

各県に対して御通知いたしておるところでござい
ます。

昭和四十年代におきまして、この融雪促進剤の
助成というのをやつた時期もあるわけございま
すが、何分にも消耗品の補助であるというこ
と、それから個人補助であるというふうなことか
ら、昨今ではそのような助成をいたしたことはご
ざいませんで、今次豪雪に対しても同じような扱
いをするを得ないのじゃないかという感じでお
るわけでございます。ただ、こういう雪の問題と
いうのはもちろん毎年あるわけでもございませ
ん。何年かに一回はあるわけでございますから、
その都度の融雪促進剤の助成というよりは、むし
ろ融雪時に速くしかも均質の健苗を大量に生産で
きる共同育苗施設の設置を進めるといふことの方
がより本格的な解決であろうと存じまして、過去
数年米そのことの促進、助長をいたしてきたわけ
でございます。全国で眺めてみますとまだカバ
ー率というのは必ずしも多くないわけございま
す。北陸あたりに行きますと、もう三割ぐらい共
同育苗施設でカバーしておるといふ数字も出てお
ります。今後ともそういうことや恒久的な対策と
いうものにウェイトを置いてこの問題に対処した
らいいのではないかとこの問題にたいして私ども
の考えでございます。

○鶴岡洋君 助成もやつてもらいたいし、融雪促
進剤の利用ということも研究されておるようござ
いますけれども、先ほどから言っているように
私は千葉県なので余り雪の経験というのはないの
ですけれども、今日まで私は災害対策特別委員会
でやつてまいりまして、雪害についてはいろいろ
承知をしているつもりでございます。雪国の人に
とつては我々の想像以上に苦勞されている。除雪
の問題から始まって、先日行つて、これは笑い話
かも知れませんが、例えは融雪剤、火力発
電所のすすすすか、それを融雪剤に使う。使えば
黒いものですから太陽の熱を吸収して速く解け
る、こういうことで使うのでしようけれども、一
反歩千八百円ぐらいというふうに聞いておりま

す。それは融雪剤の一つとして方法かもしれませ
んけれども、何しろそこを今度は猫が夜歩く。猫
というのは一晩に一里も二里も歩く。これが帰っ
てきて汚い真黒いのがうちへ上がつて畳が真っ
黒になる、布団が黒くなるという被害がある。
これは我々が実際に地元の人に聞かなくてわ
からない。こういう笑い話みたいなものがありま
すけれども、いづれにしても農作業がおくれれば先
ほど言ったように作付もおくれる、品質も低下し
てくるということでございますので、雪国の人々の苦
勞を真に受けて助成もぜひとも、また特例でも結
構ですからやつていただきたいし、この融雪剤の
研究にも真剣に取り組んでいただきたい、これを
要望しておきます。

次に、養蚕の振興について小島局長にお伺いし
ますけれども、養蚕業界には農家だけでなく製糸
業、絹織物業者など約十五万人が従事しておりま
す。大臣も御存じかと思いますが、養蚕農家、製
糸業者、蚕糸関係者等の現状というのは、日本の
農業と同じようにその一つとして大変な深刻な問
題になっていることは事実でございます。蚕糸砂
糖類価格安定事業団の在庫がだぶつて、ことし
は一月現在十七万五千俵となつておるわけデ
ス。これは御承知のとおりです。したがつて、在庫の
増加、生糸価格の低落で蚕糸業界は不況で最悪の
事態になつておるわけなんです。大体この不況の原因
はどこに起因をしておるのか。もちろん価格の低
落とか需要の低下というものは聞いておりますけ
れども、実際にこういふ不況の原因はいろいろ
あるでしようけれども、具体的にどこに起因して
いるのか、お教えいただきたい。

○政府委員(小島和義君) 非常に端的に申し上げ
れば、需要が年を追うて減つてきておるという一
語に尽きるだらうと思つてます。ちなみに昭和五十
三年ごろ我が国の絹の消費量は四十六万俵ほど
ございました。それが昨年の場合には三十万俵を少
し切るというところまで落ち込んでおるわけ
でございます。そういう消費の減退が価格の低
落にもつながり、また事業団の在庫増加にもつな

っております。

○鶴岡洋君 農業というものは国の基であり、それから基幹産業というふう言われているわけでございます。しかし、先ほど言ったように、現状というものは非常に厳しい日本の農業の現状になっておるわけですね。

特に、この問題も先ほど取り上げられましたけれども、日米農産物交渉の問題ですが、日米農産物の市場開放については、この一年半ですか、二年ですか、何年か大きな政治問題になっておるわけでございます。生産者にとっても、先ほどハイジャックの話が出ましたけれども、深刻な問題になっておる現状でございます。

東京ラウンドの交渉において、一九七九年にからんきつについては日米間で、牛肉については全体の輸入数量について日豪間で、いわゆる高級牛肉について日米間で合意が成立しておりますけれども、その日米間の合意期限も今月いっぱい、三月いっぱい、こうなっているわけですね。

当初、私の聞いている範囲では、新大臣になって二月の初めころアメリカへ行つて農産物の自由化問題について決着をつける、こういう話も私は聞いてはおるのですけれども、その後大臣は何か消極的になったような感じも受けるけれどもないわけですね。先ほどからお話があるように、相手があることですから難しい点もあるかと思ひますけれども、どうも農林大臣として消極的になったような、そういうふう感じられてならないわけですね。私は、言うべきところは大臣が先頭に立つて訪米してきちつと決着をつけることが、勇気ある皆さんの期待を受けた新大臣ではなからうか、こういうふう思ふわけですね。日米農産物の問題は外交問題かもしれないけれども、これは外務大臣がやる問題でもなければ、大蔵大臣がやる問題でもなければ、最終的に責任を持って決断するのは大臣だと思ふのです。

そこで、この現行の協定期限の切れる三月を目前に控えてその対応策はどういうふう思ふておられるのか、先ほど聞きましたけれども、もう一度大臣から伺いたい。

それと、今言いましたように、大臣が先頭を切つてこれはやらなきゃならない、こういう問題であると思ひますので、大臣、訪米はするのかわどなにか、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(山村新治郎君) 先生のおっしゃる通りに、大臣になってすぐ二月にも行つてもらうことになるとは、大臣にしろぬというふうな話でございます。ところが御存じのとおり、一月二十日に向こうからも事務当局が参りまして当方と話し合つたわけでございます。ところが、全然隔たりが大きい過ぎてどうにもならぬというところでございまして、それを受けてというふうな形になります。

安倍外務大臣の訪米になったわけでございますが、安倍外務大臣が参りまして、アメリカも弾力的にはなつてきたと。初めはかなり強硬だったそうでございますが、弾力的になつてきたから日本側もひとつ弾力的に何とか三月末までに話をつけるようにしていただきたいと思います。しかしまだ行つても、今先生がおっしゃいましたように、行つてけんかをやつて帰つてくるのは簡単でございますけれども、これでは日米間というものを険悪なものにしてしまひますし、また今まで実は話し合ひによつて日米合意というものがこの農産物であるということでもアメリカの議会の対日強硬派に対する抑止力にもなつておるといふことも聞いております。ですから、行つた場合にはやはり何としても話はまとめて帰つてくるというふうな自信を持つて行かなければなりません。

そこで、先ほど申しましたが、近日中に農林水産省の事務当局が向こうへ行つていろいろ土台づくりと申しますか、話をするわけでございますが、それにしても、先生のおっしゃる通りに三月末が期日でございます。安倍外務大臣が行つて帰つてきたときには実は二、三カ月中にということ、ゆつくりこれはまだ余裕があるのかと思ひましたら、せんだつてマンズフィールド大使がおいでになつて、何としてでも三月中にこの話し合いをつけることが日米関係の友好につながるの

だからというふうなお話もございまして、今鋭意努力中でございます。

○鶴岡洋君 重ねてお聞きしますけれども、それは大臣は行くつもりはあるのですか。

○国務大臣(山村新治郎君) もう大体決着がつくというふうないろいろな方面からの交渉を重ねて、その時期が来ればいつでも参ります。

○鶴岡洋君 三月末だけど、その時期が迫ればと、もう迫つておるのですけれども、どうなのですか。近いうちに行くのですか。

○国務大臣(山村新治郎君) 二、三日うちに担当官がアメリカへ参ります。そして向こうの状況等をよく調べてこちらへ連絡が来るわけでございますが、何とか三月中にこれを要結したいという気持ちでございます。

○鶴岡洋君 わかりました。

それでは次に、豪雪の被害について端的にお伺いしますので、答への方も端的にお願いしたいと思います。

ことしの冬の異常豪雪は、所によつては三八、五六豪雪ですか、それをしるぐ積雪量でもあり、また規模では全国的な降雪がございました。余り雪を見ない太平洋側も何十年ぶりという降雪が出ておるわけでございます。したがつて全国的に被害が出ておるわけでございます。政府も二月十日には豪雪対策本部を設置して、道路交通の確保、当面の重点項目を決めて緊急対策を講じておられることは私も承知をしております。

私も実は、二月の二十七、二十八日ですけれども、つい先日新潟県の豪雪地帯であります小千谷市とか十日町市、川西、塩沢、中里、被害のあつた中里へ行つてまいりました。けさ実は十日町の方から電話がありまして、きのう、おととい降つた雪が二日間一メートル五十という話もありました。したがつて、予想以上の雪がこつは降つておるわけでございます。それに加えて、ことしの降雪量というのは多い上に寒さが非常にきつて、こういうことで根雪の深さというのですか、これが特に生活する住民に大きな悩みの種となつ

ているわけでございます。農林水産委員会でございますので、この農業被害についての、二、三お聞きしたいと思ひます。

まず、ことしのこういう状況の中で、今日までのぐらゐ農産物の被害が起きているのか、簡単に御説明いただければと思ひます。

○政府委員(田中宏尚君) ことしの豪雪の被害につきましてもまだ雪がかなり積もつておりました、全国的な被害状況の把握というのは融雪を待ちませんと確定いたしませんけれども、現段階で我々が県からの報告として集計しておりますのは全体で三百六十四億という額に上つております。その内訳で、一番大きいのはビニールハウス等の施設園芸関係の被害でございまして、これが二百二十二億、それから農作物などの被害といたしまして百二十四億、それから林野被害が十八億というふう報告されているわけでございます。

地域的に見てみますと現時点でございまして、四国、九州の被害額の報告が多々ございまして、北陸なり東北というところの豪雪地帯の被害につきましても地域の状況から申しまして、農作物被害というものが大きなものにならうかと思ひますけれども、林野でございまして、果樹でありますとか、こういうものが融雪を待ちまして結構な被害額というものが出てくるのじゃないかというのを心配しているわけでございます。

○鶴岡洋君 この被害でございまして、首都圏の食糧基地といひますか、私は千葉県なので申し上げるのですけれども、千葉県においては二月二十三日現在で被害金額が十億九千五百万で、被害面積は一千三百ヘクタール。特に多いところは九つの郡部がありますけれども、安房の被害面積が一千六百四十六ヘクタール、被害額が六億八千万という数字が出ておるわけですね。この数字の上から見ると、いま審議官のおっしゃつたように、雪に対する対応がなかったということが大きな被害をもたらしているのじゃないか。例えば四国であるとか九州であるとか、雪が降るだらう、降るだらうということで作付をすればこれはまた別です

は、これならいけるのじゃないかという感じを受
けましたので、ぜひそういうことで振興政策を強
硬にやっていたきたいと思ひます。

〔委員長退席、理事北修二君着席〕

それで、たくさんあるのですけれども、もう二
点だけちょっとお伺いしたいのです。

蚕糸振興のためにまず生糸と絹織物等の輸入削
減、先ほど言いましたように三つぐらい大きな点
はあるでしょうけれども、そのうちのまず第一が
輸入削減ではないかと私は思うのです。しかし、
生糸、絹織物、これは輸入が自由化されておきま
すのでなかなか難しい面もあると思ひますけれど
も、私は政府がこの点について非常に苦勞され、
この数年輸入削減の努力を続けていることはよく
承知をしております。しかし、繭生産者としては
まだまだ輸入が多いという実感を持っているのは
これは確かでございます。そういうことでござい
ますけれども、それにもかかわらず農水省は二月
十四日に乾繭六百トンの輸入を公表したわけで
す。これは新聞に載っておりますけれども、どん
な理由で余つておるのに輸入しなきゃならないの
か。これは具体的にどうしてこうしなきゃならな
いのか。抽象的なお答えではなくてお答え願いた
いのです。

○政府委員(小島和義君) これは繭に限りません
で、繭はもちろん生糸、絹糸、絹織物、たたいま
の需給事情からすれば、これを極力減らしていき
たいというのは私どもの願望でございます。恐ら
く通商産業省におかれても同じような思いでこの
輸入圧縮に御協力いただいているものと考えてお
るわけでございます。

ただいまの繭でございますが、これもいわば自
由化商品でございますから、かつては相当大量に
輸入されておったわけでございます。五十三年ご
ろの数字で申しますと、約四千トンぐらいの繭が
輸入されてきております。これが生糸になり、日
本全体の生糸の需給事情を圧迫するわけでござい
ますから、数年前から何とかしてこれを抑え込み
たいということで、年々その輸入数量を減らす努

力をしてきたわけでございます。

具体的な手段といたしましては、事前確認制度
というものによって調整をいたしておるわけでござ
います。この事前確認制度の対象になっており
ます繭のトン数でございますが、五十七年度の場
合で申しますと九百トンぐらいということにいた
してあります。ことは先ほど申し上げましたよ
うに、より一層需給が厳しいわけでございませ
うから、それをさらに減らしまして六百トンとい
うことになったわけでございします。したがって、繭
につきましてもかつて相当日本に対して輸出をし
ておった国があるわけでございまして、いずれも
これは発展途上国でございます。日本にもっと買
つてくれという大変強い外交的なアプローチがあ
るわけでございまして、その中で抑えに抑えてこ
こまでした、こういうふうな御理解いただければ
ありがたい次第でございます。

○鶴岡洋君 それではまだこの件についてお伺い
したいのですが、最後に一点だけ、大臣がおりま
せんのので局長からお答え願ひたいと思ひます。

先ほど村沢委員の方からもお話がありました繭
糸価格安定制度の問題ですけれども、これは昭和
二十六年にスタートしたわけでございします。当初
は、日本は生糸の輸出国であり、余剰生糸は輸出
で消化することができた時代もあったわけですが、
しかし、現在では事業団の在庫が先ほど言いまし
たように十七万五千俵、借入金は一億八千七百六
十億、一年間の金利、保管料、これは実に百六十億
というふうになっておるわけです。この数字は間
違ひないですね。この事業団の運営方法も今後改
善しなければならぬと思ひますけれども、い
ゆる繭糸価格安定制度については、引き続きどう
しても堅持する必要があるのではないかと。いわゆ
る製糸業者などを守っていく立場からそうしなけ
ればならぬではないか、私はこういうふうにおも
うのですけれども、重ねてこの点について局長から
はつきりとお答えをいただきたい。

○政府委員(小島和義君) 繭糸価格安定制度の基
礎で質問を終わります。

本格的なねらいといたしましては、糸の価格を安定
させることによりまして国内の養蚕を守る、こう
いう仕組みであると思ひます。現在のいわゆる
価格安定制度、特に中間安定制度と申しますの
は、需要の変動が循環的に来るということを前提
として成り立っておりますものだと思います。つま
り、需要が落ち込みましたときには事業団が買い
支えをする。しかし、いずれた需要が増加した
しましたならばその手持ちのものを放出いたしま
して供給を潤沢にすると同時に価格を冷やしてい
く、こういう前提で成り立っておりますわけでござ
います。

最近の繭の消費の動向を見ますと、五
十三年ごろをピークといたしまして毎年毎年落ち
込んでおるわけでございします。この趨勢がこ
のまま無限に続くのかどうか、それは何とも申し
上げる段階ではございしませんけれども、このよう
に需要の落ち込みが続いていく、反発がないとい
うことになりましたと、事業団が買い支えをして、
いずれた需要の回復を待つという仕組みが本格的に
おかしくなってくるわけでございします。果たして
そうなのかどうかということがまた一つの論点で
ございしますし、心配いたしておりますように需要
がさらに落ち込んでいくということになります
と、ただいまのような安定制度ではなかなか対応
し切れないという問題が出てくるわけでございま
す。この点につきましては、ただいま繭糸価格安
定制度の研究会をつくつて、学識経験者を中心に
研究を願つておりますが、その結論を踏まえなが
ら、制度についても今後考えなきゃならないと思
つておるわけでございします。

いづれにいたしましても、基本的な考え方は糸
の安定を通じて養蚕を保護していく、こういう
考えでございますので、その基本的な視点という
ものは私どもは常に念頭に置いて検討を進めるつ
もりでございます。

〔理事北修二君退席、委員長着席〕

○鶴岡洋君 今後改善しなければならぬという
理由もわかりますし、また仕組みも私はよくわか

っているつもりなのですけれども、養蚕農家、そ
れから製糸業者の立場を考へて現時点では堅持を
していく、こういうことに受け取つてよろしいで
すね。

○政府委員(小島和義君) 内容につきましては
申し上げたように、いろいろ検討を煩わしてい
る最中でございしますけれども、価格安定を図つて
いくという基本的な考え方につきましては答申の
とおりでございます。

○刈田貞子君 私は先ほど農林省の所轄の婦人対
策事業についてお伺いをし、頭だけを先にいた
だきましたけれども、その前に緊急で大変申しわけ
ないのですけれども、消費地における野菜の高騰
に対する対策についていささかお伺いをいたした
と思ひます。

昨日の新聞によりますと、農水省が消費地にお
ける野菜の高騰について緊急対策を講ずるとい
う報道が出ておるわけでございしますけれども、この中身につ
いてももう少し詳しく御説明を願ひたいと思ひま
す。

○政府委員(小野重和君) 去年の秋以来乾燥と低
温が続き、またことしの一月十九日以降大変な降
雪、それから低温でございまして、野菜の出荷
が、生産もそうでございしますけれども、減つてお
るわけでございします。このために野菜価格が大変
上がつております。去年は大変豊作だったのでそ
のために低かったのですが、平年に比べても高い
ということでございまして、特に三月は端境期で
ございしますので、三ヶ月を中心に総合的な野菜価
格対策をやりたいということでございます。

柱は四つございまして、一つは出荷団体あるい
は集荷業者に対して出荷あるいは集荷の促進
の指導をする、要請をするということございま
す。

二番目は、野菜供給安定基金がバレイショ、タ
マネギを保管しておりますし、またキャベツなど
につきまして契約栽培をしております。これを集
中の放出する。
三つ目は、キャベツ、大根などの重要野菜につ

がつておる、こういうことが最近の蚕糸関係の状況を端的に申し上げた姿であるというふうに考えております。

○國岡洋君 それはそれとして、それじゃこれは一体どうすればいいの、この点はどうなのですか。

○政府委員(小島和義君) 基本的にはその需給改善を図る必要があるわけでございまして、これまで数年間にわたりまして私どもの考え得るありとあらゆる対策を講じてきたつもりでございまして、まず、比較的需給の多かった時代に入っておりますが、外国産の生糸、絹糸、絹織物といったものの輸入数量を圧縮するというをやっております。

その意味で、これまで国産の繭生産については余り手をつけないということでもございまして、まあ、これは協定ベースの数字でございまして、圧縮をいたしておるわけでございまして、それから絹糸につきましても五〇%ぐらい、絹織物については面積ベースで六割ぐらい、こういう水準まで輸入を減らしてきております。また、供給を圧縮するだけではございまして、需要の喚起ということもぜひ必要なことであると思っております。

我が国の絹の需要は九割までが和服の需要でございまして、最近、生活様式が変わってまいりまして、生活の洋風化と申しますか、着物離れの現象があるわけでございまして、特に、若い人ほどそういう傾向が顕著でございまして、その意味で日本の着物のよさを認識してもらうということが必要でございまして、また若い人向けに着つけ教室とか、あるいは簡単に着られるいわゆるひとり立ち着物の開発、普及といったことも努力をしてきておるわけでございまして。

それから、いつまでも和服だけの需要に頼るということでも問題でございまして、洋装でございまして、あるいはインテリアでございまして、か、そういう新しい需要の喚起ということも必要というふうに考えておまして、先年改正していただきました繭糸価格安定法によりまして、新規用途等については事業団の在庫を市価よりも安く

売るという制度をつくっていただいたわけでございまして、その制度を活用いたしまして、これまでに全体で九千五百俵ほどの売り渡しをいたしております。新しいものをつくって売ろうという方

にはかなりな刺激効果があったのではないかと、このように考えておるわけでございまして、そのほかにも製糸業の構造改善でございまして、あるいは大変物議を醸したわけでございまして、基準糸価の切り下げ、あるいは繭の計画生産の推進、いろいろ対策を講じてまいりました。

が、全体の需給の改善という目に見えた効果が出てまいりまして、依然として需要が順次減っている、こういう中でございまして。

その意味で、これまで国産の繭生産については余り手をつけないということでもございまして、まあ、これは協定ベースの数字でございまして、圧縮をいたしておるわけでございまして、それから絹糸につきましても五〇%ぐらい、絹織物については面積ベースで六割ぐらい、こういう水準まで輸入を減らしてきております。また、供給を圧縮するだけではございまして、需要の喚起ということもぜひ必要なことであると思っております。

我が国の絹の需要は九割までが和服の需要でございまして、最近、生活様式が変わってまいりまして、生活の洋風化と申しますか、着物離れの現象があるわけでございまして、特に、若い人ほどそういう傾向が顕著でございまして、その意味で日本の着物のよさを認識してもらうということが必要でございまして、また若い人向けに着つけ教室とか、あるいは簡単に着られるいわゆるひとり立ち着物の開発、普及といったことも努力をしてきておるわけでございまして。

それから、いつまでも和服だけの需要に頼るということでも問題でございまして、洋装でございまして、あるいはインテリアでございまして、か、そういう新しい需要の喚起ということも必要というふうに考えておまして、先年改正していただきました繭糸価格安定法によりまして、新規用途等については事業団の在庫を市価よりも安く

売るという制度をつくっていただいたわけでございまして、その制度を活用いたしまして、これまでに全体で九千五百俵ほどの売り渡しをいたしております。新しいものをつくって売ろうという方

にはかなりな刺激効果があったのではないかと、このように考えておるわけでございまして、そのほかにも製糸業の構造改善でございまして、あるいは大変物議を醸したわけでございまして、基準糸価の切り下げ、あるいは繭の計画生産の推進、いろいろ対策を講じてまいりました。

が、全体の需給の改善という目に見えた効果が出てまいりまして、依然として需要が順次減っている、こういう中でございまして。

その意味で、これまで国産の繭生産については余り手をつけないということでもございまして、まあ、これは協定ベースの数字でございまして、圧縮をいたしておるわけでございまして、それから絹糸につきましても五〇%ぐらい、絹織物については面積ベースで六割ぐらい、こういう水準まで輸入を減らしてきております。また、供給を圧縮するだけではございまして、需要の喚起ということもぜひ必要なことであると思っております。

我が国の絹の需要は九割までが和服の需要でございまして、最近、生活様式が変わってまいりまして、生活の洋風化と申しますか、着物離れの現象があるわけでございまして、特に、若い人ほどそういう傾向が顕著でございまして、その意味で日本の着物のよさを認識してもらうということが必要でございまして、また若い人向けに着つけ教室とか、あるいは簡単に着られるいわゆるひとり立ち着物の開発、普及といったことも努力をしてきておるわけでございまして。

それから、いつまでも和服だけの需要に頼るということでも問題でございまして、洋装でございまして、あるいはインテリアでございまして、か、そういう新しい需要の喚起ということも必要というふうに考えておまして、先年改正していただきました繭糸価格安定法によりまして、新規用途等については事業団の在庫を市価よりも安く

売るという制度をつくっていただいたわけでございまして、その制度を活用いたしまして、これまでに全体で九千五百俵ほどの売り渡しをいたしております。新しいものをつくって売ろうという方

にはかなりな刺激効果があったのではないかと、このように考えておるわけでございまして、そのほかにも製糸業の構造改善でございまして、あるいは大変物議を醸したわけでございまして、基準糸価の切り下げ、あるいは繭の計画生産の推進、いろいろ対策を講じてまいりました。

が、全体の需給の改善という目に見えた効果が出てまいりまして、依然として需要が順次減っている、こういう中でございまして。

その意味で、これまで国産の繭生産については余り手をつけないということでもございまして、まあ、これは協定ベースの数字でございまして、圧縮をいたしておるわけでございまして、それから絹糸につきましても五〇%ぐらい、絹織物については面積ベースで六割ぐらい、こういう水準まで輸入を減らしてきております。また、供給を圧縮するだけではございまして、需要の喚起ということもぜひ必要なことであると思っております。

我が国の絹の需要は九割までが和服の需要でございまして、最近、生活様式が変わってまいりまして、生活の洋風化と申しますか、着物離れの現象があるわけでございまして、特に、若い人ほどそういう傾向が顕著でございまして、その意味で日本の着物のよさを認識してもらうということが必要でございまして、また若い人向けに着つけ教室とか、あるいは簡単に着られるいわゆるひとり立ち着物の開発、普及といったことも努力をしてきておるわけでございまして。

それから、いつまでも和服だけの需要に頼るということでも問題でございまして、洋装でございまして、あるいはインテリアでございまして、か、そういう新しい需要の喚起ということも必要というふうに考えておまして、先年改正していただきました繭糸価格安定法によりまして、新規用途等については事業団の在庫を市価よりも安く

売るという制度をつくっていただいたわけでございまして、その制度を活用いたしまして、これまでに全体で九千五百俵ほどの売り渡しをいたしております。新しいものをつくって売ろうという方

だから高いというイメージは、あそこには陳列され、販売されているものを見ると、私はそうは感じませんでした。製品の見た目、耐久性、それから肌ざわりとか、また価格等々を考え合わせると、他の繊維製品よりずっといい感じを私は持ったわけです。しかし、一般的には絹製品というこういうことで高いというイメージがまだまだ消費者にはあるように思うわけです。したがって、今言った需要拡大のためにはさらに流通経路の見直し、そして適正な価格で売れるようにすれば需要はふえるのではないかと、このように思っております。流通経路の改善とそれから販売促進のPRの点については通産省としてどういうふうな努力されてきたのか、またこれからどうされるのか。簡単に結構でございまして。

○説明員(竹内征司君) ただいま絹の需要をもう少し洋装方面に拡大してはどうか、こういう御意見と、そのための流通機構の整備という御質問でございまして。

洋装需要の拡大につきましては、私どもの方も、今後絹の需要が伸びるとすれば洋装方面であるというところで、新製品の開発に対する助成措置とか、あるいはシルクフェアの開催とか、ニューヨークで展示会を開きましたし、いろいろその分野の拡大策を講じておるわけでございまして。ただ、洋装分野になりますと、どうしてもやはり他の繊維との競争というものが非常に厳しい状況になってきます。したがって、他の繊維と比べて絹がどれだけ品質的に価格的に、その他デザイン的に魅力のある商品を提供できるかという点にかかっておるのではないかと、私は思います。

なお一層努力したいと思っております。一朝に急激に伸びるというところが望めないような状況にあるわけでございまして。

また、流通問題でございまして、絹の流通事情、流通段階というのは非常に多段階にわたっております。この点にはよく言われるわけでございまして、けれども、それぞれの段階におきまして大変苦勞しながら売っておるというふうな状況でございまして、

す。それほど利益率も高くないというふうな状況、あるいは絹の需要が減少しておるという状況で、どうやって売れるのかというのを苦勞しておるわけでございまして。しかしながら、絹の流通段階の多段階の問題はこれは絹だけとは限りませんで、繊維製品一般がそういうふうな流通段階が多段階にわたってございまして。

なぜそういうふうになったのかということでもございまして、やはり繊維製品全般といたしましては流行がある、あるいは売れ残りができる、そういうものをどうやってリスク分散していくかという点もございまして、流通経路の短縮がすなわち需要の拡大にすぐ結びつく、あるいは安定に結びつくということにはならないところが非常に難しいわけでございまして。長い歴史の経緯の過程から生まれました経路でございまして、これを一朝一夕で変えるということは非常に困難かと思っております。けれども、我々といしましては、繊維産業全般の流通の近代化という点につきましては、これは全般の問題として今後ますますやっていかねければならないと思っております。PRは、

○説明員(竹内征司君) PR関係につきましても、洋装関係でございまして、まず商品をつくりましてそれを展示していくということが非常に重要でございまして。したがって、その展示会を国内及び海外におきましてやっておるわけでございまして。海外というのは大体ニューヨークだけでございまして、そのほか政府の直接補助ではございませんけれども、都内の各百貨店あるいは近畿の各百貨店の御協賛を得ましてシルクフェアを開催いたしました。その期間を通じて百貨店協会等におきまして積極的にPRしていただいているという状況でございまして。

○國岡洋君 日本の技術というのは世界に最たるものがあるわけですから、流行があれば流行に乗っていかばいいのであって、そんなことは私は心配することはないと思うのです。需要拡大のためにPRをしつかりやっていく。私の見た感じでは

だから高いというイメージは、あそこには陳列され、販売されているものを見ると、私はそうは感じませんでした。製品の見た目、耐久性、それから肌ざわりとか、また価格等々を考え合わせると、他の繊維製品よりずっといい感じを私は持ったわけです。しかし、一般的には絹製品というこういうことで高いというイメージがまだまだ消費者にはあるように思うわけです。したがって、今言った需要拡大のためにはさらに流通経路の見直し、そして適正な価格で売れるようにすれば需要はふえるのではないかと、このように思っております。流通経路の改善とそれから販売促進のPRの点については通産省としてどういうふうな努力されてきたのか、またこれからどうされるのか。簡単に結構でございまして。

○説明員(竹内征司君) ただいま絹の需要をもう少し洋装方面に拡大してはどうか、こういう御意見と、そのための流通機構の整備という御質問でございまして。

洋装需要の拡大につきましては、私どもの方も、今後絹の需要が伸びるとすれば洋装方面であるというところで、新製品の開発に対する助成措置とか、あるいはシルクフェアの開催とか、ニューヨークで展示会を開きましたし、いろいろその分野の拡大策を講じておるわけでございまして。ただ、洋装分野になりますと、どうしてもやはり他の繊維との競争というものが非常に厳しい状況になってきます。したがって、他の繊維と比べて絹がどれだけ品質的に価格的に、その他デザイン的に魅力のある商品を提供できるかという点にかかっておるのではないかと、私は思います。

なお一層努力したいと思っております。一朝に急激に伸びるというところが望めないような状況にあるわけでございまして。

また、流通問題でございまして、絹の流通事情、流通段階というのは非常に多段階にわたっております。この点にはよく言われるわけでございまして、けれども、それぞれの段階におきまして大変苦勞しながら売っておるというふうな状況でございまして、

す。それほど利益率も高くないというふうな状況、あるいは絹の需要が減少しておるという状況で、どうやって売れるのかというのを苦勞しておるわけでございまして。しかしながら、絹の流通段階の多段階の問題はこれは絹だけとは限りませんで、繊維製品一般がそういうふうな流通段階が多段階にわたってございまして。

なぜそういうふうになったのかということでもございまして、やはり繊維製品全般といたしましては流行がある、あるいは売れ残りができる、そういうものをどうやってリスク分散していくかという点もございまして、流通経路の短縮がすなわち需要の拡大にすぐ結びつく、あるいは安定に結びつくということにはならないところが非常に難しいわけでございまして。長い歴史の経緯の過程から生まれました経路でございまして、これを一朝一夕で変えるということは非常に困難かと思っております。けれども、我々といしましては、繊維産業全般の流通の近代化という点につきましては、これは全般の問題として今後ますますやっていかねければならないと思っております。PRは、

○説明員(竹内征司君) PR関係につきましても、洋装関係でございまして、まず商品をつくりましてそれを展示していくということが非常に重要でございまして。したがって、その展示会を国内及び海外におきましてやっておるわけでございまして。海外というのは大体ニューヨークだけでございまして、そのほか政府の直接補助ではございませんけれども、都内の各百貨店あるいは近畿の各百貨店の御協賛を得ましてシルクフェアを開催いたしました。その期間を通じて百貨店協会等におきまして積極的にPRしていただいているという状況でございまして。

○國岡洋君 日本の技術というのは世界に最たるものがあるわけですから、流行があれば流行に乗っていかばいいのであって、そんなことは私は心配することはないと思うのです。需要拡大のためにPRをしつかりやっていく。私の見た感じでは

だから高いというイメージは、あそこには陳列され、販売されているものを見ると、私はそうは感じませんでした。製品の見た目、耐久性、それから肌ざわりとか、また価格等々を考え合わせると、他の繊維製品よりずっといい感じを私は持ったわけです。しかし、一般的には絹製品というこういうことで高いというイメージがまだまだ消費者にはあるように思うわけです。したがって、今言った需要拡大のためにはさらに流通経路の見直し、そして適正な価格で売れるようにすれば需要はふえるのではないかと、このように思っております。流通経路の改善とそれから販売促進のPRの点については通産省としてどういうふうな努力されてきたのか、またこれからどうされるのか。簡単に結構でございまして。

○説明員(竹内征司君) ただいま絹の需要をもう少し洋装方面に拡大してはどうか、こういう御意見と、そのための流通機構の整備という御質問でございまして。

洋装需要の拡大につきましては、私どもの方も、今後絹の需要が伸びるとすれば洋装方面であるというところで、新製品の開発に対する助成措置とか、あるいはシルクフェアの開催とか、ニューヨークで展示会を開きましたし、いろいろその分野の拡大策を講じておるわけでございまして。ただ、洋装分野になりますと、どうしてもやはり他の繊維との競争というものが非常に厳しい状況になってきます。したがって、他の繊維と比べて絹がどれだけ品質的に価格的に、その他デザイン的に魅力のある商品を提供できるかという点にかかっておるのではないかと、私は思います。

なお一層努力したいと思っております。一朝に急激に伸びるというところが望めないような状況にあるわけでございまして。

また、流通問題でございまして、絹の流通事情、流通段階というのは非常に多段階にわたっております。この点にはよく言われるわけでございまして、けれども、それぞれの段階におきまして大変苦勞しながら売っておるというふうな状況でございまして、

す。それほど利益率も高くないというふうな状況、あるいは絹の需要が減少しておるという状況で、どうやって売れるのかというのを苦勞しておるわけでございまして。しかしながら、絹の流通段階の多段階の問題はこれは絹だけとは限りませんで、繊維製品一般がそういうふうな流通段階が多段階にわたってございまして。

なぜそういうふうになったのかということでもございまして、やはり繊維製品全般といたしましては流行がある、あるいは売れ残りができる、そういうものをどうやってリスク分散していくかという点もございまして、流通経路の短縮がすなわち需要の拡大にすぐ結びつく、あるいは安定に結びつくということにはならないところが非常に難しいわけでございまして。長い歴史の経緯の過程から生まれました経路でございまして、これを一朝一夕で変えるということは非常に困難かと思っております。けれども、我々といしましては、繊維産業全般の流通の近代化という点につきましては、これは全般の問題として今後ますますやっていかねければならないと思っております。PRは、

○説明員(竹内征司君) PR関係につきましても、洋装関係でございまして、まず商品をつくりましてそれを展示していくということが非常に重要でございまして。したがって、その展示会を国内及び海外におきましてやっておるわけでございまして。海外というのは大体ニューヨークだけでございまして、そのほか政府の直接補助ではございませんけれども、都内の各百貨店あるいは近畿の各百貨店の御協賛を得ましてシルクフェアを開催いたしました。その期間を通じて百貨店協会等におきまして積極的にPRしていただいているという状況でございまして。

家の健全経営をどう確保していくか、こういう問題意識でございます。

三番目には、農家特有の問題といたしまして、生産と生活の場が同一の空間で営まれているという点がございまして、その生活空間をどのように改善、合理化するかという問題でございまして、これは生産空間の改善という問題と調和をとる必要がありまして、住居でありまして、具体的に申し上げますならば、住居でありますとか、あるいは生活に関連する諸施設を改善していく、こういったことについての役割というものがあのではないかと考えています。

大変抽象的で申しわけございませんが、包括的に申し上げれば、以上のようなことが農家における婦人のために今後力を入れていくべき分野ではないか、かように考えております。

○刈田貞子君 それでは、さらに細かく生活改善普及事業のことについて伺いたしますが、この生活改善普及事業の五十九年度予算が減額になっておりますけれども、この理由はどのようなところにございましょうか。

私の考えでは、こういう時期にも到来いたしておりますし、婦人問題には特に力を入れていただきたいということ、この減額は大変附に落ちないわけではございますが、その点御説明をお願いいたします。

○政府委員(小島和義君) これは五十九年度予算編成に当たりまして、政府の一つの統一的な方針がございまして、補助金に關して申し上げるならば、一律一〇%カットという各省通じての統一的な方針があったわけではございません。この生活改善関係の予算も、生活改善普及事業の交付金を除きましてほかの経費は、そのほとんどが補助金になっておるわけではございません。その意味で、一定割合の削減は免れなかったわけではございますが、ならして一〇%と言っておる中では、この予算は六%程度だったとしか記憶いたしますが、できるだけ減額率を低くとどめるようにいたしましたつもりでございます。

なお、内容的には、これまでやっておりました事業が終了いたしました減額になるという部分もございまして、決して六%というのは頭から決まってきたということではございませんで、積み上げの結果そういうふうになったというふうに御理解いただきたいと思っております。

○刈田貞子君 私が厚生省から出ている国民健康調査で調べさせていただいたところによりますと、農家世帯の有病率は年次を追ってふえてきているということ、五十二年ごろまでは都市部の方が有病率は多かったのが、五十二年ごろからは漸次郡部の方に有病率がふえてきているという実態がございまして、それからまた、一般勤労世帯よりも農家世帯の方に有病率が高くなっているという調査もございまして、

それからまた、農水省の農林婦人等健康推進特別事業報告の中では、農林婦人の健康について調べた結果で、おのが健康を異常なと答えた者が四一・一%、あと要注意、要治療を含めて五八%の人が何らかの健康の異常を訴えているという実情があるようではございますけれども、こういう実情を踏まえてこの生活改善普及事業の中の健康対策の事業についての推進方、やはりこれも予算減額になっているわけではございますけれども、どんなふうになるのございましょうか。

○政府委員(小島和義君) ただいま御指摘のございましたように、農林婦人の疾病状況と申しますか、大変高くなつてきております。これには一つには、農家の中における高齢者と申しますか、この割合が一般の家庭よりは高いという年齢差がございまして、多年にわたつて農作業、家事に従事してこられた御婦人の方が高齢になつて障害が出てくるということが十分あり得ることだと思っております。その意味で私も、この農林の婦人対策、生活改善事業でもそうでございますが、健康対策というのは一番の目玉と申しますか、重要なアイテムだと思っております。いかなる経営、いかなる生活といえども、やはり主婦の健康という

ことなくしては保ち得ないということではございまして、

具体的対策といたしましては、まず農業の方の問題があるわけではございまして、農業それ自体の進め方において過重な労働をしなくて済むようなシステムを考えたい、これは農業生産対策の重要な柱であると考えております。

それから、生活の領域におきまして、食生活の問題あるいは日常の時間管理の問題、その他健康に関連いたします幾つかの指導項目があるわけではございまして、それらを重点的に普及事業の項目としていきたいと考えております。

それから、最終的には医療という問題が出てくるわけではございまして、私どもは直接農村における医療にタッチする仕事をいたしておりますけれども、これは厚生省初め関係のところとよく連携をとりまして、その医療とか保健とかという面からの指導ないしは治療活動というものと私どもの握っております健康のための普及対策をうまく調和させ、連携をとりながら進めていくというふうな考えております。

○刈田貞子君 今、局長が言われたことはもともとなことではございまして、私はそういう意味から農林における婦人の生活指導というふうなことが大変重要な役割を持っているというふうなふうに思いますが、その任を担う生活改良普及員の存在を大変重要な役柄だというふうなふうに思っているわけではございますが、この生活改良普及員の職員数もここ五年の資料を見ますと減つていっているように思うのでございますけれども、この実態はどうなんでしょうか。

○政府委員(小島和義君) これは生活改良普及員だけではございまして、一昨年度まで農林省においていろいろな種類の補助職員制度を抱えていました。私も国家公務員もそうでございますが、数次にわたつていわゆる定員削減というのを実施してきておるわけではございまして、補助職員につきましてもほぼ同様の率で逐年補助対象人員を減らしてきていることが行われてきたわけではございます。かつて、たしか生活改良普及関係職員が

二千二百人程度おつたかと思いますが、最近時点では二千人をちょっと割つているというふうなことに相なつておるわけではございます。

そこで、実は臨時行政調査会でもこの補助職員のあり方につきましても大変厳しい指摘がございまして、このままいきますと補助職員であるがために事務の重要性とは別個にどんどん人間が減つてくるという心配もございまして、昨年通常国会におきまして農業改良助長法を改正していただきまして、普及事業につきましても一括の農業改良普及事業交付金という形にいたしました。これは予算定員上とんだん人が落ちていくということとは避けるようにいたしたわけではございまして、もちろん予算定員に四敵するものがなくなつたわけではございませんから、それだけの人を置くかということとは挙げて都道府県の御判断にゆだねられるということになります。考えようによりますと、それは大変いい結果を生む場合もございまして、逆に県の方針にかんによりましてはとんだん減らされていくという場合もあり得るわけではございます。

そこで、法改正に当たりまして、国がこの普及事業の運営につきましても基本方針を示しまして、県がそれを受けましてまた運営の計画をつくる、そこで両者すり合わせまして、具体的な人数を指図するという仕組みになっていまして、国の考えと各都道府県の考えがうまく調和をされまして、この事業全体が円滑に進められるようにという法的な手当てをしたわけではございます。この結果どういふふうな人員配置が動いていくかというところはこれから問題でございまして、一方で指導を進めながらその行方を注意深く見守りたいというふうなことを考えております。

○刈田貞子君 そうすると、農業改良助長法改正の結果、予算措置が変わつたことに関する結果はまだつかめないわけですね。私は改悪ではないかというふうな思つたりもいたしますのですけれども、いかがなものでしょうか。

○政府委員(小島和義君) これは改良助長法の改正の際にも私は申し上げたのでございますが、い

わゆる定率の人員費補助と申しますか、これはこれなりに大変安定した、助成制度としてはすぐれた点を持っているという事は私も否定するつもりはございません。ただ問題といたしましては、補助職員全体についてかなり厳しい批判が出てきておる。この中で改良助長制度をどうやって維持していくかという視点を立ちますと、ただいまの交付金制度もあながち悪い点ばかりではない、むしろ制度の安定性という点から見れば相当にいい点もあるのではないかと、こういう判断をいたしました。長短両方の面を比較検討いたしました結果改正に踏み切ったという経過でございます。したがって、この結果という定員の趨勢をたどるかという問題は今後において見きわめなければならぬ問題だというふうに考えております。

○刈田貞子君 私は生活改良普及員制度を大変重視いたしております。今後ともこの問題に関心を寄せていきたいというふうに思います。

それから、「国連婦人の十年」の国内行動計画後期重点目標を農林水産省の立場でつくられてございます。三点ございまして、この三点についておねねどんな状況と把握なさっているのでしょうか。

○政府委員(小島和義君) お話がございましたのは、一つは婦人が農業技術の高度化とかあるいは経営の多角化に対処した知識、技術を十分発揮できるように農業経営技術等に関する普及指導の充実を図るという問題がまず第一点でございます。

この点につきましては、先ほど申し上げましたように、従来農業改良普及事業、生活改善普及事業と別々の体系、別々の助成の仕組みを持っております。また、予算面で交付金という事で一体化いたしましたのみならず、具体的な現場の指導といたしましては、両普及事業が一体的に普及事業に当たるといふことで婦人に対する農業面の普及指導活動が従来にも増して強化されることになろうというふうに考えております。

それから二番目の問題は、農業生産、農家生活の担い手であります婦人が住みよい環境の中で適

正な労働に従事して健全な生活を営むことができれば、さらに作業条件の改善等、農村生活全般にかかわる総合的な指導を行うという事でございまして、先ほど私が申し上げましたようなことがすべてこれにかかわる問題でございます。健康対策などもまさにこのアイテムに含まれる問題だと思っております。

それから三番目の問題でございますが、婦人の自主的な社会参加を進めるための慣行の見直しでありますとか農業委員会、農協等の委員、役員等に積極的に参加できるように環境づくりのための啓発指導を行う、こういうふうなことが述べられておりました。これは実は農村のいわゆる慣習にかかわる問題でございます。なかなかその事態を変えていくことが難しいテーマでございます。

難しいテーマと知りつつあえて挑戦をいたしておりますわけでございまして、いろいろな農協の役員とかあるいは農業委員等に対する婦人の参加状況等を眺めてみますと、なかなか目に見えらるほど顕著なものはない状況でございます。これからは関係の部局と連絡をとりながら、要はやはりそれぞれ地域における意識の問題がございまして、行政の力ばかりではなくて、いろいろな社会啓発活動を通じて改変を図っていく、こういう問題だろうと思っております。

○刈田貞子君 婦人対策がなかなかいい方向には進まないというふうなお話もございましたけれども、今後ともそういう問題についてぜひお力を入れていただきたいと思います。

それから、最後に総理府にお伺いいたしますが、ただいま農水省の方の答えがありましたけれども、来年の批准に向けて国内法整備等いろいろ動いている中で農林省所轄の婦人対策をどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○説明員(松本康子君) 農山村の婦人の福祉と地位の向上につきましては、やはり国内行動計画の重点実施事項の一つでございますので、特にただいま農林省の方からお話のありました三点につ

きまして一層推進が図られるように期待してるところでございます。私ども今後とも省庁間の連絡を密にいたしまして目標の達成に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

○刈田貞子君 いずれにいたしましても、細かく連絡をとり合いながら農山村の婦人の地位向上、福祉充実という点に力を入れていただけたらと思います。

○下田京子君 ちょっと待ってください。経済局長も食糧庁長官もいないのです。それじゃ始められませんか、見えるまでよろしく。

○委員長(谷川寛三君) 速記をとめて。

(午後三時五十八分速記中止)

(午後四時十五分速記開始)

○委員長(谷川寛三君) 速記を起して。

○下田京子君 農産物交渉問題がもう本日に最終段階にきたのではないかと、いろいろ問題がございまして、今局長が見えないので、来週早々に塚田審議官が訪米されるという事でございまして、農産物交渉の基本的な姿勢についてだけでも一点だけしたいのです。

御承知のように、米側の要求が余りにも不当で、このまま農産物の市場開放ということに当たれば大変だというのは農産関係者、生産者ともそれよりのこと、消費者の側からも大変な不安とそれから怒りの声が上がってきているのは御承知だと思います。

特に私が今尋ねたいのは、農産物を際限なく自由化する事に不安を持っているのが生産者だけでなく消費者も含めてだ。できるだけ自給率を高めて、国内で安定的に安全な食糧を供給してほしいというのが大きく広がっていることは御承知だと思っております。その辺をきちんと踏まえた上で対応されていると思うのですけれども、いかがでございますか。

○政府委員(塚田実君) 牛肉、かんきつの貿易交渉問題につきましては、御案内のように一昨年の十月からもう一年半以上にわたって、五回になり

ますけれども、日米間の事務ベースで協議を行ってきたところでございます。私も今御指摘のように来週早々アメリカに立ちますけれども、このように五回も一年半にもわたって協議を行っておりますという自体は、協議の内容が非常に厳しくかつ激しいものがあるからであります。

私どものこの交渉に長い間当たっております基本的な考え方を申し上げますと、この交渉におきましては、何れともあれ我が国の農業を守るという立場を堅持しております。今後ともこの態度は崩す気持ちは全くありません。それから当委員会を初め全会一致による衆参両院の委員会の決議、一昨年の五月でございますけれども、あります。それから本年一月にはやはり両委員会から申し入れがありまして、そういう趣旨を踏まえまして農業者が犠牲にならないように今後とも農業を着実に発展させていく、そういうことを念頭に置きまして対処して交渉に当たっていくという決意であります。

○下田京子君 今おっしゃったのは当然大事なことで、私が今述べましたのは、農業者、生産者のみならず消費者も特に安全な食糧を安定的に確保せよ、この辺は大事なのですから踏まえておやりになっているのでしようねということ。質問したつもりでございます。当然踏まえておやりいただけないというふうに信じております。

そこで、食糧庁長官にお尋ねしたいのですけれども、実は緊急な問題といえますか、最近殺虫剤でありますEDBの蒸発問題が大きなマスコミの一つにも取り上げられておること御存じだと思います。

昨年九月の三十日にアメリカの環境保護局がこのEDBの土壌蒸発を即時中止というふうなこともありまして、私も当委員会でも十月五日でしたか、質問しました。そのことによつて、政府の方も土壌蒸発の実態がどうなのかということも調査をしたが、検出されなかった。しかし、今度は実際に野菜やなんか土壌蒸発がやられておるその時期にまた新たにやるのだ、こういうお話も聞い

ますけれども、日米間の事務ベースで協議を行ってきたところでございます。私も今御指摘のように来週早々アメリカに立ちますけれども、このように五回も一年半にもわたって協議を行っておりますという自体は、協議の内容が非常に厳しくかつ激しいものがあるからであります。

私どものこの交渉に長い間当たっております基本的な考え方を申し上げますと、この交渉におきましては、何れともあれ我が国の農業を守るという立場を堅持しております。今後ともこの態度は崩す気持ちは全くありません。それから当委員会を初め全会一致による衆参両院の委員会の決議、一昨年の五月でございますけれども、あります。それから本年一月にはやはり両委員会から申し入れがありまして、そういう趣旨を踏まえまして農業者が犠牲にならないように今後とも農業を着実に発展させていく、そういうことを念頭に置きまして対処して交渉に当たっていくという決意であります。

ております。

そこで私が伺いたいのは、先般、穀物、特に小麦のEDB蒸餾が問題になってきていますわけです。これはなかなかまた新しい問題なのです。それだけに米側で実際に穀物、特に小麦玄麦について、EDB蒸餾されている量がどのくらいあるのか、その実態を把握されておれば御報告ください。

○政府委員(松浦昭吉) アメリカ側におけるEDBの蒸餾の状況でございますが、御案内のように、米国の環境保護庁は本年の二月三日に、貯蔵穀物の蒸餾用としてのEDBの即時禁止を決定したという事は御承知のとおりでございます。それで、現在はこれは使用されていないというふうを考えております。

ただ、使用禁止以前において穀物蒸餾用といったしまして、わずかでございますがEDBが使用されている模様でございます。米国の環境保護庁の推定によりますと、一九八三年におきましてEDBで蒸餾処理されている穀物の数量は、小麦で一億六千万ブッシェル、トウモロコシで千四百万ブッシェルということになっております。

○委員(長谷川寛三君) 申し上げます。

理事間で協議いたしました結果、下田君の事務当局に対する残余の質疑は、喜屋武君の質疑の後続行していただきます。

なお、政府委員に申し上げます。委員から要求のあった時間に不在ということは大変遺憾であります。嚴重に注意をいたします。

○下田京子君 委員長、質問続行させていただきます。それは強制的です。(それは理事間で協議したのだからと呼ぶ者あり)理事会として、私も理事のオブザーバーですが、一メンバーです。本人抜きで勝手に決められたところで、本人の問題です。とんでもないでしょう。

○委員長(長谷川寛三君) 理事間で協議した結果です。

○下田京子君 すべてそういう形で委員会の運営をやられたらどうなりますか。

○委員長(長谷川寛三君) 下田君、後にしてください。田淵哲也君。――喜屋武君の後に続行してください。

○下田京子君 それはもうためです。(協力してください)と呼ぶ者あり)協力として、本人に一言もまだないでしょう。今の理事会も本人を除いて勝手に決められたお話しではありませんか。

○委員長(長谷川寛三君) 下田君、次のあれをしますから。

○下田京子君 それはいいけないです。

○委員長(長谷川寛三君) 田淵哲也君。

○田淵哲也君 それでは、私の質問をさせていただきます。

まず、国有林野事業について伺いをしたいと思います。

国有林野事業は、現在極めて厳しい状況にあるわけですが、それの中でも、そういう中で、国有林野事業の改善特別措置法に基づく国有林野事業の経営改善はどのように進んでいるのか。今までに四管林局の支局化あるいは十六管林署の統合、廃止を実施したと聞いておりますけれども、その結果がどれだけの経済的効果、経営改善に対する効果を上げておるか。また、それが職員の労働意欲や地域社会の評価にどうつながっているのか、この点についてまず伺いをしたいと思います。

○政府委員(秋山智英君) 管林局署につきましては、昭和五十二年十二月の閣議決定に即しまして統廃合を進めてきたところでございます。管林局につきましましては、昭和五十三年度に、北海道の五管林局を一管林局、四管林支局に再編整備を行いました。また、管林署につきましましては、五十三年度に九署、五十六年度に七署、合計十六署の統廃合を実施してきたところであります。この管林局署の統廃合は直ちにその効果が発現するものではございませんが、長期的に見ますと、間接管理部門の簡素化、間接経費の節減という面につきまして効果があらわれると考えております。

管林局署の統廃合につきましては、従事する職員は国有林野事業の厳しい現状としてこれを受けとめまして、この難局を克服すべき意欲を持って職務に当たっていると私も認識しているところでございます。また、地域社会におきましては、当時国有林野事業の後退というふうに受けとめる向きもあつたわけですが、統廃合実施に当たりましては、地方公共団体などの理解と協力を得るよう最善の努力を払うとともに、国有林野事業の機能の低下を来さないように、また地元関係者に対するサービスの低下を招くことのないように配慮して行つてまいっております。地元との御理解は得ているものと考えておるところでございます。

○田淵哲也君 事業所もかなりの数が整理統合されておるわけですが、この実情はどのようなようになっておりますか。

○政府委員(秋山智英君) 事業所につきましましては、長期にわたりますところの事業規模というものを見過して、その事業の機能的能率性というものを勘案いたしまして、昭和五十三年当初千二百四十四事業所あつたわけですが、五十七年度までの五カ年間に二百六十三カ所の統廃合を行つてきたところでございまして、これによりまして総合的に作業能率の向上、経費の節減が図られたところでございます。

○田淵哲也君 さらに、定員内、定員外含めて人員、要員もかなり減つておりますけれども、その状況もお伺いをしたいと思います。

○政府委員(秋山智英君) 国有林野事業の経営改善にとりまして、要員規模を適正化するということとは極めて重要な課題でございます。五十三年以降でございますが、国有林野事業の改善に関する計画に基づきまして、高齢者の退職促進、新規採用の抑制などによりまして五十七年度までに約一万一千人の削減を行ひまして、五十八年度当初約六万五千人とございましたが、五十八年度当初には約五万五千人となっております。

○田淵哲也君 非常に急ピッチに管林局あるいは管林署の統廃合というものが行われておるわけ

ありますけれども、またさらにこの五十九年度の予算編成に当たりまして、十九管林署プラスアルファの統合、廃止が計画されておる。それからさらに、要員も中曽根総理が公務員全体で三千九百名の削減という方針を出されたけれども、林野庁だけでそのうち千七百八十人というふうになつておるわけですが、こういう急ピッチに削つていっておることが果たして経営改善につながつてきておるかどうかが。少なくとも今までの傾向では、損益の状況も余り改善されておらないと思うわけですが、これも、この辺の見通しはどうですか。

○政府委員(秋山智英君) 国有林野事業がその使命を十全に全うしていくためには、何と申しましても経営の健全性というものを確立することが不可欠の要件でございます。今後とも一層この経営改善努力を重ねていく必要がある、かように考えておるところでございます。特に、現在の財政を見てまいりますと、業務収入で人員費が賄い得ないというふうな実態がございまして、そういう面から見ても、いまましても、組織の簡素合理化、要員の削減というものは、私どもは避けて通れない課題であると考えております。

先般の臨時行政調査会からも、また林政審議会からも、これを強く求められておるところでございます。しかしながら、やはり国有林の内容を見てもまいりますと、これは財政事情が悪化したゆえにもちまして国有林野事業の管理経営をゆるがせにするということとはあつてはならぬことでございます。したがって、今後私どもは作業能率の向上とかあるいは事務の改善、合理化などを積極的に進めまして、緑資源の確保の問題、国土保全を全うするといったいわゆる公益的機能の発揮に遺憾のないようにしてまいりまして、国有林野の経営の万全を期してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○田淵哲也君 私は、事業の合理化とかあるいは行政改革の趣旨に沿つた効率化ということに反対するものではありませんけれども、余りにもこれは目先のつじつま合わせということにとらわれ

て、肝心のところで大きな問題点があるような気がするわけだ。

一つは、国有林野事業というのは確かに木材生産という目的もありまうけれども、もう一面では、やはり緑資源の保全あるいは治山治水、そういった意味での役割も果たしていかなくてはならないわけだ。それを主として木材の伐採によってその費用を賄うということ自体まず基本的に無理があるのではないかと第一点です。

それから第二点は、やはり林野事業というのはかなり長期にわたる事業でありますから、短期だけのことを考えて対処すると将来に禍根を残すのではないかとあります。確かに最近では材価も下がっておりますし、それから伐採量そのものも減ってきておる。伐採量が減ってきておるのは、やはり過去の乱伐ということがたまたまおると思ふのです。しかし、長期的に見てもあと十年ぐらいすると森林が育って伐採量もどんどんふえていく。それで現在のように林野関係の要員の削減というものは七人退職して一人しか補充しない。これは他のところと比べても極端にひどいわけだ。ほかの三公社五現業の場合に比べても林野はもう極端に落ち込んでおります。それから新規採用がこれだけ少ないということは、十年後の林野事業の対応ということを考えた場合に、果たしてそのときに対応できるだろうか。

まず第一が森林の保全、治山治水に果たす役割、そういうものと木材生産のあれで賄うというやり方そのものにまず問題があるのじゃないかというところ、それからもう一つは、長期的に見ていまのやり方がどうかという不安があると思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 五十三年から私どもは経営改善に取り組んでまいっておりますが、これは先ほど触れましたように、国有林が持つておりますところの使命を果たすために健全性を確保しようというところでございます。したがって、五十三年から御承知のとおり保安林の造林であるとか基幹林道の繰り入れであるとか、あるいは

治山事業につきましては一般会計から全部繰り入れるというようにすることで、それなりに一般会計からの繰り入れも入れてもらい、しかしながら将来におきましては、やはり国有林野事業は現業としてこれを将来までもちろん充実強化しながら使命を果たしていくわけでございますので、そういう中で健全性の確保こそ私どもは極めて重要であると思っております。

それからもう一つ、今御指摘の脊梁山脈地帯の不採算林分の問題等もあるわけでございますが、これにつきましては、やはり私どもは早急に森林の持つております機能につきましてもいろいろ調査をいたしまして、その機能をより発揮するためにはどういう形で森林の取り扱い方をすべきであるとか、あるいは経理区分をどうすべきであるかというふうなことを検討いたしまして適切な対応をしてみたい、かように考えておるところでございます。

○田淵哲也君 それから問題なのが、もう今ちょうどこの時期が迫っておりますけれども、期末手当の問題なんです。これはいつも林野事業の経営内容がよくなまいというところで連続的にカットされております。しかし、林野事業の赤字というものの構造的ないろいろの面もあると思ふ。非常に厳しい人員削減、あるいは生産性も徐々に向上してきておるわけでありまして、そういうシビアな努力をしながらやっております職員が、赤字だからという理由で毎年その期末手当をカットされるようなことではこれは意欲にかかわるし、それからこれからは意欲に合理的な合理化が續く中で果たしてそれに対する協力ということができるだろうか、これも疑問を持つておりますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(秋山智英君) これからも国有林野事業は大変厳しい道でございますが、経営改善を推進するに当たりましては、職員一人一人がやはり意欲を持って積極的に取り組むことが極めて重要であるというふうに私も認識しております。今先生から御指摘の年度末の手当でございます

が、本年度におきましてこの年度末手当につきましては、公務員の給与をめぐる世論の動向であるとかあるいは国有林野事業の財務状況というものを総合的に勘案いたしまして、現在真剣に取り組んでおる段階でございます。

○田淵哲也君 林野事業というものがやはり先ほど言いました森林管理とか国土保全といった面も含んでおる。それから長期的に見てたまたま伐採量が減っておりますというところで現在赤字になっている。だからといって、私はほかの赤字の公社と同じようにカットするということが自体ちょっと問題があるのじゃないかと思ふ。しかも今非常に厳しい合理化をほかのところより数倍のテンポで実施しておる最中でありまして、この点はぜひ配慮をいただきたいと思ふ。

○政府委員(秋山智英君) ただいまの御意見を十分拝聴いたします。

○政府委員(秋山智英君) 今御指摘の桜島の降灰に伴う対応でございますが、私どもはこれまでもやはり現地の実態に即応しまして、臨時健康診断の実施であるとか、降灰状況を勘案した作業箇所の変更であるとか、アノラックとかあるいは安全地下足袋、マスクというふうなものも備えつけもやっておりますし、また庁舎の冷房化あるいは公務員宿舎の密閉性のサッシ化というふうなものもやっておりますのでございまして、私どもは今後も降灰の状況等を十分検討しながら適切に対処してみたい、かように考えておるところでございます。

○下田京子君 質問が中断されました、先ほど食糧庁長官から米国における小麦についてのEDBの蒸餾の量が御報告ございました。一億六千万ブッシェルというところでございまして、これは日本に換算しますと四百三十五万四千トンということになるかと思ふ。この実態はいつどのようなルートでお調べになったのでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) 私どもは小麦を初めいたしました輸入食品中の残留農薬の検査を所管している厚生省の方からこの問題について連絡がございました。これは二月の初めごろでございます。その前から実は私どもはアメリカの動きには注目をいたしておるところでございます。そこで私どももアメリカの政府に問い合わせをいたしておりますが、先ほど申しました数字につきましては、実はいろいろと調査をいたしてみましたが、数字を十分わかりませんで、最終的にはきのこの数字をつかんだ次第でございます。

○下田京子君 昨日数字はつかんだ、どんなルートでつかましました。

○政府委員(松浦昭君) 私どもは新聞の報道等の非公式な資料はございましたけれども、国会の御審議に要する資料でもございまして、米国の環境保護庁の発表が適当と考えまして、昨日急を要するために情報機能の十分なアメリカのポートランドに駐在する商社に調べさせまして、それでつかんで御報告申し上げた次第でございます。

○下田京子君 輸入商社を通じて緊急につかんだ。そういう状況ですと、実際に輸入されている小麦の玄麦の中でEDB蒸された量が日本にどのくらい入っているかというところは数字的にわかりませんね。

○政府委員(松浦昭君) それはわかりません。

○下田京子君 厚生省にお尋ねしたいのです。

ただいまの小麦に関するEDB蒸の実態なのですけれども、これはいままでも水際でチェックをやられておったのでしょうか。特に厚生省の場合に、年間数千万トンの輸入食品が入ってくる中で、六十一人の職員で全国十六のチェックポイントで本当にどうなのだろうかといういろいろなことも言われている中なのですが、実態はどうでございましょう。

○説明員(玉木武君) お答えいたします。

ただいま先生から御質問のございましたのは、輸入穀類であろうと考えております。現在、穀類の中の米穀及び麦の輸入につきましては、食糧管理法に基づきまして食糧庁が一括購入されております。その際に、食品衛生法に適合していることを条件とされておられます。この条件を確保するために食糧庁では従来から輸入者に残留農薬の検査をさせており、輸入穀類の安全性は確保されていると考えております。

以上でございます。

○下田京子君 残留農薬のことを私は伺っているのではなくて、EDB蒸した小麦を水際でチェックするのは厚生省の役割だと思っております。それをおやりになっていましたかと聞いています。

○説明員(玉木武君) EDB蒸で特に問題になっておりますのはかんきつ類と穀類、特に小麦類であろうと考えております。小麦類につきましては先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。かんきつ類につきましては、我々が所管しております検疫所の食品衛生監視員がチェックを100%いたしております。

○下田京子君 私はかんきつなんて全然聞いていないのです。小麦についてチェックしてしましたか、していないでしょうか。

○説明員(玉木武君) それは先ほど申し上げましたように、小麦については食糧庁の方でやりでございます。

以上でございます。

○下田京子君 EDB蒸も含めてそれは食糧庁がということはないでしょうか。水際チェックはたくさんの方でやるでしょうか。何を言っているのですか。

○説明員(玉木武君) 失礼しました。今のは農薬問題でございます。

○下田京子君 そうです、EDBのことをいつているのです。どうなのですか。

○説明員(玉木武君) 先ほどの小麦の問題は、農薬問題について食糧庁の方でチェックをされております。EDBの問題は、先ほど御答弁が農水省からございましたように、近ごろわかつたわけでございますからチェックはされていないように聞いております。

○政府委員(松浦昭君) ただいま厚生省の方から御答弁ございましたけれども、ちょっと私どもとの関係を申し上げますと……

○下田京子君 結構です。しているかしていないかだけでいいのです。

○政府委員(松浦昭君) 実は二月初十日ごろに、輸入小麦の残留EDBにつきまして厚生省が検査を行う方針で検討しているからサンプルを提出してほしいというお話がございましたので、私どもはこの御依頼にこたえた次第でございます。さようなことで私どもは厚生省に協力をいたしております。

○下田京子君 農水省の方は、厚生省から初めて今回サンプル調査をという依頼があつて協力をしたと。

厚生省にお尋ねしますが、そういうことでサンプル調査した結果、輸入小麦の玄麦について、調査件数とその結果について詳しく御報告ください。

○説明員(玉木武君) これは玄麦類とそれから最終食品について……

○下田京子君 玄麦だけでいいです。

○説明員(玉木武君) よろしゅうございますか。

玄麦類につきましては検体が十二検体やっております。その中で最高が一四〇ppb、〇・一四ppmでございます。最低は全然検出いたしておりません。

以上でございます。

○下田京子君 詳しく言ってくださいと申し上げたのですが、十二検体のうちアメリカのものが十検体で、うち検出なかったのが一検体、あと九検体は検出され、いまのお話のように最高が一四〇ppb、他の二検体はオーストラリアとカナダのもので、これは検出されずということでしょうか。

○説明員(玉木武君) そのとおりでございます。

○下田京子君 そこで食糧庁にお聞きしたいのですが、先ほどのお話ですと、アメリカでEDB蒸数量がわずかに六〇程度だというお話がありました。実態はいまのようにアメリカのもの十検体のうち九検体から出たということなのです。さつきも聞きましたけれども、緊急なもので私が質問するということで、アメリカの輸入商社に問い合わせた数量をつかんだということですから、これではやはり責任を持つ態度とは言えないと思えます。実態を外務省ルートを通じて正確に調査し、報告をいただきたいと思うのです。これはもう大臣にお答えいただかなきゃならないと思うのですが、本当に今のお話はなかなかお答えをくれなかったのですが、お答えできないというのか、何か初めて聞いて私もびっくりしたのですけれども、政府が責任を持って調査して報告すべきだと思えます。大臣。

○国務大臣(山村新治郎君) ちょっとこちらが先にやって次にやります。

○政府委員(松浦昭君) 実はこの問題がございましてから、ただいま申し上げましたように食糧庁といたしましては厚生省からの御依頼に基づきましてサンプルも提供いたしましたして、水際のチェックをしていただくこともいたしてまいりましたし、またアメリカの機関に対しましては、私どもはこのような問題を聞いているがどうなっているのかということで先方に対して問い合わせもした、また依頼もいたしております。さらにまた、厚生省を通じて情報の入手もいたしておたところでございますが、なかなか正確な情報が入らなかつたというのが現状でございます。さような私どもはいろいろな努力はいたしていただくことはひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山村新治郎君) 早速外務省を通じてできるだけ詳しいデータを取り寄せます。

○下田京子君 大臣、事は重大なものです。今食糧庁長官は、それから厚生省もそうなのですけれども、物事をすりかえていっているのです。農薬についてのチェック体制はあつたし、チェックしているのです。EDB問題についてはやっていないのです。そこはさつき明確にお答えになっておりますから、やっていないとか云々でなくて、EDB蒸のことについては今度初めて政府も動き出した。ですから責任を持って対応しなきゃならないということ御理解いただいて対応すると言うのですから、よろしく願ひします。

そもそも殺虫剤のEDBがどんな毒性があるかということなのですけれども、これは昨年十月、私が質問した際に厚生省に実は問い合わせしたのです。当委員会でも時間もないから問い合わせして、EDBの発がん性について国内で試験を行う必要はないのかと聞きましたときに、ちゃんとペーパーを持ってきてまして、そのペーパーによりまして、EDBの発癌性については、米国立癌研究所においてマウス及びラットを用いて実験が行われており、その結果、経口投与についても経気道投与についても癌の発生が認められており、国内で改めて再実験する必要はないと考える。それほどもはっきりした発がん性物質であります。そしてさらに、その米国立がんセンターの繁殖試験によりますと、ここにございますが、かいつまんで

御紹介しますと、EDBを牛に投与しますと、精子の生成が阻害されて、異常精子が見られるようになる。それからEDBをマウス、ラットに投与しますとこれが一時不妊を起こす。それからEDBを鶏に投与すると卵の重量が減少して産卵数が減少する。つまりいづれも遺伝毒性が明らかにしている。そういうものなのだと思います。

○説明員(玉木武君) 厚生省としてはそのように考えております。

○下田京子君 もう一点EDBの小麦玄麦における残留基準というものは国内にないと思います。かんきつについては例のチチュウカイミバエの蒸と相まって五省庁連絡をとりながらとられたわけで、当然残留基準が小麦玄麦等についても今後とられてしかるべきだと思いますが、厚生省はいかがですか。

○説明員(玉木武君) そのように考えております。

先ほど御説明しましたように、かんきつ類については消費者の食する段階におきまして検出値以下という基準で対応いたしておりますが、穀類につきましても最終食品に残留しないレベルのガイドラインを設定する方向で検討してまいりたいと考えております。

○下田京子君 こういうものですから、大変なものであって、当然食糧庁、政府が挙げて監視体制をとるといふのはもう言うに及ばないことだといふことを改めて御理解いただけたと思うのです。次に、畜産局長はお見えですね。飼料に、えさについてもEDBが検出されたということは御存じだと思ふのですが、実は畜産局長は御存じだと思ふけれども、「フィードスタッフ」というアメリカのえさの業界紙、局長御存じでし

う。これによりますと、昨年、食肉三百点の検査をやった結果、一点のみであったけれども検出がされているということは御承知かと思うのです。そういう中で、国内でどういう対応をされているのか、まず聞きたいと思ふます。

○政府委員(石川弘君) 先生がお示しの資料は私も承知をいたしておりますが、飼料穀物のトウモロコシをEDBで蒸したままのものは大変まれな例のようでございまして、やはりあることとはあるわけでございます。全体の〇・三％という数字を承知いたしておりますが、今お話しになりましたように、向こうで三百体のうちの一点ではございしますが、そういうことがあったというところでございまして、私も今後輸入してまいります飼料原料のEDB蒸なり、あるいはそれが畜産物にどのようにあらわれてくるかというようなことにつきまして関係各省とも十分連絡いたしまして、慎重な扱いをしてまいりたいと思っております。

○下田京子君 関係各省と連絡をとって、これから国内でも独自に検査だとか対応すると。今後なのですが、実際にアメリカが示したガイドラインとか業界紙の報道によっても食肉三百点云々というところだけでも、一体どの肉をどういうふうにやったのかとか、そんなところも問い合わせして調べる必要があると思うのですが、その辺どうお考えになっておりますか。

○政府委員(石川弘君) 飼料穀物を一番多給いたしますのは、御承知のように鶏卵とかブロイラーでございます。あるいは豚肉等もございします。いづれにしても全体の給与量の中でこういうEDB蒸されたものが使用されます頻度というものはかなり低うございします。向こうでも現実には例があったわけでございますので、どういふ地域でどのようにEDBの使用がなされているかということ、それが我が国に輸入されま

てどのような形で給与されるというようなことを関係業界等を通じて十分把握をして、その上で対策を考えたいと思っております。

○下田京子君 アメリカに聞くのか聞かないのか明確でないですが、ちょっと時間もございませう。大臣がいる時間はわずから大臣お答えください。

○國務大臣(山村新治郎君) はい。

○下田京子君 調査はまだしてないのです。緊急に問い合わせしたところと言いつつも、しきりに少量であるとか、わずかであるとかというのを必ずくつつけるのです。この姿勢は大変危険だと思ひます。

さつき厚生省がはつきりと最終食品に入っている問題だと言っているわけですが、アメリカでは最終食品からも出てきているのです。これはミックスケーキなんかでも一六九・九ppb出ています。今細かくは述べる時間もございせんが、そういう最終食品が日本に入ってきているというのも事実なのです。

さっきの穀物の問題なのですけれども、八一年の輸入量で——さつき長官がお答えになったのは八三年単年度です。それで貯蔵されているのはどのかなどというところは全然報告していないわけですね。八一年に国内に輸入されただけでもどういふ状況かという、穀物は飼料用を含めて二千四百四十二万トンのうちアメリカのが千八百四十九万トン、シエラにして七五・七％です。さつき十検体のうち九検体見つかったのに少々だなどと言っている認識は間違いだと思ひます。それから小麦なのですけれども、これも飼料用を含んで五百六十三万トンのうちアメリカから三百三十九万トン、これはシエラにすると六〇・二％という状態ですから、やはりきちんとした対応をとっていく。特に大臣が所信でお述べになつて

いるのです。「国民に健康的で豊かな食生活を保障すること」を大事にしていきたい、今のことはこれに本當にこたえているのだらうかということをもう言わざるを得ないわけですね。そういう重大なことだという認識を踏まえて大臣、御答弁ください。

○國務大臣(山村新治郎君) そこで、第一に外務

省を通じてすぐ報告を求める、前向きな姿勢で取り組んでまいります。

○下田京子君 日米農産物交渉の問題なのですが、他の委員からもいろいろお話がありました。大臣は必ずお答えの際に、もう目の前に迫っている——来週は審議官がお出掛けになるといふこともあったり、とにかく当委員会の決議あるいは申し入れ等の趣旨を踏まえておやりになる、こういうことをおっしゃっているのですけれども、政治決着というのが心配なのです。大臣は、私が責任者だから責任を持ってやりますと、こう言われま

す、こうも言いました。

○國務大臣(山村新治郎君) いやいや、それは違います。

○下田京子君 違うのならいいです。総理に相談するということがどういふことなのかというところで私はあえて申し上げて御答弁をいただきたいのですが、中曽根総理は一月の二十六日、安倍外務大臣が訪米する前に、農薬団体の皆さん方が私たちが委員会の皆さんと一緒にいたときに、農薬団体の皆さんは総理に会ったのです。そのときに言われたのは、国益のために我慢できる範囲なら辛抱しない、こういうふうな言われた。今の状況の中で、一定でも枠を拡大したり数量をふやしてそれで辛抱せよということが果たして日本の農業を守ることになるのだらうか、国民の食糧を守ることになるのだらうか、それが衰退の方向になることは国益に反しないのだらうか、そこをよく押さえた上で——グレープフルーツの例もあるのです。選挙の前には絶対輸入しません、自由化しませんが言っていたのに、終わったらばつと自由化してしまった。政治決着というのはいふことなのだなというところでみんな心配している。そのことを踏まえて、私が責任者なのだという立場で交渉されるのかどうか。

○國務大臣(山村新治郎君) 総理に相談してという話がありましたが、それは違ひまして、総理に相談することもあるのか、あった場合は、総理が

でおるといふ事情もあると思います。さらにこれからの財政事情から見ますと、何でもかんでもそういう形で面倒は見切れないようになってくる。先ほどの自由化の問題もそうですけれども、私が申し上げたいのは、自由化は反対だということと

今までやってきたけれども、結局するする押し切られてだんだん枠も広げていく、自由化にせざるを得なくなってきたおるわけです。それならば日本の農業の国際競争力ということを考えても、と體質強化のためにこそ力を注ぐべきである。ずる押し切られて結局はじり貧になってしまったのじゃ仕方ないと思うのです。

それから同時に、財政的に面倒を見るといつても、だんだん財政が困難になって面倒を見切れなくなる。それでまた競争力がなくなっていくようなことではこれは仕方がない。私の申し上げたいことは給付的に何でもかんでもというのじゃなく、もう少し戦略というものを考えるべきではないか。だからやはり食糧の安全保障から見ればこれは絶対守らなければならぬ、それからこれはある程度自由化もやむを得ない、あるいは競争原理というものを導入した方がいい、そういう多角的なことを考えて優先順位を決めてやらなければならないのじゃないかという気がするのですけれども、いかがですか。

○政府委員(角道謙一君) 先ほど御指摘ございましたように、農林水産省といたしましては国内でできるだけ生産できるものはつくりたい。ただ自然条件から見まして、たとえばトウモロコシであるとか、パン用の小麦等いわゆる国内でできないものも、あるいは相当の期間をかければできるかもしれないが、現状では収益性あるいは技術力から見ましてできないものがござります。これにつきましてはやはり従来から外国に依存しているというようなこともござりますので、品目別に自給の目標というものを立てまして、例えば米は完全自給、小麦につきましてはパン用小麦の開発を進めていくにしまして、当面は技術的に非常に難しいということ、めん用のものは国内自給と、大豆につきましても食用のものは国内で相当部分を自給をしていく。ただし油脂類のものはなかなか国内ではできないというようなこともございまして、品目別に物を選別をいたしましてそれぞれの自給目標を定めているわけでござります。

また、そのための手法といたしましては、確かに伝統的な手法だけではなかなかまいりませんので、最近ではバイオテクノロジー等の手法も当然品種改良という面でなければいけませんし、特に生産性の向上という観点からは規模構造改善とか、土地条件、日本の場合には特に経営規模であるとかそういう面に恵まれませんし、外国との関係におきましてはやはり規模が零細である、こういうところに一番問題があるわけでござりますから、これを農地利用増進であるとか利用権の集積であるとか、地域営農集団というような形でできるだけ規模拡大を図っていく。ただ、農業の場合には非常に時間がかかります。特に日本のように地価が高い場合、利用権の集積といましてなかなか一朝一夕にできないというような事情もござりますので、これは長い目でござらんをいたしたいというように考えております。

また、先ほど言われましたように、私どもとしては農業の特性から見まして完全に自由にするわけにはいかないわけでござります。やはり小規模多数の方々には競争した場合に、特に農業の場合には自然条件で一年不作になれば一年間何も収益がないというような事情もござりますから、経営の安定あるいは片方では消費者の家計安定という面から見まして、市場変動を防止するためにやはり私どもとしては価格政策というものとらなければいけません。これは田淵先生の御指摘のとおりでござりますが、いまのような財政事情でござりますから、私どもも限られた予算はそ中でできるだけ重点的に使っていくという方向で努力をしているわけでござります。

○田淵哲也君 私どもやはり農業というものは完全にして自由化はすべきでないし、またできるものでもないと思うのです。しかし、一番大事なことは、自由化圧力というものはほとんどこれから高まってくるだろうと思うのです。その場合にわれわれが対抗する第一は、やはり日本の農業も国際的に競争力を持てるぐらいにする、ある

いはアメリカなんかには勝てないまでも、できるだけの水準に近づける、それが何より大事なことでと思うのです。

それから、これから農業の進歩というものは予想外に目覚ましいものがあるのじゃないかという気がするわけです。テクノロジーがどんどん農業分野に入ってくる。そういう場合に競争力を持つためにかなり経営的に活力あるものにしないかと、保護政策だけではもうとてもだめだという気がするわけです。

それともう一つ、食糧の安全保障の問題ですけれども、私は今まで日本の国に本当に食糧の安全保障政策があったのかどうか疑問に思うわけです。といいますのは、ただ単に自給率を見てこれならいいとか悪いとか判断しておることは私は本当の意味の食糧の安全保障政策ではないと思うのです。まず食糧の輸入がとまったときに当面すぐ役に立つのは何かというよりはやはり備蓄でありうと、今までの自給率などというものは当てにならないわけです。たとえば石油づけの農業などと言われるように、肥料がなくなる、あるいは農機具を動かす燃料がなくなる、そのときにいままでの米に代って自給率が保てるかどうか疑問でありうます。だからそういう石油がストップしたりいろいろな経済的な世界的な条件が変わった場合にどれだけの食糧が生産できるかということを考え、そのときの対応を立てておくのが食糧の安全保障だと思ふのです。そういう意味では私は、やはりそういう見地からの安全保障政策を考え直すべきではないか、ただ単に米は一〇〇%自給率だから安心だなどと言っておられないと思うのですけれども、いかがですか。

○政府委員(角道謙一君) 御指摘のとおり、食糧の安全保障というのは私どもは非常に重要な政策だと考えております。ただ自給率だけで云々するわけにはまいりませんので、これはそれぞれの品目別にどのように考えていくかということが大事だと思ひますが、ただ現状におきましては穀物に

つきまして食糧用で見れば大体七割、ほぼ外国並みのものは自給、維持されております。

たまたま先ほど来穀物自給率が三〇%という御指摘がございましたが、これは主として食用のものでございまして、飼料穀物が生産性の関係で日本ではなかなか生産しにくいという関係からそういう事情になっているわけでございまして、今後私どもが畜産自給率を上げる、あるいは畜産を考えていく場合には飼料穀物に依存をしない、特に大家畜などについては草地開発というようにことで飼料作物依存の方向に持っていく、そういうようなことを考えていく必要があるかと思ひます。

また、不測の事態、特に有事の事態についてお話がございましたが、私どもは有事の事態には現在の耕地でどの程度の生産ができるか、特にこの場合にカロリーの高いものに転換をしていかなければならない。したがって今の高級なたんばくあるものは特に動物性のものでもございしますが、こういうものについてはむしろ芋類とか、そういうことができるだけカロリーの高いものに変えざるを得ないような事態も不測の場合にはあるかもしれない。そういう事態につきましては現在内部でどういうことが考えられるか、またその場合にはどのような転換をスムーズにやっていくかということにつきましても部内で今検討を進めております。

○田淵哲也君 最後に林業の問題に触れて終わりたいと思ひますが、先ほど少し政府委員の方に質問しておいたのですが、国有林野事業にしても非常に経営内容が厳しいからというのでほとんど人員もいま減らし、あるいは営林署その他も減らして対応しておるわけでありますけれども、私は林野事業というのはいくつかは緑の保全、治山治水、水資源の確保、こういった多角的な国土を守るという大きな目的を持っておりますから、ただ単に木材の伐採でどれだけ収入があったから赤字だとか、そんなことだけでは判断できない要素があるということが一つ、それからこれは長期にわたる事業ですから、今赤字だからというの

ですぐ何もかも人を減らせとかそういうことをや
って長期的に果たして大丈夫だろうかという不安
があるわけですね。

それから、これは極めて現実的な問題ですけれ
ども期末手当の問題。今まで毎年林野の職員の時
手当は赤字だからというのではかたところより
カットされているわけですね。これも果たして今申
し上げた点から考えたらどうなるだろうか。むし
ろの意欲にたえるためにそういうことはやめ
るべきではないかということをお聞きし、
たのですけれども、大臣のお考えを伺って質問を
終わりたいと思います。

○国務大臣(山村新治郎君) 先生の言われました
ように、林野というものはただ単に木材を生産す
るというだけではないでございまして、国土、自然環
境の保全、水資源の涵養など重要な役目を負って
おるものと、こういうぐあいに認識しておいま
す。そしてまた、いま先生御指摘の年々カットさ
れておるといふような問題もございしますが、やは
り何と云うても職員の意欲向上を図ることがこれ
は重要であるというぐあいに考えておりますの
で、国有林野事業の年度末手当につきましては、
現在林野庁において諸般の情勢を総合的に勘案し
ながら真剣に検討しているところでございませ
うが、私も鋭意一生懸命やっております。

○喜屋武眞榮君 今、国際的には農産物市場開放
の貿易台帳と申しますか、嵐が吹きまわって
る。国内の中では日本型生活の定着をといった
要望が強いわけですね。そこで、私は大臣の所信表
明あるいはけさの御答弁をお聞きしながらこう
いうふうにも思っているのです。農産物の市場開
放、この自由の嵐が吹きまわってくる、大臣はど
こまでもそれを、農民を守るのだという防波堤を
築いておられる、そしてまた、その背後に農業者
が犠牲にならないようにするという護岸を築いて
おられる、そしてまた中身として、国土で生
産できるものは最高度に生産する、不足するもの
は輸入する、こういう柱を立てていらっしゃるいま

すね。そういう柱から、当然農業生産の再生産を
図る必要がある、こういうふうな柱を立てていら
っしゃる。このことが花開き実を結ぶためにはど
うすればよろしいかということになるわけであり
ます。

そこでお尋ねしたいことは、姿勢は勇ましい、
果たしてこれで持ちこたえなせることができるか
なという不安感もありませんけれども、早朝の御
決意のほどはまことにさややかで勇ましいそのも
のであるようでありますが、どうかその厳しい台
風に耐えて乗り切つてこの所信を必ず実現して
いく、こういうことを今、私また再確認をいたし
たいと思うのですが、どうですか。

○国務大臣(山村新治郎君) 先生の今の御激励と
も受けとれるいろいろな御意見、私としまして
は、はつきり申しまして全力投球で打ち込んでま
いります。これはここで約束いたします。

○喜屋武眞榮君 全力投球はしたけれども、結果
的にはどうにもならなかったということになると
これはまた困つたことであるので、どうか今
の決意にもやうやうな感じが、偽りがなくよう
に私は信じ、期待いたします。

そこで、お尋ねしたい第一点は、いまの方針を
受けて、私が先ほど申し上げました農政審議会の
報告の柱に基づいて五十六年以降十年間に中核農
家約七十万戸、そしてまた農地流動化が必要であ
るといふ前提のもとに九十万ヘクタールを必要
だ、こう述べておられる。その十年計画のことし
は四年次になるわけですね、五十六年からです
から、それが進捗状況、そしてその展望、見通しは
どうなっておりますか、また、どうなりますかと
いうことをお尋ねしたい。

ヘクタールという数字になっています。ただ問題
は、それがどういふところに集中しているかとい
うことも一つあるだろうと思いますが、やはり庄
倒的に一町未満階層の土地が一町以上の階層の土
地に集積されるという方向に進んでおりますが、
何と申ししても土地の貸借関係でございまして
で、やはり上位階層へかなり大きく傾斜して集中
していくには時間がかかってくるだろうと思いま
す。

それから、これ以外に、作業の受委託もかなり
平場の水田を中心に進んでいるわけではございま
すが、御案内のように、現在全面的な作業受委託の
面積が大体六万六千ヘクタールぐらいという形に
なっております、こういったものが次の段階に
おいては、いわば利用権の設定につながってくる
動きであろうと見ているわけではございませう。

○喜屋武眞榮君 十年の時の流れの中でのいろいろ
困難も、紆余曲折もあるかもしれませんが、ぜひ
これが予定どおり進捗しますように努力してもら
いたい。

次に、先ほどちょっと触れました農産物の市
場開放の問題です。これは国民全体の問題、国全
体の問題であります。私は沖繩の出身であります
が、特に沖繩の抱えておる立場から一つだけお尋
ねしたいと思ひます。

それはパイナップル缶詰の市場開放の問題であ
ります。米国は昨年でしたか、パイナップル缶詰
で提訴しております。その後の経過が一体どうな
つておるのか、その経過と見通し、そしてさらに
それに対する我が国の態度を私はお尋ねしたい。
すなわち、この二国間協議が不調に終わった場

合、当然第三国の判断に任されるわけでありませ
うが、その判断に対してもし従わない場合に一体ど
うなるのであるかということに対する政府の御見
解を尋ねたい。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。
パイナップルを含む十三品目につきまして、お
話のとおり現在ガット二十三条一項に基づき協議
の段階にございまして、実はこれは昨年の七月及
び九月と二回協議が行われて、その後アメリカ側
は九月の段階で提示した日本側の見解をせしやく
した上で今後の取り進め方について追つて連絡を
するということを申し込まれたまま協議は中断をされ
ております。現在のところ、アメリカ側が今後どう
いう態度をとってくるかということとは余断を許し
ませんが、私どもとしては二十三条二項の系統に
移行する前に妥協の機会があればこれを取り逃し
たくはないというふうには思っております。しか
し、妥協できることにもおのずと限度があるわけ
でございまして、現在のところアメリカ側の態
度を見守つておるといふ段階でございませう。

それで、先生御心配のように仮に二十三条二項
に移行して、それでその結果出された結論に対し
てどう対処するかということではございませうが、何
せまだ現在二十三条一項の協議が途中で中断した
ままという状態でございまして、二項に移行す
るかどうかということさえ定かではございませ
うので、いまの段階でそこでお答えをするという
ことは私どもとしては時期尚早ではないかという
ふうに思つておるわけではございませう。

○喜屋武眞榮君 これも国民にとつての農産物
の問題と同じように、沖繩にとつてはこれは死活
問題であるわけですから、どうかそのこともひと
つ進んで解決をしていただきたい、そのことを要
望します。

○国務大臣(山村新治郎君) パイナップルの問題
につきましては、特に沖繩における重要な産業の
一つということでもございまして、この間の事情
をよく米側に説明して理解を求めるよう最大の努
力を傾注してまいります。そしてまた、今後もし

層の努力というものを続けてまいっているつもりでございます。

○喜屋武眞榮君 大臣は所信表明の中でも、私も先ほど触れましたが、日本型食事を定着させるというのを非常に強調しておりますが、その考え直す背景は一体何であるか、これが一つ。そして日本型食生活を定着させる具体的な施策はどのように考えておられるか。

○政府委員(小野重和君) 日本型食生活を私ども農林水産省が提唱しておりますが、その背景でございますが、二つあると思います。

一つは健康という面でございます。御案内のことと思いますが、いまの日本人がとっている食事の内容でございまして、たんばく質、脂、でん粉質のバランス、それからたんばく質の中での動物性と植物性とのバランス、半々でございまして、動物性の中では畜産物と水産物が大体半々、こういう姿というのは大変健康上望ましいということが言われておるわけでございまして。しかしながら、えてして若い人、若年層を中心に欧米風に行きがちである、これはやはりチェックする必要があります。これはやはり一つ。

それからもう一つは、やはりお米とか、魚もそうでございますけれども、消費がどうも減っている、現に米も減っております、魚もそういう傾向がある、そういう傾向を防ぐ必要があるのではないか。こういういわば農業生産という立場からの意味合いもあるかと思えます。そういうことで、私どもは新しい日本型食生活の創造というところでいろいろやっております。

それからまた、来年度の予算におきましても、特に日本型食生活の推進ということで、食生活改善実践活動モデル事業というものを新規に計上いたしまして、そういうものをさらに加えて日本型食生活の普及、定着を図っていききたい、かように存じております。

○喜屋武眞榮君 米の問題は、戦略物資という立場から、よく日本人の命を守り、健康で丈夫にするという立場からも見直すということ、戦後日本の若者が、若者だけでもありませんが、特に最近アメリカを中心とする欧米型に流れつつあるところ、アメリカを中心とした欧米では日本食の魅力を今見直さなければならない問題がある。そこで我々が考えなければいけない問題点がある。それから米に對する超古米の安全性の問題、それからあるいは学校給食における米を中心とした給食のあり方の問題ですが、これも見直される時期に來ておるのではないかと思っております。

次に、基本的な点で大臣に聞きますが、沖縄の農業が全体的に立ちおくれおるといふことは認めておられるかと思つた。これは統計も持つています。ところがその基盤整備の立ちおくれは、生産性の向上というつながりにおいて、例えば農業用水の問題、土壌改良の問題、機械化の問題、あるいは圃場整備の問題、農道の整備の問題、かんがい排水施設のもろもろの問題、これらが立ちおくれおるわけですが、この基盤整備は日本農業の中で沖縄農業をどう位置づけて、そしてどのようにに解決しようと思つておられるか、まず基本的な姿勢を大臣にお聞きしておきます。

○國務大臣(山村新治郎君) 沖縄は我が国で唯一の亜熱帯気候地帯に位置しており、豊かな太陽エネルギー等、温暖な自然特性を生かした沖縄農業の発展が期待されているところであります。そして恐らく、今度先生、これは調べていただいておりますように、全国の平均よりも沖縄へはかなりの予算措置は上回ったものがいつていと思つております。これは後でまた政府委員の方

から詳細に説明いたします。そして近年、野菜、花卉等の生産の著しい伸びを背景に、農業者の営農意欲も上向いてきているということで、我が国の中でも明るい農業の展望が開かれていくと承知しております。そして私は今後とも、沖縄の農業につきましても積極的に振興策を講じてまいりたい、これが基本の考え方でありたい。

○喜屋武眞榮君 予算措置も配慮されておるといふことは存じております。ところが、十年をいくさりとて、本土並みにはさらに格差が大きいので第二次振興開発計画が打ち出されておるのです。だから当然なのです。多くやることは当たり前のこと。それに沖縄の亜熱帯の特殊性、これを十分に国土開発の一環という立場から、一億一千万国民の食糧資源の生産地として、こういう位置づけをやつてもならなければいけません。

○國務大臣(山村新治郎君) 今、最後に申し上げましたように、沖縄の農業につきましても今後とも積極的に今までの努力を重ねてまいります。よろしくお願ひいたします。

○下田京子君 養蚕危機が非常に当委員会でも問題になっておる中で、まず農蚕園芸局長にお尋ねしますが、去る二月の十七日だったでしょうか、主要な養蚕五県の代表の方々と懇談もされ、その際に三割生産削減の方向を打ち出して、繭の思い切った減産が必要だということをお述べになったと思つたのです。その際に、関係者の方からこれは大変だということ御要請があったことはもう御承知だと思ひます。

実は、私のところにも農水委員会があるということをお聞いたので、御承知のように群馬に次いで私の住んでいる福島県は養蚕県の第二位になっておりますが、農家だけにそういう三割減反ということをやってくるというのは全く死活問題だ、基本的にやはり絹織物などの輸入をこそ抑えて、そして生きていく道を探さなきゃならないのじゃないか、こういう強い要請が届いております。私もどうもそう思つたのです。

こういう状況になったという背景などはよろしいです。それから、とにかくこうした関係者の声を大事にして対応いただきたいと思つたわけなのですが、基本的な姿勢についてお聞かせください。

○政府委員(小島和義君) お話のとおり需要が減退しておるわけでございまして、国内も減らさなきゃならぬという時期でございまして、輸入の削減というものにつきましても今までは以上に努力をする必要があると思つております。

ただ、これまで生糸については五十三年対比ですでに七割減らしております。絹糸で大体五割減らしております。絹織物は面積ベースで四割減らしております。こういう実態にありましてもぜひ御承知願ひたいと思ひます。

○下田京子君 国内生産は縮小、輸入はふえる、とりわけ絹織物等については問題があると思つたのです。やはり解決策の基本は、需要をどう伸ばしていくかということ、いろいろ工夫されているということ承知してはいますが、同時に実効ある輸入規制をどう行ふかということが一つのポイントだと思ひます。そして、養蚕農家と製糸業界と絹織物業者が一体となつてとにかく、他の委員にも御答弁ございましたが、日本の伝統産業を守っていくという姿勢で対応していただきたいと思ひます。で、再度そういう方向でひとつ御検討をいただけるように御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(小島和義君) 私どももこのまま事態が推移いたしますと、ただいまの繭糸価格安定制度、事業団の在庫の重みと借入金金の累増という中で、制度自体が機能しなくなるのではないかと、いう心配をいたしておるわけでございまして、減産という大変難しい問題を持ち出しましたのも、何とか日本の蚕糸絹業を生かしたいという思いからスタートいたしておるわけでございまして。

○下田京子君 何とか生き残らせるといふことでもうだあとしりすばみになるといふような、そういう経緯が心配されておるから、再度、どういふ立場で対応すべきか、申し述べたとおりでありますので、よろしく頼みたくと思ひます。

経済局長にお尋ねしたいのですが、とにかく三月末までに決着をしたいということではある苦勞をされているようです。中身については交渉中でもあるから述べられないということですが、それでも、伝えられる話では、アメリカの輸入枠拡大の要求というのは高級牛肉で一万トン、一般牛肉一万トン、計二万トン、オレンジで一万五千トンという話も出ています。この数字がどうだったかということは別に聞くつもりはございませんが、とにかくはつと気がついたらすでに自由化されたというように等しい、限らない自由化に近い枠の拡大ということとはあつていけないと思います。ただ、国内にあってはやはり一致して対応できないというところが、この農産物交渉問題が政治化されてきている一つの原因にもなっていると思うので

塚田審議官が「地上」という雑誌の二月号ですが、また来週行かれるそうですが、こういうふうにお述べになっているのです。とにかくアメリカを勇気づけているのはいろいろあるけれども、一つは日本国内の事情もある、特に「彼らを勇気づけておるのは、日本の財界の一部で自由化を支持している人がいるということ。また、アメリカに向かつて自由化を売り込んできている人がいることも彼らは知っています。だから、時間さえたてば、日本は必ずアメリカの要求に屈服するはずである、というふうに見ているのではないかと、思います。」「こういうふうに見えておられることは、そういうことでアメリカを勇気づけていることは大変私どもも残念に思うのですが、また実態だと思ふのですけれども、その辺の局長のお考えを聞かせていただきたい。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。それがどうというわけではございませんが、確かに今先生のお述べになりましたような雰囲気を感じさせるような言動をなさる向きがあるという感じは私もいたしておりまして、それが確かに私どものアメリカとの協定をやりにくくしているというところは、これは否定しがたい事実であると思つております。

ております。

○下田京子君 国内にそういう問題があるということになりますと、局長もかつてお述べになったと思うのですが、アメリカはやはり日本が絶対に譲れないぞという態度を示さない限り、一つ譲れば二つよこせ、二つ譲れば根こそぎよこせというような感じで自由化の旗はおろしていない、そういうニュアンスのお話をされたこともあると思うのですが、アメリカは今回、自由化の旗というものを、それは交渉の具体的な場では言っていないでしょうが、本場の姿勢としてはおろしたというふうに見ておられるのかどうか。

それから、今言いました、だれが言ったことは別にしましてもという話ですが、財界等で自由化論に対する具体的ないろいろな提言が出ているのは御承知のほうで、とすれば、それに対して逆に積極的に農水省として、担当として反論が必要ではないか、こう思うのですが、この二点について。

○政府委員(佐野宏哉君) 前段のお話でございすが、やはり日本の国内の事情がそういう一部の人の言っているような事態ではないのであるということをわからせるということが何と申しまして、大変重要なことでございまして、その点は、私も行政官の立場の人間が口でよく説明をするというだけではなかなか足りないところがございまして、そういう意味では、当委員会の御決議なども十二分に活用をさせていただいておるところでございまして。

それから、第二の点につきましては、私どもも機会をとらえてしかるべく反論はいたしておるつもりでございまして。

○下田京子君 何とも自由化の旗をおろしたかどうかの話はどうも歯切れが悪いのですが、結局否定していませんから、そういうアメリカの基本姿勢は変わらないというお気持ちなのだと理解します。

積極的に反論すべき点という点では、それなりにおやりになっているということなのですが、実

は、昨年九月に肉用牛問題で私は質問主意書を総理に出しました。その際に、総理からも今局長がお述べになったように、それなりにやっている、政府広報等を通じて説明している、今後も努力を続けていきたい、ということでも御答弁をいただいているのですが、具体的に政府広報でどんなのをお出しになりましたかとお尋ねしましたら、「なぜ農産物の輸入制限をしているのですか。南田洋子さんのキッチンからの4つの質問」などというところで出ております。また農業新聞なんかにも掲載されている、それからあちら向けにも出されていると。ですが、これはいずれも五十七年度なのです。五十八年度は全然やっていないのです。どうしてかと聞きましたら、事務方さんのお話では、どうも予算の都合があつてみたいな話でございまして、これはなかなかいいと思うのです。積極的に活用すべきではないかと思うので

特に私は、農業新聞などを見ましたら、そういう一連の財界などに対する反論文書をつくった。「最近の農産物自由化論について」ということで、官房企画室でつくられたものをいただきました。図入りで非常にわかりやすく、当委員会でも答弁されているのは、これを見ていたら大臣が何を言うかというのが全部わかります。これだけのものを本場にわかりやすく国民にも、ここにもお出しになったらいのじゃないかなと私は思いますが、そういうものをおつくりになるおつもりはございませんか。

○政府委員(佐野宏哉君) せっかくのお話でございまして、官房広報室などと相談してみたいと思います。

○下田京子君 それはぜひおやりいただきたいと思ひます。やっていますという総理の答弁だったのだから、見たらそれは五十七年度の予算で五十八年度は全然ない。もうあと一カ月で終わりになってしまう。しかも、今大きな最大の重要なときに出していない。やはりお出しになるべきだと思います。

そこで、これはせっかくこういういい資料がつかられていて、私はほとんど活用されているのかと思つたら、新山村農林水産大臣のための勉強の資料につくったのだということなのですが、読んでみましたがなかなかいいことがあつて、特にさつき大臣が、勉強していました。今やコロリーベースでも半分以上海外に日本は依存している状況でありますから、こういうお話がございましたが、そのくだりのところで「食料をこれ以上海外に依存することは、世界の食料需給事情が中長期的にはひつ迫基調を強め、不安定の度合を増すとみられること等から、これ以上輸入に依存することは危険極まりないことである。」、こうお述べになっております。

こういう立場で農水省は対応されていると思うのですが、あくまでもこれは部内資料だということと、あえてお尋ねするので。政務次官はかんきつのところからお出になっているというところも痛めておられると思うのですが、こういうお立場で、大臣それから皆さんと一丸になって対応されることとは思ひますが、その御決意のほどを一言お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(仲川幸男君) まず、下田先生の今の資料の問題について。結局、今の資料に書いてありますことが、自由化の問題にもばしつと歯どめを入れていることは同認識であります。

それと同時に、自給力の維持強化を図って、国内を強化しなければならぬことも当然であろうと思ひますので、そのことに対しては指導、努力をいたしたいと思つておられるわけでありまして、農産物自由化の問題については、きょう一連の大臣の発言と同じでございます。

○委員長(谷川寛三君) 時間になりました。これ以上輸入に依存することは危険きわまりないことだということは、枠の拡大もないというふうに信じて対応していただけたと思ひます。

以上です。

○喜屋武眞榮君 次のことをお尋ねしたいと思いますが、

沖縄の農業は、豊富な太陽エネルギー、農業の多様化、そしてしかも端境期の栽培、こういう方向に順調に進みつつあるわけでありまして。例えば、特に沖縄で今最も力を入れて広がっている切花、菊の切り花ですが、この一例をとってみますと、五十一年には八ヘクタールから始まって、それが五十六年には二百八十一ヘクタールと、三十五倍に四、五年で広がっているのです。こういうふうな順調に進展はしつつあるが、まだまだ可能性という面からは前途遠大である。こういうことを見通した場合に、輸送体制の強化というところが非常に問題になって、今壁になっているわけでありまして。この輸送体制の強化をどのように考えておられるか、お伺いしたい。

○説明員(亀甲邦敏君) 先生も御承知のとおり、沖縄の関係の物資輸送関係は船舶によるもの、それから航空によるもの、両方あるわけでございましてけれども、私も承知しております限り、現在のところではいわゆる需要に十分見合うだけの供給力が提供されておるといふふうに考えております。

また、今後の問題につきましても、沖縄における農産物生産の伸びと、それに伴います輸送需要の伸びとを十分見定めまして、供給体制の問題がないように十分注意してまいりたい、かように考えております。

○喜屋武眞榮君 今おっしゃる御答弁は、かいつまんで申せば、量が多くなつて引き合ふならやる、今のところ引き合ふというふうにも受けとめておりますが、私は次のことを申し上げたい。今、国鉄のないのは沖縄県だけです。その国鉄並みの輸送体制、あるいは運賃が国鉄のようになるならば、沖縄の物価は一割以上ぐ安くなることは間違いありません。そのように、県民生活の立場から、それから農業の多様化によって、従来の基幹作物、キビ、パイナップルでなくして、ビ

ーマン、サヤインゲン、トウガン、あるいはカボチャ、ニンジン、こういうふうにとんども他県に移出する。また、非常に好評を受けておるわけですね、喜ばれている。特に最近花開園芸、菊の花です。これがもう非常に広がっているわけなのです。ところが、豊作はしても、精いっぱいつくってもその輸送の体制が整わぬ、また運賃が高くて、もう少し聞きたいのですが、私が申し上げる輸送体制というのは、沖縄は離島県である。さらに今度は多島県である。全国で一番島の多い沖縄である。だからこの体制の強化は、沖縄県内における体制の強化とそれから沖縄と他県との強化、この二つの面から解決しなければいけないと思っておりますが、その点からひとつ御見解を承りたい。

○説明員(亀甲邦敏君) 沖縄関係の物資輸送の状況を見ますと、現在のところ本州なりあるいは九州なりから沖縄へ向けて輸送される輸送量の方が圧倒的に多いと申します。したがってその輸送力のいっばい便と申しますか、そちらの方で沖縄から出る物資輸送については量的な面では十分賄われておるといふふうに私も認識しております。

それから、運賃関係につきましても、例えば花卉、花のたぐいになりますと、やはり航空で運びます関係で、航空運賃は御承知のように国鉄等と比べればどうしても高目にならざるを得ないのでございまして、例えば船舶で運ぶ場合を考えますと、同じ距離を国鉄で運んだ場合で考えますと、それよりも格段と安い運賃で運ばれているのが現状でございまして、私も私としては、現在のところでは十分その辺の輸送体制はできておるといふ認識をしております。

○喜屋武眞榮君 例えは、国鉄に値する国鉄冷凍船、この計画はかがです。

○説明員(亀甲邦敏君) 国鉄冷凍船という話は私も大変恐縮でございしますがちょっと承知していただいておりますけれども……

○喜屋武眞榮君 いや、冷凍船です。いま飛行機とおっしゃったが、これもいまのところ飛行機で間に合っています。ところが量がふえますとそうはいきません。だから国鉄に値する足の速い冷凍船を建設してもらえば大丈夫なのです。冷凍船が備えあれば。

○説明員(亀甲邦敏君) そういった冷凍船で運ぶような物資輸送は、ただいまのところでは先生の申しやるとおり航空で運ばれているのが実態であらうかと思いますが、冷凍船で運ぶだけの物量が出てまいり、かつ、いわばこれは当然経済ベークに乗らなければ、例えば運送事業者の方でもなかなかむずかしいと思いが、その辺の客観的情勢が整うような情勢が出てまいりましたならばこれは当然検討に値する話であらうというふうに考えます。

○喜屋武眞榮君 いまの勢いで多様化の線に沿ってどんどん生産を高める方向に行くと思っております。ひとつその見通しもつけていまして計画してください。

○説明員(亀甲邦敏君) きょうの御指摘は、また戻りまして十分検討させていただきますと思っております。

○喜屋武眞榮君 次に、沖縄の立ちおくれである一つに——これは林野庁に關係するものですが、非常に立ちおくれである林道網の整備促進の計画がどうなつておるか。そのことについて、統計的にもヘクタール当たりの林道密度が全国平均の約半分です。二・二メートルしかありません。沖縄の林業を盛んにする点から林道網をどうしても強化しなければいけない、伸ばしていかなければいけない、計画はありますか。

○政府委員(後藤藤夫君) 林道につきましても、森林の多面的な機能を発揮させるためにも、また地域振興と申しますか、地元的生活をしてもらえ方々の利便という点からも非常に基本的な施設でございまして、

そういうことで、私も森林計画制度に基づきまして林道の整備を進めているところでござい

ますが、お尋ねのございました沖縄県の林道整備でございまして、昭和五十二年度末のヘクタール当たりの林道延長、これを私どもは林道密度と言つてございまして、五十二年度末では全国平均で三・〇メートルであるのに対して、沖縄県は一・六メートルというところで、全国平均の半分ちょっとという密度であつたわけでございまして、五十三年度から五十七年度までの五年間のヘクタール当たりの開設実績は、全国平均が〇・四メートルでございまして、沖縄県は〇・六八メートルということで、整備の進捗は全国平均に比べますと一・七倍というふうになっております。

現在、なかなか公共事業のマイナスイメージというふうなことで厳しい状況でございましてけれども、先生御指摘のように、林道整備の水準が低くおられるというところは私も十分認識をいたしておりますので、今後とも沖縄振興開発特別措置法の趣旨に即しまして高率の国庫補助率を適用するということ等に努めてまいりまして、開設、改良等の諸事業を積極的に推進してまいりたい、かように考えております。

○喜屋武眞榮君 沖縄林業のほかの面も隘路がいっぱいありますが、特に林業と関係して申し上げたい点は、森林法がまずストリートに適用できぬですね、金網の中には、したがって、松くい虫が金網の中で発生しても、治外法権の金網の中です。森林法がストリートに適用できればベストですけれども、それができぬために、及ばないためにそこに隘路がある。

次に、米軍の実弾射撃演習による被害。例えば植樹を奨励するけれども、緑の山を、林をつくることを奨励するけれども、実弾射撃によって山に撃ち込まれて木はなぎ倒される、それから山火事が頻繁に発生する、こういう一連の因果関係がありまして非常に困つておるのです。そのことをどのように理解され、そしてそういう現実をとらえて、どう沖縄の林業を進めていこうと思つておら

れるのか、お聞きしたい。

○政府委員(後藤康夫君) いろいろな御指摘がございましてけれども、後段で御指摘のございまして米軍の演習との関係につきましては、米国との間の協定の問題等もございまして、この問題につきましては過去にも先生から御指摘もございました。している点でございますが、先ほど冒頭に申し上げましたように、いろいろな面におきまして林道整備の水準だけではございまして、沖繩の林業につきましては国内と異なった要素あるいはこれから改善をしなければならぬ要素、いろいろ含んでおりますので、先生のお話の中にございまして、たような実態を踏まえまして、私どもとしてできるだけの手は打ってまいりたい、かように考えております。

○喜屋武眞榮君 時間も来たようでありますので、最後になると思いますが、次に、資源管理培養型漁業についての具体的な施策を聞きたいわけでありまして、つくり育てる漁業あるいは栽培漁業ということとは日本全体の問題でもありますが、けれども、特に沖繩がそれに適しているというところは第二次振興開発計画の中にもこのようにうたわれております。「広大な沖繩周辺水域の高度利用を図るため、漁場環境の維持保全に努めつつ、沿岸漁場の整備開発、栽培漁業の展開等資源管理培養型漁業を推進する」必要があるということが非常に強調されております。そういう一面においては、もう典型的な恵まれた沖繩の自然環境であります。ですから、国として、沖繩の立場からいうことも大事でありますけれども、国土開発の立場から沖繩をどのように重視していかなければいけないか、こういった発想に立って資源管理培養型の漁業の推進をするという姿勢を明確にしてもいいという、これに対するお答えと、それじや具体的施策をどのように考えておられるのか、以上、お尋ねします。

○政府委員(渡邊文雄君) ただいま先生御指摘のよう、沖繩の整備計画におきましても沖繩のこれからの漁業問題につきましては、大変広大な海

に囲まれているという沖繩の地理的な特性を生かす、それから沖繩は非常に日本ではたまた一つの熱帯水域でございまして、魚の場合にもえさつきがいいというようなこともありまして、成長が早いわけでございます。そういう意味で、沖繩の気候的な有利な点を生かしました魚の増殖というものに努めるということがこれからの沖繩漁業の振興のかなめであるというふうに私も認識をいたしておるわけでございまして。そういう形でこれから御指摘のつくり育てる漁業の振興を図っていくわけでありまして、具体的な中身といたしましては、御案内のように栽培漁業の振興あるいは沿岸漁場の整備開発というような意味で五十七年から、当時県からも大変強い御要望がございました。国営の栽培漁業センターを石垣島に建設を進めておりました、五十九年、来年度に完成をするというところで現在鋭意建設を進めているわけであります。

対象魚種といたしましても、ハタあるいはマチ、ノゴリガザミと、生食用としましては刺身としても珍重される魚種でございまして、そういったものが来年度完成するテナボで現在進めておるわけでございまして。県の栽培漁業センターというもので同時に着工し、これは今年度完成するというところで、本部町に、たしかもう建設を今急いでおるわけであります。そこでもクロダイ、フエフィ、クルマエビ等、大変刺身としましては喜ばれる魚を中心に栽培漁業の振興を図ってまいりたいと考えております。

それから、栽培漁業とあわせて漁場づくりでございまして、沿岸漁業の生産基盤であります漁場の整備開発、沿岸漁場整備開発事業の予算の執行につきましても、沖繩につきましてもはできるだけその整備を進めるという観点で現在行っているわけであります。予算の配分等につきましても、沖繩の日本におきまします漁業の生産額のシェア等と比べますと高に高いテナボでの予算の執行をいたしておりますし、これからのそのように心がけまして、御指摘のつくり育てる漁業の振

興に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員(谷川寛三君) 本件に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十四分散会

二月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、食糧の輸入依存反対に関する請願(第一七二号)

第一七二号 昭和五十九年二月十四日受理

食糧の輸入依存反対に関する請願

請願者 千葉県柏市東中宿一ノ八ノ三

大原喜美代 外二千四百九名

紹介議員 糸久八重子君

農産物・食料品の輸入自由化、拡大を図ろうとする内外の政治的圧力のなかで、政府は、米の作付制限を続け、既に食糧(穀物)自給率が三十パーセントをきろうとしている状況にあるにもかかわらず、牛肉・オレンジをはじめとする農産物の輸入自由化の要求におされ、食糧の外国依存を強め、食生活を、質・量両面から不安にさせている。ついでには、日本農業の振興策をとり、食糧の輸入依存をやめ、自給率を向上させたい。

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案
保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「買入」を「買入れ」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第八条第一項の特定保安林の指定に関する事項

第三条の見出しを「(全国森林計画の変更)」に改める。

第七条の次に次の四号を加える。

(特定保安林の指定)

第八条 農林水産大臣は、第二条第一項の保安林整備計画に基づき、指定の目的に即して機能してないことを確保するため、その区域内にある森林の全部又は一部について造林、保育、伐採その他の施策を早急に実施する必要があると認められるものに限り、指定保安林として指定することができる。

2 都道府県知事は、省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の保安林を特定保安林として指定すべき旨を農林水産大臣に申請することができる。

3 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする保安林の所在場所を管轄する都道府県知事に協議しなければならぬ。

4 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、特定保安林の指定の解除について準用する。

(地域森林計画の変更等)

第九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の保安林が特定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域内に森林法第五十条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつていない民有林があるときは、当該

地域森林計画を変更し、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項を追加して定めなければならない。同項の規定により地域森林計画をたてる場合において特定保安林の区域内の民有林で当該地域森林計画の対象となるものがあるときも、同様とする。

一 造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林(以下「要整備森林」という。)の所在

二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期に関する事項

三 その他必要な事項

(協議の勧告)

第十条 都道府県知事は、要整備森林について前条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法に関する事項に従つて施業すべき旨の森林法第十条の五の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、当該要整備森林又は当該要整備森林の立木について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で都道府県知事の指定を受けたものと当該要整備森林又は当該要整備森林の立木についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

(伐採の許可の特例)

第十一条 要整備森林について第九条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法及び時期に関する事項に従つて実施される立木の伐採については、森林法第三十四条第一項の規定は、適用しない。

附則第二項中「三十年」を「四十年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十九年三月十六日印刷

2 地方税法(昭和二十五法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。

3 前項の規定による改正後の地方税法附則第十条第三項の規定は、昭和五十九年四月一日以後の土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

二月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付記された。

一、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港施設」を「漁業用施設」に改める。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律で「漁業用施設」とは、漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。

一 沿岸漁場整備開発施設(消波施設その他政令で定めるものに限る。)

二 漁港施設(漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外部施設、係留施設及び水域施設に限る。以下同じ。)

昭和五十九年三月十七日発行

産業協同組合その他営利を目的としない法人で政令で定めるものに改め、「及び」を削り、「施設で」を「施設でその所有者の区分ごとに」に改め、同条第六項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第七項中「代る」を「代わる」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第八項中「五十メートル」を「百メートル」に、「二十メートル」を「五十メートル」に、「こえる」を「超える」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第四号中「漁港施設」を「漁業用施設」に改め、同条第三項中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「左の」を「次の」に改める。

第三条の二第二項中「行なう」を「行う」に、「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「激甚災害」を「激甚災害」に、「十万円」を「三十万円」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第七条中「激甚災害」を「激甚災害」に、「三万円」を「十万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二十四条第二項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「三万円以上十万円」を「十万円以上三十万円」に改める。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局